

平成25年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成25年3月18日（月） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 新	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第58号	知立市中小企業振興基本条例（12月定例会継続審査案件）	修正案可決・ 修正案を除く 原案可決
議案第8号	知立市精神障害者小規模保護作業所条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	知立市立保育所条例の一部を改正する条例	〃
議案第10号	知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例	〃
議案第11号	知立市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	〃
議案第12号	知立市新型インフルエンザ等対策本部条例	〃
議案第15号	知立市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	〃
議案第16号	知立市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例	〃
議案第27号	平成24年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第28号	平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第30号	平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第32号	平成25年度知立市一般会計予算	〃
議案第33号	平成25年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第36号	平成25年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第37号	平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃

午前9時58分開会

○明石委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は15件、すなわち議案第58号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第36号、議案第37号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第58号 知立市中小企業振興基本条例の件を議題といたします。

この件につきましては、12月定例会におけるこの委員会で継続審査となっている件で、前回自由討議まで終了しています。

ただいま、本案に対し石川委員より修正案が提出されました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時02分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

○石川委員

おはようございます。平成24年度12月定例会の議案第58号 中小企業振興基本条例の修正案について提案理由の説明をさせていただきます。

本修正案は、原案を最大限に尊重しつつ中小企業、商工観光振興の知立市における新たな憲法とも言える本条例において、その施策の実効性をより高めるため、調査、研究、効果、検証を行う諮問機関の設置を定めるものであります。内容についてはお手元に配付してある修正案にあります。第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加えます。第14条 知立市中小企業振興会議、市長の諮問に応じ、中小企業振興施策を調査・研究するため、知立市中小企業振興会議を置く。この会

議には10人以内の委員を置き、中小企業者、関係団体の職員、学識経験者、関係行政機関の職員のほか、公募市民など一般市民からも広く意見を聴取します。なお、附則になるように交付の日を平成25年4月1日に改め第1項とし、第2項には知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を加えます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○明石委員長

ただいまの修正案に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

○稲垣委員

原案も最大限に尊重された内容であります。市政会の示されました修正案につきましては、民友クラブとしましてしっかりと議論させていただきました。内容的にもよりよいものとなっていると、こういう結論に至りましたので賛成いたします。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 知立市中小企業振興基本条例について、挙手により採決します。

まず、議案第58号に対する石川委員から提出された修正案について挙手により採決します。

本修正案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、修正案は可決されました。

次に、修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 知立市精神障害者小規模保護作業所条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

知立市障害者小規模保護作業所条例の一部を改正する条例についてお伺いしたいと思います。

この、かとれあワークスですけれども、先日質疑の際にも本会議のときにも話がありましたけれども、正面に立ちますと、かとれあワークスと大きく名前が書かれております。

そこで1つ質問なんですけれども、ここですけれども、今現在どれぐらいの方が利用してみえるのでしょうか。

○福祉課長

かとれあワークスにつきましては、今現在26名の方が登録されております。現実今利用されているのは毎日大体おおよそ10名程度の方が利用されているということで、登録については26名されていますが、ただ通えていない方もみえますし毎日ということでもないものですから、そういった形で1日平均10人という形になっております。

以上です。

○高木委員

知立市の今あります精神障害者小規模保護作業所の条例なんですけれども、かとれあワークスがずっとやってくださって、今保健センターの隣にもかとれあワークスという名前が書かれているということ。今回この条例も私も読ませていただきまして、知立市に今ありますこの条例なんですけれども、自治法によって定められているということなんですけれども、この条例、内容を見ますと指定管理者だよというような条例だもんですから、第4条では指定管理者による管理という言葉も出てきておりますので、このかとれあワークスという名前が変わるこの際に、この条例の内容の見直しをとすることは検討されませんでしたでしょうか。

○福祉課長

今回、名称等の変更をさせていただくに当たっては、本来、自立支援法の中の小規模作業所というのは本来自立支援法の中にはなくて、本来はこういった福祉サービス事業、いわゆる地域生活支援事業とか福祉サービス事業等に切りかえるのが本来なわけなんです、それがなかなか切りかわってなくてということで、もう既に5年たっているわけなんです、その中でうちのほうもそういった障害者自立支援法、今度から障害者総合支援法になるわけなんです、そちらのほうには法律に基づいた事業所のほうに切りかえたいということもあってやらせていただいております。今回その中でいろんな内容を検討させていただきました。ただ、まだかとれあワークスの中、かとれあ福祉ネットのほうに指定管理をさせていただいておりますが、そちらのほうの運営規定とかそういったもの見直しがまだ全て済んでおりません。その関係でまことに今回あれなんです、名称だけの変更とさせていただきます。実は今後これにつきまして内容についてもどういった事業を本来やっていくべきなのかということで、かとれあ福祉ネットの運営規定の見直しもさせていただきながら再度検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○高木委員

今、おっしゃってくださったこと、まさに私も今回いろんなところの条例を見せていただきましたら、やはり精神障がいの方たちのためにこういうものがあるんですよということとなっております。目的というのがどうもちょっと違うような気がしましたものですから、条例が今度よりよい総合支援の方法になっていくように期待しておりますので、また検討していただきたいと思います。

○池田福子委員

ちょっとお伺いいたします。

知立市精神障害者小規模保護作業所条例ということで、これが知立市かとれあワークス条例に変えたいということなんです。これは理由はあるんですよ。なぜこういうふうに変えたいかという。

○福祉課長

まず第1点は、今までの小規模作業所というものの自体、これは本来自治法前の旧体系のものになります。それを指すという形になります。本来は自立支援法の中で平成18年4月に自立支援法ができたときに全ての小規模作業所については本来の法律に定まった各事業所のほうへ移行というのが決められております。ただ、それについては一応5年間の経過措置等で補助金等の関係もありましたが、それも全て5年たって終わっている形でやらないといけない。まずそこで小規模作業所という名称もまずは変えさせていただきたい。そのときにどういった事業をやるかによって本来は事業所の名前、例えば今まで考えていたのが地域活動支援センター事業、そういうのが多いわけなんです。例えば地域活動支援センター事業条例とかそういった条例等に変えさせていただくのが本来だったんですが、ただまだ何の事業をやっていくかというのが先ほど言ったようにまだ検討段階にあります。地域活動支援センター事業でやっていくのか、それとも本来で言う就労支援事業でやっていくのかとか、そういったのを今後さらに検討しないとなかなか体制等がとれないということもあって、まずは差し当たって今回小規模作業所と

は言っていますが、通常は皆さんやはり、かとれあワークスが本来通称名であって皆さんに愛着のある名前であって知れわたっております。ただ今後も啓発は大事だと思いますが、そういった知れわたった名称でやっているものですから条例のほうも今回の機会にかとれあワークスという形に変えさせていただいて、条例名もかとれあワークス条例というふうに変えさせていただきました。

以上です。

○池田福子委員

お話よくわかったんですけども、理解したつもりでいるんですけど、結局精神障がい者の集まる場所だよというのは残しておいたほうがいいような気がするんです。今後、大人の発達障がいとこの間もやっていたんですけども、ひきこもっちゃっている大人もいっぱいいるわけなんです。ですから、かとれあワークスが最初にくるとかとれあワークスとは何じゃいなど、そういうふうに思っただけ素通りしちゃうような気がするんです。そこで精神障がい者の作業所だよというのをまず出していいんじゃないかと思うんです。それから、以下この施設はかとれあワークスと呼ぶ。あとは全部かとれあワークスという名前でいいと思うんですけども、表題だけは残していただいたほうが次の施設ができる場合もあると思うんです。これが1カ所で済むとは思えないです。精神障がいの方、今も知的の方も入ってきておりますんで、軽い知的の方も入ってきております。ですからそういう意味もありまして表題のほうは残していただいて、次の以後かとれあワークスと呼ぶというところからかとれあワークスでいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○福祉課長

今回の質疑の中でもそういったお話を伺わせていただきました。うちのほうの質疑の中でも回答させていただいたように、この精神の關係の施設を1カ所でいいというわけではありません。当然そういった機運等が高まってくればそういったのも必要ですし、当然福祉課サイドでもそういったので精神だけではないんですが知的の方もそうい

った方も必要ということがありますので、そういったのは当然考えさせていただいております。ただ、今回かとれあワークス条例という条例名も変えさせていただいたというのは、やはりいろんな意味でぼけてしまうのかなというのはあるかもしれないんですが、昨年うちのほうもかとれあワークスとは何ぞやという形で実はチラシ等も区長会のほうで配布させていただく等啓発をさせていただいております。既に一般の方についてはほとんど知られているのではないかなという気もします。それで合わせてそういった一般の方にもわかるように区長会等も今後もそういったことでいろんなチラシ等で啓発をかけさせていただきながら事業所という形で、また新たに新しい事業所等ができました折にはまた少しその辺は考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について、挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市精神障害者小規模保護作業所条例の一部を改正

する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

本当にちょっと基本的なことで確認させていただくんですけども、これは131番地を200何番地に移したいということですよ。

高根保育園のことなんですけれども、131番地を218番地にしたいと。変更したいということですよ。ただ、このゼンリン最新なんですけれども131番地にちゃんと建っているんですよ。それで218番地がないということで、無知でごめんなさい。ここと違うということ。

○子ども課長

済みません。今回保育所条例の一部改正する条例ということで出させていただいたのは、まず南保育園が1つは山畔から神明地内に移るということで4月1日以降住所が変わるということ、これは委員皆さん御存じだと思うんですけども、もう1点の今質問のありました高根保育園の住所地番、従来が高根131番地になっていたものを改正後高根218番地に変えるという点、これはどうかという御質問ですが、これについては大変申しわけございません。平成11年に土地改良の換地処分が終わっておりまして、その後すぐに地番の変更、条例改正がなされなければいけなかったものがされていなかったということで、今回この南保育園の地番の改めるに当たってこれが間違っていることに気づいたということで、改めて住所を変えさせていただくということで今ごろということにはなるわけなんですけども、おわび申し上げて今回改正させていただくということでよろしく願います。

○池田福子委員

ということは、場所はあっているけど番地が変わったということで、このゼンリンの地図が違うということですね。

○子ども課長

ゼンリンの地図、済みません。今何番。

○池田福子委員

131の13になっている。

○子ども課長

これが間違っていて、私どもが住所地番を直していなかったということでこうなったかと思えます。本来なら先ほども言いましたように平成11年度中に条例改正をして地番を改めておくべきだったものがされていなかったということで、気がついた時点で変えさせていただくということで今回出させていただいたということで、これ今ごろということについては本当に先ほども言いましたようにおわび申し上げるしかないということでございます。

済みません。よろしく申し上げます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について、挙手により採決します。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第9号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議でもこの議論がありましたけれども、ちょっとわからないので教えてほしいと思いますけれども、まず母子保健法の一部改正に伴って今回の知立市の福祉医療である子ども医療費支給条例を変更されるということでありますけれども、母子保健法の改正というのはどういうものかということをお知らせ願いたいのと、もう1つは一般的に医療費、現状では窓口負担が3割という形にあります。それから入院についてもあるわけですが、そうした中でこの母子保健法があってその中で給付されて、そして今度また子ども医療条例の中で給付されるというような中身になっているわけですが、その辺の関係がどうなっているのか。3割負担との関係を含めて御説明願えたらなというふうに思いますけれども。

○国保医療課長

それでは、ちょっと母子保健法の改正についてからお話をさせていただきます。

母子保健法では、今までは養育事業につきましては県事業というふうになっておりました。これを平成25年4月1日から各市町村の事業に振りかえるというのがその改正内容であります。

どうして、では子ども医療支給条例が改正になるかといいますと、母子保健法の未熟児養育事業につきましては、医療の負担は全て国、県、市で負担をするというふうになっておるわけですが、ただそこに受益者負担金として所得階層に応じて負担金を納付するというふうになっておるわけですが、その負担金部分についての支出を今まで子ども医療で例えば見れば保護者の方は一切負担金ゼロで見られていた。ところが結果として母子保健法による養育事業に変えることで、その自己負担金が出てしまうという、こういった子ども医療の制度を持っている愛知県等ではそういった矛盾が出てしまうわけです。その解決のために自己負担金についても子ども医療費でみることができるといふように愛知県から指導がありましたので、そういった形でその自己負担金部分の本来

医療費ではないわけですが、子ども医療費から支給するためにこの子ども医療費を改正させていただくというものです。

3割給付という話がありましたけども、実際、就学前の子どもまでは今は2割給付ということになってますけども、その2割についての持ち分負担ということになりますと国がそのうちの2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するというふうなことになっております。お願いします。

○佐藤委員

そうすると2割負担という流れの中で1割部分について県、市で面倒を見るというような形に変わるということでありまして、それは今まで母子保健法が改正されたということで今まで国と県でやっていたものが市町村も加わるという形になりましたけど、そうすると今までは母子保健法の3歳未満の子供ですか、その対象の方たちは母子保健法の第20条の第1項の中で所得に応じて負担金を徴収することができるみたいな規定があって、その部分についてはずっと負担してきたわけですか。県の制度ではそれは救済されてきたわけですか。今回これが市町村にありということなので今回これを条例の中でカバーしないと穴があくということで改正ということになったんでしょうか。

○国保医療課長

今まで県の中でも負担金制度はありました。ただ県のほうがすごく百数十万までの所得税がかかる人まではゼロ円というふうな負担にして、ほとんどの方が負担金を払うというふうにはなっていなかったということです。ただ、今回からも知立市の方は国の所得基準階層でやるわけですが、実質お母さんたちからいただく部分というのはやはり子ども医療のほうで見ますのでゼロ円ということには変わらないわけですが、国のほうに負担金の交付申請をする際に受益者負担金を除いた部分を補助として国が負担してくれるという制度になってきますので、その場合はその負担金部分は県と市で見ると子ども医療で見たほうが知立市としては有利ですので、国の補助に合わせた徴集金を取るという、これは今規則のほうですけど

も母子保健法施行規則というものをつくりますので、その中でそういう規定をさせてもらってます。

○佐藤委員

そうすると、今まではそうした方が県の制度で今までできたわけですが、30数名ということはこの前答弁がありましたけど一遍そこを確認させていただきます。

○国保医療課長

この間の保険健康部長からのお話のとおりです。

○佐藤委員

それで、この子ども医療支給条例のほうで新たにその部分についてうたわれるということになりまして無料となるわけですが、この前もありましたけれども、予算書のほうには未熟児養育医療事業というような形でありましたけれども、これについてはこの前の議論の中では食事代だというようなことがありましたけれども、予算の中に子ども医療費は子ども医療費の支給の科目がありまして、そのほかと別に今回新たに予算を見ると、国、県の予算の歳入があって、そして歳出のほうで同じ福祉医療の並びのところでしたか、そうしたものがうたわれるようになったのかなというふうに思いますけども、その点については食事と言うか、3歳未満の未熟児2,000グラム未満の子供を対象にした入院時の医療についてはこちらで見るけれども、食事について予算で見るとということなんでしょうか。どうでしょうか。

○国保医療課長

予算に上げました金額300万円ちょっとの金額は上がっていると思いますけども、これにつきましては2割負担部分の全額ということになります。額的には高額医療費が入っておりませんので、もう少し医療費としては大きな金額なんですけども、本来親御さんが負担すべき2割の部分のもの。食事の部分を含めた金額が300万1,000円の金額として計上させていただいているということです。

○佐藤委員

そうすると、ちょっとのみ込みが悪くて大変恐縮ですけども、この条例では保護者の負担、県制

度のときも高い所得制限のところにあってほとんど無料だった。そして今回この支給条例の中でそうした部分についても無料制度に穴があかんように対応するということですが、予算上の未熟児のところは、これは今2割部分と食事の分も入っているということを言われましたけど、この条例との関係で、子ども医療費支給条例、子供と知立市の子ども医療費の予算の科目のところと、条例上が1本なので科目が分かれても別に不思議はないということか、その辺がちょっとどうなのか。だとするならば一緒に含めてもおかしくないんじゃないかなということも考えるので、その辺御説明ください。

○国保医療課長

ちょっと済みませんでした。今回、別項目で上げさせていただいたのは、子ども医療として払えるものは県の補助で、子ども医療費でお金が入ってくる事業です。それにつきましては当然子ども医療費のほうで計上させてもらってるわけですが、未熟児養育事業につきましては、これは別の事業として実施させてもらって国の負担金も入ってくる、県の負担金も入ってくる、こういった事業になりますので別建てとさせていただきます。子ども医療費でかかってくる部分というのは、本人が医療給付を受けるために別枠で自己負担金を払っていただく必要がある。その部分を子ども医療費で補填するということですので、医療費の部分と自己負担補填部分とはちょっと考え方を分けていますので、こういう形にさせていただいています。

○佐藤委員

そうすると、この自己負担補填部分ということで未熟児医療費のところでも面倒を見るということですか。その辺をもうちょっとわかりやすく複雑な話なんですよね、ここはちょっと。もうちょっとわかりやすく説明してもらえるといいかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○国保医療課長

済みません。ちょっと説明が悪いようで。

ちょっとくどい話みたいになっちゃうんですけど、

ども、今回未熟児養育事業で上げさせていただいた部分は健保で8割見ます。残りの部分の2割の部分というのは、例えば100万円医療費がかかる20万円が2割負担になるわけですが、実際にはその2割の中から高額療養費の部分が、標準家庭で8万100円以上の部分が高額医療費で健保で見られますので、実質本人が負担する医療費部分としては8万円が本人の医療費部分です。プラス1食につき260円という食事代が本人が医療費として病院にお支払いする額。この部分は今回計上させていただきました未熟児養育事業費のほうで上げさせていただいた300万円の金額というものです。それとは全く医療とは別建てで本人負担がかかるわけです。保育所へ入所したときには保育料負担金がかかる。それからそういったような形の負担金として本人は市にお金を払う必要がある。その部分を子ども医療として県のほうで子ども医療として見られますからそれでやってくださいよという話ですので、その部分は通常の子ども医療費の中で見ております。お金の入ってくるところが違うものですから出どころもこういうふうに分かれているということです。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について、挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 知立市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案第11号も本会議で質疑がありましたけれども、今回改正の内容についてちょっとお知らせください。

○国保医療課長

この改正につきましては、従来精神障害者保健福祉手帳1級、2級を持ってみえる方が入院をされたときに自己負担金を病院のほうに納めていただきまして、その領収書を持って市のほうに申請していただくという形。療養費払いというふうに言っていますが、そういう形で支給していたものを通常の今までの子ども医療だとかあいうものと同じように医療券を持って医療機関に提示することで一旦お金を納めることなく医療を受けられるようにすると、これは現物給付というふうに言ってますけれども、その償還払いを現物給付に変えるための改正ということです。

○佐藤委員

これについては精神障がい者の医療費の点については、この点で入院で精神疾患のみの方が入院されたときに2分の1軽減すると、こういう中身ですか。この2分の1負担する部分について現物給付をするということでしょうか。

○国保医療課長

2分の1の給付になる方というのは、精神病として診断された方、それと自立支援対象者であって手帳を持っていないような方です。その方たちというのが2分の1負担ということになるわけですが、これは医療機関との調整もありますので、この方たちについてだけは従前どおり窓口で

一旦お支払いをしていただき、後で市のほうに請求していただくと2分の1をお返しするという形、これはそのまま残ります。3割負担を丸々みられる方というのは精神障害者健康福祉手帳1級、2級を持った方、この方たちについて今回現物給付に変えるというものです。

○佐藤委員

そうすると、知立市の精神の場合だと通院でいきますと精神疾患のみの方は自立支援医療ということで基本的に1割負担ですよ。この部分については市が1割負担分を上乗せしているということになっていると思うんです。それから、全疾患の方の1級、2級の方です。それから入院でも全疾患で1級、2級の方という形がありますけれども、今のところで説明があった、よくわからないから聞かれますけれども、入院で精神疾患の方は今までどおり償還払いで残すけれども、今回はそれを除いたところで手帳を持っている方ということを言われましたけれども、窓口で一遍立てかえて、そして後で償還払いになった人たちを現物給付にするということですが、この点については今言われた障害者福祉手帳の1級、2級を持っている方というのは、例えば全疾患の場合の精神以外で通院をされた。それから全疾患で精神以外の方で入院されたと、こういう方を対象に現物給付するということでしょうか。その辺の区別をちょっと1級、2級ということを言われましたけれども、ちょっとわかりやすく教えてほしいなど。

○国保医療課長

申しわけございません。ちょっと説明が非常に難しいところですので、自分もよくわかってないのかもわかりませんが。

まず、今回対象とする方というのは全疾患です。精神病、それからそれ以外の方、全て現物給付というふうにします。精神病として診断された方が精神病で入院された場合、それから自立支援医療として1割負担になっている方、この方たちが精神病として入院された場合についても知立市は単独で補助制度を設けております。これは2分の1補助というふうになっております。この部分につ

いては今までどおり償還払い、今言った2通りの方というのは全疾患の疾病については入院は対象外となっていますので、もともと対象外ですので、これは対応ということはありません。

これでよろしいでしょうか。

○佐藤委員

そうすると入院の自立支援医療での1割負担の方と、それから、医者が精神病だと認定されて入院された方が2分の1負担と、こういう方については今までどおり償還払いだというふうになるんですけど、そうするとそこで疑問が出てくるわけですけども、全疾患の方たちについては現物給付を今回導入されて、そうじゃない方について今までどおりの償還払いという対応なんですけども、ここはどういう違いでこうなるのでしょうか。

素直に今度全疾患の方で現物給付して便宜を図るということであるならば自立支援の1割負担、それから精神病認定された、医者に認定されて入院される2分の1負担の方についても償還払いができないのかなとそんな疑問が湧いてくるんですけども、その辺はどういうことなのかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○国保医療課長

それについてもできるのかということでもちょっとこちらでも検討はしたんですけども、やっぱり医療機関がこれは市だけの制度ですので、全般的な制度ではないので、愛知県下でもたくさん医療機関関連のところがあるわけですが、そこに事務手続の負担をお願いしなきゃいかんということになるということを含めると、ちょっと2分の1の方については今回は難しいのかな。

他市でも2分の1給付のところがあるわけですけども、やはりそういうところでもこれについては償還払いで、まだ全疾患についても償還払いのところもたくさんありますけども、知立市としては県下では早いほうでこれを現物給付できたのかなということは自負しているところです。

○佐藤委員

一步前進で現物給付する手間を省く、これはとてもよいことだなというふうに思いますけれども、

今課長のほうが言われて、医療機関が全疾患の場合には一般的な疾病ということでこの近隣で対応できる病気だということでそうしたことが可能なのかなということは今のお話を聞いて思いましたけれども、精神病というふうに認定されて近くにも病院はありますけれども、それぞれの患者さんがそれぞれの県内にあるような病院のところに入られるというケースも多分あって、そのこのところにまだまだ踏み切れないことなのかなというふうに思いますけれども、引き続きそうした点では、そうした方たちはいろいろ扶助を受けたりしておると思いますけども経済的には大変な方たちだなというふうに思うので、そうした点ではやっぱり現物給付をいかにして実現していくかなというのは今課長が言われたとおりの今後の課題でもあるし、またそうした研究を引き続き進めていってほしいなというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

○国保医療課長

我々のほうとしても現物給付のほうが償還払いよりも事務上も実はすごく助かるわけです。窓口へ来て手続をしていただくというよりも直接審査支払機関から払ったほうが楽ということがありますので、本当はそういうふうにしたいということはあるわけですけども、ちょっと2分の1の方についてはそれやっても結局は2分の1は来てもらうしかないわけです。現物給付できるのが2分の1しかないわけですので、そういう点も踏まえるとちょっとこれはやっても、本人がそこで払う分が減るというメリットはあるわけですけども、余り手続上でも足を運んでいただく手間がなくなるとかそういうこともないわけですので、そう急いでということではなく他市との状況を見ながらそういう形になってくれば知立市のほうも考えていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

それで、この2分の1については自己負担があるというふうに思うんですけども、その他については今まで償還払いであっても基本的に無料という形でやられてきたと思うんです。県下を見ても

精神疾患のみの入院というところは2分の1負担というところが結構多いわけですが、よく考えてみるとそうした精神疾患の方が収入や就業状況やその他を考えてみると2分の1負担というのはちょっとえらいような中身でもないかなというふうを感じるんです、正直な話。そうしてみるとまだ県下では2分の1負担というものがありますけども、そうした中であつても無料にしているところもあつたりするわけです。ですから、そうした点で今後1つ2分の1負担という形で前進をしてきたとはいうものの、そうした検討も今後県下の状況を見ながら必要なことではないかなというふうに思いますけども、こうした点でどんなお考えをお持ちか、この点だけはお知らせください。

○保険健康部長

まず、当初精神疾患で入院されたということで2分の1が自己負担ということになるわけですが、確かに大変な費用というふうになるのかというふうに思うんですけども、ただ、それ以降恐らく手帳の交付対象になってくるんじゃないかなと。入院が続くような状態の方であればなくなるんじゃないかなというふうに思いますので今後検討はしていきますけども、そういう状況になるんじゃないかなというふうに思われますので、これが2分の1、県も補助対象にしていないうことではないかなというふうに思いますので、今のところまだその辺の検討は加えていないところにあります。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、挙手により採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第11号 知立市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号 知立市新型インフルエンザ対策本部条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○稲垣委員

1つ、2つ教えてください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法、これについてちょっとわかりやすく教えていただきたいんですけど、お願いいたします。

○健康増進課長

新しくできました知立市新型インフルエンザ対策本部条例について説明させていただきます。

国は平成21年度に発生いたしました新型インフルエンザの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定いたしました。この法の規定の中に新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき市町村長は市町村行動計画で定めるところにより対策本部を設置しなければならない。そして、その対策本部に関することは条例で定めると規定されております。このことから、法の施行に合わせて市の対策本部の設置が可能となるよう条例を定めるものでございます。

以上です。

○稲垣委員

ありがとうございます。

それで、例えばそういう条例を制定することによって、例えば発生の方向とか、行動計画、これについてはどのように考えておられるのか。それがちょっとわかったら教えてください。

○健康増進課長

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法、これに基づいて行うわけでございます。まず、この措置法が交付されたのが昨年5月でございます。そして施行については、それから交付されてから1年以内に施行を政令等で定めるということになっております。ということでまだ施行はされていないわけでございますが、5月10日が1年の期限でございますので5月10日までにこの措置法が施行されることとなります。

それから、国の政府行動計画というものが策定されます。これが5月、6月にかけてと聞いております。これも措置法の中で政府行動計画を定めることになっておりますので、その政府行動計画とガイドラインが策定されますと、これを受けまして都道府県と市町村がそれぞれ行動計画を定めるというスケジュールになるということでございます。ということで、国が6月末ぐらいに行動計画を策定しますと、それに基づいて県と市が策定しますので行動計画は7月、8月ごろ策定に入るかと思っております。

以上です。

○稲垣委員

済みません。ありがとうございました。

それで、今知立市内、周辺市もそうですけどインフルエンザがすごく流行しているわけです。学校のほうの情報は学級閉鎖とか届くんですけど、知立市全体としてはどのような状況なのか、これもちょっと1つ合わせてお聞かせください。

○健康増進課長

学校のほうの情報は逐次入って学校教育会より私どももいただいておりますが、特に知立市全体についてはちょっと把握しておりません。特に重大

な状況ということは聞いておりません。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

まことに単純な質問だと思うんですけども1つお聞かせください。

この新型インフルエンザ等対策特別措置法の第1条なんですけども、この条例は新型インフルエンザ対策等対策特別措置法第37条において読みかえて準用する法第26条の規定に基づきというふうになっておりますけれども、この新型インフルエンザ対策特別措置法を読みますと、準用第37条ということですと書かれているんですけども、知立市において他市の例を何を読みかえるんだろうと。この第37条において読みかえて準用する。この第37条って何ということなんですけども、他市を小田原市とか、今条例がもう定まっております神戸市を見ましてもこの読みかえて準用するなんて言葉は載っておりませんが、これをあえてされたということですから理由を教えてください。

○健康増進課長

読みかえてという規定が知立市に入っているということでございますが、県から各市町村に例が示されておるわけです。そこには読みかえてという文言はなかったわけですが、私も各市の状況を見まして読みかえてという文言が入っていないことを確認しております。これは必ず例のとおりにつくるということもないわけで、つくらなくてもよいわけですし、知立市といたしましてはよりわかりやすく。これは、例えば第26条を見ますとその中に都道府県知事はとか、都道府県対策本部という言葉が入ってくるわけですけども、そこを市町村に読みかえるということでございます。また、第37条におきましても都道府県とあるのは市町村と読みかえるものとするということで、準用するだけでも十分この条例は足りるかと思っておりますが、あえて読みかえて準用するという言葉を入れて知立市におきましてはわかりやすく表現させて

いただきました。

以上でございます。

○高木委員

私は法規集とか素人ですので全然これはわかりませんが、この第37条を読んでいて、読んでからこの文を読むと何かすごく私としてはしっくりいかないものがあったものですから、また私の質問で済みませんが、そういうことでしたらより丁寧ということでしたので、ああそうですかということですけども。

1つ、このインフルエンザ等対策本部ということで新型インフルエンザですけども、新型の感染症ということをは市はうたって、国は言っておりますけども、蔓延するというような言葉が使っておりますけども、この蔓延するというようなことで今知立市としてはこれなんだというようなことが知立市として考えられるのか。いや、もうこれは全て国から出た、県から来たということで動かれるのか。これってどれぐらいの範囲でやられるのか、ちょっと教えてください。

○健康増進課長

この知立市新型インフルエンザ等対策本部条項ということでインフルエンザ等ということになっておるわけですが、インフルエンザ、この等の説明をさせていただきますと、1つは新型インフルエンザでございます。もう1つは全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症ということ、これが等に当たるのではないかと思うんですが、知立市においてどのということではなく、これは国全体の問題でございますので新たにインフルエンザ以外で脅威となるような感染症、それに対応するものであるということでございます。

以上です。

○高木委員

国が今の話ですと、これという病名は新型インフルエンザというのが出ているんですけども、1つ私がこれですごく疑問に思うんですけども、これはとても大きな対策本部ということで、例えばノロウイルスがことし発生しまして、いろんな事業所でも問題になりました。例えばこの庁舎内

でノロウイルスが発生した。どなたか保菌者になっていた場合、そういうときにはどのように対応されるのか。庁舎外へ、この辺に絶対触れちゃいけない、一旦施設の中で発生した場合はそれに携わった職員も家へ帰ってはいけないというぐらいまで隔離しなきゃいけないんです。というぐらい、そういうことは考えておみえになるのでしょうか。

○健康増進課長

健康増進課で対応しておるのは市民全体の関係ですが、庁舎内でありましたら庁舎管理の総務と担当と一緒にやるわけですけども、もう1つ行動計画とは別に今やっております業務継続計画というのがあります。実際に職員の何人かがかかってしまって、そうすると各全ての業務があるわけですけども、それをどうするかといったことを平成25年度から、もう今企画部のほうで立ち上げておりますが、そちらのほうでやっていきます。総務の安心安全課では防災関連の業務継続計画。それから私ども健康増進課ではインフルエンザ。これはインフルエンザの計画ということになっておりますが全てに関連できると思います。それをいざあった場合の対策をしっかりと計画を立てていきたいと思っております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくをお願いします。

私も新型というのとインフルエンザ等の等というのが気にはなつたんですけども、例えば新型に限るわけですか。随分前にその病気にかかって、インフルエンザにかかって免疫も落ちてきてという場合とか、それ以後に生まれた方は前のインフルエンザの免疫を持っていない方もいるということもあり得るかと思うんですけども、その辺が等という中に全部含まれるのかどうか、ちょっと教えてください。

○健康増進課長

新型インフルエンザ等の中には、感染症以外にインフルエンザには全く新しい新型インフルエン

が、一般国民が免疫を獲得していない新しいインフルエンザ。それから、今委員がおっしゃいました以前はやったもので現在の多くの国民が免疫を持っていない、そういったものを法律の中では再興型インフルエンザと言っておりますが、かつて世界史的規模で流行したインフルエンザ、そういうものであっても一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの、そういったものも対象となるということでございます。

○池田福子委員

これができた目的というのは早く流行して重くなるというのが目的ですよね。ちょっとその目的を明確にお願いできますか。

○健康増進課長

大きな目的は、新型インフルエンザ等急激に蔓延するおそれがある新感染症に対する対策の強化を図り、国民及び健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることということでございまして、早く蔓延するのを抑えるということで、蔓延してからのことよりも蔓延する恐れのあるものを事前に防ぐことが大切であるということと、もう1つは、国民生活、国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが大切なことでありまして、蔓延するかということとで全ての機関をやめてしまって国民生活に大きな影響を及ぼすようであれば、この目的には反することということでございます。

以上です。

○池田福子委員

要するに、早い、広い、深いという、それを防ごうというのが目的ですよね。

ちょっと伺いたいんですけども、本部長、それから副本部長、本部、その方たちは職員の方がなさると思うんですけども、こっちの職務最優先でなさるんですか。

○健康増進課長

最優先というかどうかは、そこはそのときの仕事の優先順位だと思いますけれども、もちろんほかの事務もございますので兼務ということになり

ますので、これが緊急的なことであればそちらのほうに力を入れるということで兼務でございます。

○池田福子委員

先ほど、業務継続計画というのもこれに関連してくるんですね、きっと。そこでなんですけれども、とにかく一日も早くとめなきゃいけないというときに、本部を立ち上げなきゃねと言ってから場所を決めますか。どこが本部になるだろうと。

○健康増進課長

それは事前にしっかり決めておかないと、いざ立ち上げても何の機動力もございませんので、これが要するに国が政府行動計画を策定し、県、市町村がそれぞれの行動計画を立てるという。その行動計画の中に細かく記載していくということでございます。

以上です。

○池田福子委員

それこそ、その場所ががっちり決まっていればそこに集まれということで集合かけやすいと思うんです。今のところその候補はもう出てますか。ここが本部だという。

○健康増進課長

本部は市役所になるかと思えますけれども、本庁のほうになるかと思えますが、まだ国、県のほうから行動計画が出ておりませんので、そういったものと、これは全て国からの、国が一番早く情報を得て、海外からの情報も得てやっていきますので、それに合わせて市単独で動くものではなくて、情報を交換しながらやっていきますので、その計画に基づいてやっていくこととなります。考える予想としては、庁舎が一番情報が集まりやすく情報が発信しやすいところでございますので、本部はここになると思えます。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず1つお聞きしたいんですけども、今回この条例を制定するということでありましてけれども、提案理由の中に新型インフルエンザ等対策特別措

置法の施行に伴い必要だというふうにあるわけです。私はこの法律を承知しておりませんが、この間、鳥インフルエンザが突然変異の形で、その毒性が今までは動物間での感染ということが言われてきましたが、人にも感染して爆発的な感染が広がるのではないかというようなことがこの間言われてきたかと思うんですけれども、そういうことを含めて、まず国が特別措置法を施行するというこういう中身をまず法の目的です。その目的に照らし合わせながら今回条例制定するわけですので、ちょっと全体像がわかるようにお示しをお願いしたいなというふうに思うんです。

○健康増進課長

まず、国のほうは海外等の情報を得まして、まず対策本部を設置いたします。そして、そこで新型インフルエンザの非常事態宣言を出します。最初に国と県が対策本部を設置しまして、非常事態宣言が出されますと市のほうが初めて動き出して、そして市のほうがまず行うのはインフルエンザの予防接種を市民全員に対して行うということになってくるかと思えます。あとは市の対策本部長にはいろいろな権限がございまして、緊急措置に関する総合調整を行ったり、県の本部長に総合調整を要請できると。それから県本部長に政府対策本部長の総合調整を要請できると。また、県を通して国のほうにも要請できると。それから、本部長は県本部長から情報提供を求められることができる。そして、本部長は報告または資料の提出を求められることができるということで、いろいろ市、県、国と調整をしながら行っていくということでございます。その中には外出の自粛要請、興業場、催し場などの制限の要請や指示、先ほども申し上げました住民に対する予防接種、いろんなものが入っておるわけです。そして国のほうが宣言を終了するまでそれが続くということでございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、まず1つはこの条例が今回提案されましたけれども、この特別措置法の施行の日から施行するという形になっていますよね。通常この条

例提案があれば4月1日だとか何月何日から施行するというふうになっていますけれども、今国の特別措置法の内容というよりも、そういう事態が起きたらどうするかという流れを今課長がお答えいただいたわけですが、これは施行はいつなんですか。

○健康増進課長

現在、この特別措置法に基づいて有識者会議が行われております。そこでは行動計画というものをつくっておるわけですが、中間取りまとめをして2月7日に公表されているところでございます。

御質問の政令の公布でございますが、それについてはまだ全く情報を得ていない状況でございますが、この各市の設置条例の後になるということが予想されているところでございます。5月10日が最終の期限ですのでそれまでにということしか今のところは市町村のほうには上がっておりません。

○佐藤委員

そうすると、この特別措置法は施行が5月10日を上限として施行されると、こういうことですよ。それで、この条例を設置を施行されたからといって直ちにこれが機能するかという今の話では機能はなかなか難しいかなというのが私の実感です。というのは、今この特別措置法に基づいていわゆるそうしたものが発生したときに非常事態宣言を行う基準は何かということを含めて国の行動計画が、まず中間報告が今出たということですけども明らかではない。これはいつまでに示されるのかということ、

それから、先ほどその一連の流れ、対策本部設置、県も当然ながらそういうものを設置するだろうし、その中でいろいろ調整を図りながらそうした対策に当たるということですけども、国の行動計画だとするならば、これは中間報告が出たというもののいつまでにこれは示されるのかと。そしてその後に県が示され、そして市町村と、知立市と。こういう流れになっていくんだろうというふうに思うんです。そうして見ると、そうした行動計画はどうした流れの中でどのタイムスケジュール

ルのスパンの中でこういうものができていくのかと、この点はどうなんでしょうか。

○健康増進課長

まず、5月10日の期限までに国が政令を公布して施行日を決めます。これは正式ではございませんけれども、内閣官房新型インフルエンザ対策室長の、インターネットで調べたところによりますと、その方からのお話では5月、6月にかけて政府行動計画とガイドラインを作成すると。これは予定だそうですが、これを受けて都道府県と市町村がそれぞれ行動計画を定めるスケジュールになっているということですので、何にしても政府と県、それよりも先にうちのほうが策定することはちょっとできないということがございます。条文の中にも第8条のところ、これは措置法の第8条でございますけれども、市町村は都道府県行動計画に基づき当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ対策の実施に関する行動計画を作成するものとするということになっておりますので、そういったスケジュールになると思います。ですから7月、8月以降になるかと思えます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると5月10日までに政令公布が施行される予定で、それを含めて5月、6月に政府の行動計画ガイドラインと。それを受けて都道府県がそうしたそれぞれの地域のものをつくり、それを受けて市町村、知立市もつくるということですよ。そうすると地域防災計画といろんな計画と大体同じ流れの中でつくられるということでもありますけれども、これは例えば大卒のところ、今の話だとインターネットで情報を知り得たということですので、具体的な国や県からの通知はないという状況の中でそうした情報を今課長が言われたと思うんですけど、これは法が施行されるということになると、それに合わせながら速やかに行動計画を策定するということになると思うんですけども、その辺の先ほど言われた範囲かもしれないんですけども、平成25年度の中でこれが知立市と

してやっていく方向なのか、その辺を含めてどうなのか。例えば先ほどそうした行動計画ガイドラインということになりますと、当然のことながら市の職員も加わりながら国のほうでも有識者会議という形で中間報告を出されたということになりますと、当然医療関係の方、福祉の方、警察その他を含めてそうした非常事態宣言を受けて対策本部を設置し、いろんな調整を本部長が図りながらそうした新型インフルエンザの蔓延を防ぐ。そして、なおかつ生産活動を含めた市民の行動にできる限り影響のないようなものにするということになるかというふうに思うんですけども、その辺は今年度どうなのかなというふうに思うんですけども、予算書を全然見ていませんので、例えばそういう形でそうした形の有識者会議ということを開けば、何かそういう会議の附属機関を設置するのかわかりませんが、そういう予算措置も必要になるかと思うんですけど、その辺はどういう関係になるのでしょうか。

○健康増進課長

まず、国の有識者会議が中間取りまとめである程度の行動計画ができておりますので、それをしっかり読んでどんなものになるかというのを早目に理解していきたいなと思います。

それから、インフルエンザの関係は1市だけの問題ではございませんので、近隣各市、県内全てに関連することですので、よく各市町村と調整して整合性をとりながらやっていきたいということ。

それから、委員がおっしゃいましたそういった市の有識者会議についてはということですが、平成25年度は予算をとっておりませんが、内部のほうで検討することになるかとは思いますが、これはある程度全国的に同じようなものになっていくかなと思いますので、近隣各市と連絡調整しながら機動力のあるものを作成していきたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

そうするとまだ今の答弁は具体的に政令が出て

施行されるということは明らかだけれども、都道府県含めた市町村の行動計画はいついつまでに策定しなければならないと、そういうものは例えば法律の措置法の中ではうたわれていないということですか。

○健康増進課長

措置法の中にもこの対策本部の設置については市町村の行動計画に基づいて設置するという事になっておりますので、ここに矛盾が生じるかなとは思いますが、政府のほうがそういったスケジュールですので、それをある程度待ちながらうちのほうもある程度国、県の行動計画ができたらずぐに対応できるように心構えを持って対応していきたいなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

国が示されて、その後都道府県、愛知県がどのスパンでこれを策定されるのか。それを受けて知立市ばかりじゃないですけどするのかという点では極めてまだ条例が提案されたわけだけでも、対策本部条例というものが提案されたわけですけども、それをちゃんと担保する行動計画との整合性、今課長が言われたように条例はつくるものの行動計画がない。本来でいけば一体で提案されてしかるべきかなというふうに私は思うんですけど、本来であれば。ただ、行動計画がない中でももしもそういう事態が発生するということだってないとは言えないので、条例が設置されて行動計画が示されない中においても条例設置した以上は行動計画に基づいて対策本部をつくるというものの、その間の条例設置するわけですので、そうした事態があったときのために研究や体制をしっかりとつくっていくことも1つタイムスパンでいくと矛盾なんだけれども、そういうこともせつかく条例提案されてるわけですのでそういうことも必要なかなというふうに思いますけども、本来であれば一体かなというふうに思うんですけども、部長はどうですか、この点は。

○保険健康部長

そうですね。対策本部設置と同時に行動計画が

できればいいものと私も思います。既に平成21年の新型インフルエンザが起きたことによって知立市も平成22年3月に一応知立市新型インフルエンザ行動計画というものを策定してあるにはあるわけなんですけども、国も特別措置法が新たにつくられて、それ以前にも国の行動計画はあったわけなんですけども、なかなかうまく平成21年適切に行動がとれなかったというところで法律上でこういうふうにならざるを得ないというところにあります。知立市の場合についても、国に習って早急につくるような形で、まず先ほど課長が言いましたように内部で検討し他の医療機関とかそういう関係については既にある保健対策推進協議会とかいろんな会議の中でのいる課にもお聞きしながら的確な行動がとれるような計画を国、県ができた際にはすぐつくってほしいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、多分私もちょっと認識不足で大変恐縮なんですけども、今保険健康部長が言われたように知立市独自として平成22年のときに行動計画を策定されて、多分私もそのプリントをもらっているんだろうというふうに思うんですけども、ちょっと記憶があやふやと言うかありますけれども、ぜひそれをもう一度議員の皆さんにもその行動計画策定するまでの間、この計画は有効な計画なんだろうというふうに思いますのでぜひいただきたいということと合わせて、今後そうしたことが国の方向等含めて県の動向等がわかりましたらそうした情報もぜひ文書でお知らせを議会のほうにもお願いしたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○保険健康部長

もし、お手元にならぬようでしたら今ある行動計画書を議員のほうにお配りしたいなと思っておりますし、もう1点、国、県のこういうことに関しての情報が入り次第、議員のほうにもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について、挙手により採決します。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第12号 知立市新型インフルエンザ等対策本部条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 知立市指定地域密着型サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

議案第15号、お尋ねします。

この条例ですけれども、知立市指定地域密着型サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例というふうになっていますけれども、この等は何ですか。

○長寿介護課長

こちらのほうは介護予防サービスも入っておりますので、そちらの分も含めまして1つの等というくくりで見出しにさせていただいております。

○高木委員

長い条例のところも他市にはあります。この等で一くくりにしてあるところは余りなかったような気がするんですけども、この2つのここにあらわれている第2章と第3章にありますように知

立市指定地域密着型と指定地域密着型介護予防というふうになっておりますけれども、これに該当する施設のお名前を教えてください。

○長寿介護課長

まず、予防というところは現在1カ所、デイサービスをやっておりますグループホームながしの、こちらのほうになります。あとのところは介護予防ではなくて普通のこちらのほうの予防のない部分でございますけれども、まず定期巡回、これはありません。それから夜間対応型もございません。あと、認知症の普通のグループホームにつきましては2カ所、ながしのの里と和がやっておられるじぶんちというところでございます。それから小規模多機能、これも和がやっておられるいつものところ。それから特定施設、これにつきましてはありません。それから、地域密着型の介護老人福祉施設は昨年できました小規模特養ヴィラトピア知立、これで全て。あと複合型サービスについてはございません。

以上でございます。

○高木委員

今いろんなことを説明してくださったんですけども、今の私の質問は、今地域密着型サービスのところの名前。そしてこの下にあります地域密着型介護予防のところに該当する施設はということ今。

今の話は、地域密着型のサービスをしているところはヴィラトピア知立だけ。指定地域密着型のサービスはどこですか。

○長寿介護課長

今私が全て申し上げた事業所が、今回の条例に挙げさせていただいておる該当の事業所でございます。

○高木委員

わかりました。和とかも、これもここは予防じゃなくて地域密着型のサービスに入りますよということ。

続いてですけれども、この条例なんですけれども第2章のところ、第2章の第2条は指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関す

る基準ということが載っているんですけども、これは一くりに介護保険法のほうの条例文で法何々何々とするんですけども、もう少し具体的に書く必要はなかったですか。

○長寿介護課長

当初はそのように具体的に示させていただく方法も考えておりましたし、ほかの市町においてはそのような見せ方をしておられるようなところもあるようでございますけども、何せこれ201条になりました。私も当初それでつくり始めたんですけど201条できまして、それから予防のほうが90条ですか。全部合わせて300条近いものになりまして、これはとても大変だなということで、このような見せ方のほうが既にある部分についてはそこの部分を生かさせていただいて、市において記載しておくべき部分のところをこのような形で示させていただいております。

○高木委員

本当に介護保険法のいっぱいのところからの小規模の多機能から、今説明がありましたように地域密着型の老人福祉施設ということで、ありとあらゆるものが全て入ってきていると。これは県のほうからやらなきゃいけないよということになってやられたと思うんですけども、1つここで一般原則の中なんですけども、ここの中に暴力団の排除条例等が入っておりませんけれども、こういうものはどのようにお考えになってみえましたでしょうか。

○長寿介護課長

今言われた暴力団のことに关しましては、ちょっと私ども検討を今加えておりませんけども、今回、国が今まで使ってきた国の基準どおりに行われてきた部分を市においてこれからやっていくところの部分でございますので、特にその部分は今までなかったということもありますけども、それがどのようにこの条例に絡んでいるのかというのは、ちょっと済みませんが私は理解しておりません。

○高木委員

他市の条例をみせていただきましたところ、や

はり施設においてもやっぱり今この暴力団排除条例、知立市におきましてもできましたので、やはりそういう方たちが介入することもこれから考えられるのかとか、そんなようなことで入れられているところがあるということで私としては入っていないのがなぜかなというふうに思いましたので質問させていただきました。

第7条、指定地域密着型介護老人施設、これだけまた特別に指定に係る入所定員ということで、なぜまたここだけ。今、先ほどはいろんなところで人数の規制も何もなく、どんどんと条例で。それから職員の今の第3条ですかね。職員の人数とか、絶対ここに看護師が要りますよとか、生活相談員が要りますよということは書かれていない。しかしながら、この第7条では指定に係る入所定員ということで書かれている。これはどのような考えで書かれましたでしょうか。

○長寿介護課長

ここの部分につきましては、これまでの国の省令と申しますか、そちらのほうで定められておった基準が29人以下で定めるというような曖昧な表現でございましたので、知立市においても29人とするのか、まちによってはこれを20人としてもいいわけですし、そこで選択肢があったところで知立市の地域密着型の特養につきましては29人以下ということで、あえてこの数字を明記させていただいております。

○高木委員

とても私はこの入所の定員数を云々はもうベッド数が決まっているものですから、ベッドと言うか部屋が。それよりも何よりも職員をどのように配置するかということのほうは私は重要だと思うんですけども、法律に決まっていますからということでやられて入所定員50人入れられるわけないんです、こうやって定めてでも。ただ職員はひよっとしたらきちんとしたものを、知立市はこれだけの人が必要というふうに言っておかないと、逆に職員のほうが人数が足らなくて実際に現場でいろんな事件が起こるということもあると思うんですけど、その辺はどのように考えてみえると言

うか。

○長寿介護課長

そうですね。人員の基準につきましては、特に今回市のほうで独自のルールをつくったわけではございませんけども、これまでいろんな介護施設、介護サービス事業書がある中でそういう人員基準というのはしっかりつくられておまして、その基準が守れなければ減算であったり改善指導であったりいろんなペナルティーみたいなものもございまして、少なくともその辺の基準はしっかり守っていただくということで、その現状の基準をしっかりと守っていただくということで考えております。

○高木委員

現状の基準ということですが、あえて29名というのはこれはもう決まっていることで29名ということを書いてみえるということで、ちょっと私はいささか何か納得がいかないなということで今質問させていただいております。

最後のほうのページへいきますけども、別表第1です。ここにいろいろなものが書かれておりますけども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのがあるんですけども、今現在、知立市ではやってみえないということをおっしゃられて、今現在私もそのように携わっておりますのでしておりませんね。これをここに出示されたということは将来は考えてみるということでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうは地域密着型サービスと言われるものを全て網羅させていただいております。現状において知立市の中ではこちらのサービスは存在しませんが、将来的にはこの辺のサービスが充実してくるということは十分あるかというふうに思います。

○明石委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時57分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

現在、高齢者がどんどん増しておまして施設のほうへ入所ができなく、先日も一般質問でも言いましたけれどもお母さんを絞殺しようと思って亡くなりはしませんでしたけれども、例えば、こういう事例を見ましても夜間対応型の訪問介護、看護とまではいきません。看護師じゃなくても訪問ヘルパーでもみえたということで、そういうサービスがあれば69歳の男性が93歳でしたか97歳のお母さんのおむつ交換等をする必要がなくなって、そこでちょっと他人が入るのはどうかとは思いますが、こんばんはというその声かけ。お邪魔しました、おばあさんという声かけが他人によってされるということもとてもここで1つ心がほっとされるのではないかなということも思います。

知立市におきましては、当分計画はないというお話ですが、実際これは待機の方も多いいいことですので、もう少し具体的に介護のほうのことで積極的に取り組んでいただくことはできませんでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのサービスにつきましては、知立市が今後例えばすぐにやっていきたいという意向を持ったとしても、こちらのほうに参入していただける事業所がないことには成立しないというような背景もありますので、やはり事業所から見ると人材の確保ですとかいろんな問題がまだあるようで、なかなか難しいというところは聞いております。それから、西三河9市1町あるわけですが、この平成24年度4月1日にスタートした時点であったのは西尾市が1カ所のみでございました。その西尾市の今の実態を以前聞いたことがあるんですけど、利用者の方が1名だということでニーズがそれほどまでないのかなというふうに聞いております。まだこのサービスとこの部分のニーズがかみ合っていないところがあると思いますので。ただ、知立市としてはぜひ参入したいという事業所があれば全くこれはぜひどうぞというスタンスではございますので、今後その辺の動向

を見ながらそういうふうに進めてまいりたいというふうに思います。

○高木委員

ケアマネ等が集まる会議が1月に1回あるということを知っていますが、その現場においてケアマネ等は自宅で過ごしてみえる高齢者に対するものですから、そこではこのような話は、巡回型、夜の対応についての話は出ませんでしょうか。

○長寿介護課長

ケアマネのほうからそういうようなニーズの要望に対するようなお尋ねはないです。

○高木委員

ニーズに対する対応はないけれども、もしもそれで知立市が云々じゃなくてやっぱりこれはそれをやっている事業所等が手を挙げれば喜んで参入してもらおうということで、そんなふうで捉えている。市としては積極的に働きかけることはない。

○長寿介護課長

積極的に働きかけることはないということではございませんが、現状においては今そこまで積極的に働きかけてもニーズが少ないというような先ほども申しましたがあるものですから、もう少しその辺のところが見えてくれば私どものほうでも公募も含めた形で。ただ、市としてそれに対して補助金を出すかどうか、そういうようなこともかわってくる問題ですので、単に公募しても手を挙げていただけたところがなければなかなか成立しないということがございます。

○高木委員

こういう全体的に見せていただきまして、また元に戻るんですけども、この内容を見まして例えばこの条例を見て、そうか、うちのおじいちゃんがこういう施設に入っている。ここは知立市の条例でいくとこういうサービス等なんだということを見るとします。これを読んでいても全くわからないんです。ですから、私は実を言うところ資料のほうに何か規則か何かでもっといっぱい何人というのが入っているかなというふうに思ったら、規則のほうにも何も載っていないもんです

から、これのできるんですから、できて市としてしっかりと指定地域密着型のサービスが充実していくとは思いますが、これはちょっといささか内容が割愛されているような気がするんですけど。もう一度これで。

○長寿介護課長

確かに、こちらのほうは今までの基準をそのまま踏襲する形で載せさせていただいておりますので、一般のサービスの利用者の方がこの条例を見てどうこうということからすればそういうことかもしれないけれども、私どもとしましては、あくまでこちらがサービスの利用者の方がこの事業所を使う際に充実したサービスになるように、この運営とかいろんな人員の基準につきましては、私どもも監査というような方法でしっかりそれが担保されていくように今後は取り組んでいかなきゃならないということで、その辺の工作在今後プラスアルファになってまいりますので、定期的にしっかりと事業所のほうを管理監督していきたいというふうに思います。

○高木委員

もう1つだけ。この条例をつくられるに当たって、これに該当する施設等の意見を聞かれましたでしょうか。

○長寿介護課長

聞いておりません。

○高木委員

この条例をつくることによって、知立市の利用者はもちろんのこと知立市民の方のためですけども、この条例を見ることによって施設等も充実されると思うものですから、やはりこの条例をつくる際には、この条例を必要とすると言うか、この条例に従わなければならない事業所の意見も聞くべきではなかったでしょうか。

○長寿介護課長

ただ、私どもとしましては特に知立市のオリジナルの部分というのは非常に少ないということになっておりますので、その辺でこれの部分と相談してもそういう余りどれぐらいの効果があつたかということは思いますが、しかし、こちらのほう

でこの条例がこの議会で可決していただけた折には、このように決まったということを事業所に周知させていただいて、また今後の方針についても説明させていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

まず、今回地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と、第一次一括法です。それから、第二次一括法の施行により介護保険法の一部が改正されて今回の提案になったというふうに思いますが、ここでまずお聞きしたいんですけども、この間、今回このような形で提案されましたけれども、この政令によれば、まず1つは条例制定に当たってこれらのサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準ということで、地域密着型については厚生労働省、平成18年です。省令第34号であるわけですけども、1つは従うべき基準、それから標準とすべき基準、参酌すべき基準の3類型に区分をされるということでもありますけれども、今回の条例提案に当たってこの点について、まずは従うべき基準ということですので当然法の中でうたわれているものであって特別この条例にうたわなくてもいいものだろうというふうに思いますけれども、標準とすべき基準と参酌すべき基準というものが地域の実情に応じて知立市においても一定の裁量が認められているというふうに言われておりますけど、この点について全部紹介しろとは言いませんけども、標準とすべき基準と参酌すべき基準というのはどのようなものがあってこの条例をつくるにあたってどう検討されたのか。これは地域密着型についても、介護予防についても省令が平成18年の第34号と第36号と違いますけれども、その辺についての御説明をお願いしたい。

○長寿介護課長

こちらのほうにつきましては、大変難しい御質問でなかなかどのように答えていいのか私は難しいと思うんですけど、基本的には平成18年の省令第34号ですが、こちらのほうのものをほぼ踏襲する形で載せさせていただいております。

その中で、私どもが今回この条例を策定するに

当たっては4点につきまして、その部分に載っていないところを定めさせていただいております。

1つは、一般原則の中で普通市区町村というような表現をしているものですから、これ当然市区町村というような表現は成り立ちませんので、市はというような表現にさせていただいております。

それから、もう1点につきましては記録の保存期間で省令では2年になっておりましたけども、これは返還請求権が5年というようなこともある関係で、今回の市の条例では5年間というふうにさせていただいております。

それから、もう1点は先ほどもちょっと申しましたんですけども、地域密着型の人員の基準でございまして、こちらのほうが数値が29人以下で定めるといような曖昧な表現だった部分を市では29人というふうにははっきり載せさせていただいたと、これが1点。

それから、この事業所というのは法人であるところを明記させていただきまして、法人でなければこの地域密着型のサービスができないと。

この4点につきまして、今回の知立市の条例でははっきりさせていただいたということでございます。

○佐藤委員

それで、参酌する基準が標準とするということよりも参酌する基準というものが政省令の中にある、その部分について検討、幾つあるかちょっと私はわかりませんが、検討した結果、表現上の問題で市区町村というのが当然市とわかりやすくしたということと、5年間、記録の問題で5年間ありました。これについては介護保障を受けた場合、市は返還請求を行う場合は資料となる記録は5年間保存が望ましいと言いながら政省令が2年間ということがあって5年間として整合性を保たれたのかなというふうに思いますけれども、そのほかには検討すべきものについてはなかったのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○長寿介護課長

そうですね。こちらは200条からなる決まりで

ございましたので、こちらのほうは各市、あと県なども含めましていろいろ御相談させていただいた中で、ほぼ国の規定、平成18年のものをこのまま使っていくということが各市町の一致した見解でございましたので、知立市においてもそのように判断させていただいております。

○佐藤委員

皆さんはそういう意味では専門家ですのでそうかもしれませんが、これを見ても市民の方は私も含めてですけども、なかなかわかりにくいというのが本音のところでありまして、そうした意味合いにおいて、もうちょっとわかりやすい条例にできなかったのかなという疑問が湧きます。とりわけ2つのサービスが1つの条例の中にまとまっているわけですので大変わかりづらいなという感じがするんですけども、その辺は検討はなかったですか。

○長寿介護課長

当初は、要介護認定を受けた人のサービスと要支援の認定を受けたサービス、これを2つにわけてそれぞれで2本立てで考えておりましたけども、この12月議会でしたか県のほうがつくったものを参考にさせていただいて、このようにまとまった形で1つになった形が出たもんですから、こちらのほうも合わせて検討させていただいた結果、今回のこちらのほうがわかりやすいだろうということですのでこういう提案に至っております。

○佐藤委員

それで、今のところで県が示されたものがあって、それをベースにしてつくられたということでもありますけれども、例えば参酌すべき基準の中で先ほど4つの点でうたい込んだということでもありますけれども、これは県のということがありましたので大筋愛知県下、近隣市はこのような中身になっているということでしょうか。

○長寿介護課長

はい。そのとおりでございます。

○佐藤委員

私は、千葉県野田市のやつをちょっといろいろ考え方や見させていただきました。千葉県野田市

はそれぞれのところで2本立てで条例制定をいたしました。その中にはどういうものがあるかという、先ほど高木委員が言われましたけれども、政令では例えば暴力団の排除という点で国の基準では規定がないということでもありますけれども、この点については事業者及び役員から暴力団員等を排除するという排除する規定が盛り込まれております。この点で知立市も暴力団排除条例を制定しましたけれども、そことの関係でこうした条例があるわけですので、こうした地域密着型サービスの事業所についても当然適用できるというふうには思いますけれども、その辺で検討されたのかどうか。この辺はどうでしょうか。

○長寿介護課長

それにつきましては検討はしてございません。

○佐藤委員

たしか私も改めて暴力団排除条例を読んだわけではないですけども、少なくとも市と取引のある業者というような形でたしかうたい込んだかなというような気はしますけども、ただこれは市と取引と言うよりも介護保険法に基づいて設置された事業者という形で介護認定は受けるものの民間事業者が市民に対して行うサービスでありますので、私はこうした点ではうたい込むべきではなかったかなというふうに思いますけども。そんな点で今提案されているわけですけども、検討の余地があるんじゃないかなというふうに思いますけども、この点どうでしょうか。

○長寿介護課長

これについて検討していなかったということですので、今おっしゃっているとおり、この部分をこの条例の中に今後載せていくというかどうか、この辺のところもまた各市の考え方とか、今言われた野田市ですとか、その辺の状況もちょっと私も承知しておりませんでしたものですので、もう少し研究させていただきたいなと思います。

○佐藤委員

それから、国の基準では事業者みずからの参酌する基準の中で、事業者みずからその提供するサービスの質の評価を行うとともに定期的に外部の

者による評価を受けて、それらの結果を公表し常にその改善を図らなければならないという規定がありますけれども、この点で知立市は既存の事業者がおるわけですので、そうした点で外部からの評価を受けておられるのか。そしてまた公表がされているのか。その点はどうか。

○長寿介護課長

グループホームなどでも外部評価を受けて、あとそちらのほうの外部評価を受けたというふうなのがそういうサイトで確認することができますので、そういうところでやっておられるというふうに理解しております。

○佐藤委員

野田市では、結果を公表し常にその改善を図らなければならないというのが基準ではありますけれども、市がサービスの提供や評価の状況を適切に把握し改善指導に生かすために、事業者が受けたサービス評価の結果を市へ提出することを義務づけるということを今回の密着型サービスの中でうたっているんです。確かに事業者がサイトの中で明らかにして見られるわけですけども、そうではなくてやっぱり適切にそうしたことがやられて評価をされ問題点について明らかに公表するということであるわけですけども、この条例の中に国がそうした点でうたい込んでいないということからその点をうたい込んでいるんです。これも私は野田市の参酌すべき基準の中では非常に適切なうたい込みかなというふうに思うんですけども、こうした点についても今後の検討課題ではないかなというふうに思いますけど、どうでしょう。

○長寿介護課長

確かにおっしゃるようにそういうことは大切なことだと思いますが、地域密着型はあくまでこれは市が指定して、あと一般の事業所については県という所管になっております。サービスを利用される方から見てそれが地域密着なのかそうでないのかというのは恐らく区別がついていないんだろうと思います。そこで知立市の地域密着の部分だけを今委員が言われるような厳しい縛りと申しますか、その辺のしっかりしたものをつく

っていくことは確かに大切だと思いますが、そこだけをやっても多少バランスが悪いかなというふうには思いますので、これはやっぱり足並みそろえてしっかりやっていくべきではないかなというふうに私は思いますので、その辺のところは一遍声を出させていただいて、とりあえずは西三河9市1町、その辺のところでも声を上げさせていただきたいなと思います。

○佐藤委員

確かに足並みということがありますけれども、私は野田市の参酌する基準の中でそうした考え方を厳しいというよりは事業者として当たり前の対応を国が今までは公表ということは義務づけておったわけだけでも、市との関係、自治体との関係の中でうたい込みがなかったということで、その点はぜひ御検討いただいて今後よりよいものにしていくということが必要ではないかなというふうに思うんです。

それともう1つは、その点ぜひ御検討願いたいと思いますけども、どうでしょうか。

○長寿介護課長

私どものほう9市1町のまぜ会議があるものですから、そちらのほうで声を上げさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

それと、野田市がみんないいというわけじゃないけども、1つの事例としてそうした一括法ができて下に法律が参酌すべき基準について定めることを義務づけたわけですので、そうした点ではサービスをよりよくしていくという意味でそうしたことをやられている自治体もあるのかなということで今紹介をしながら聞いているわけです。

それともう1つは、秘密の保持という問題がありまして、これは、国の基準では事業所の従業者は正当な理由もなくその業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らしてはならないと。さらに事業者は当該事業所の従業者であったものが正当な理由もなくその業務で知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らさないことがないよう必要な措置を講じなければならないと、これが

国の基準であります。野田市では、省令では退職した従業者への秘密保持について事業者が必要な措置を講じることにしているけれども、退職後の従業者個人に対する規定がないということで、これらについても盛り込んであるんです。だからこうした点も検討していただきたいというふうに思うわけです。さらには、非常災害の対応ということで、非常災害に対して具体的な計画を立て云々とありますけども、知立市はやっていないですけど、定期巡回、随時対応型訪問介護及び夜間対応型訪問介護を除いてこんな規定になっているわけですけども、将来そういうものができれば野田市の場合は対象にはなっていないけど対象に加えて訓練の実施等を求めているんです。さらに言えば、食事の提供についても嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならないというふうにありますけども、これもすぐやれるかということとは別にしても、野田市の場合はその部分に加えて、食材料については市は学校給食で地元産物の利用に努めていることから、事業者にも地元産物の利用を求める規定を追加すると、努力義務だと思うんですけど、こんな形でさまざまな参酌すべき基準に対してこうしたものを検討されておるんです。条例が可決したかどうか私はわかりませんが、地域密着型サービスにおいてそれぞれ別建ての条例、これを今、1つで提案しているものを2つにするということはなかなか困難な話かなというふうに思いますけれども、野田市ではそれぞれ別建てにして目次のところで総則から施設ごとに章を設けながら、一つ一つについて必要な規定をしながら参酌すべき基準を政省令の中で曖昧なものや、それから不足しているものを追加して規定をされているんです。ぜひそんなことを含めて、今回こういう形で条例提案をされているわけですので、今後とりあえずは国の政省令をそのままという部分があるかもしれないけれども、今後の1つのサービスの向上ということを考えたときに1つの大きな検討課題じゃないかなというふうに思いますけども。

保険健康部長、それから市長、今回そのような

形で一括法のもとでそういう条例を定めないかなということになりましたけれども、よりよいものにしてほしいのと市民が見てもわかるものにしてほしいなど。これじゃなかなか難しくてわからないかなという条例ではやっぱりいかなのではないかなというふうに思いますので、ぜひその点、こうした野田市の例なども研究していただいて、よりよいものにしてほしいなというふうに思いますけども、この点どうでしょうか。

○保険健康部長

る御説明いただきましてありがとうございます。

今の段階で知立市としては国の基準に準じた形でこの条例をつくれればいかなという、細かい点では記録の部分については5年間見るというところはちょっと変えましたが、佐藤委員がおっしゃるように市民にわかりやすい、なおかつ利用しやすいような条例にしていかなければいけないというふうに感じております。野田市ほかいろんな進んだところを参考にしながら今後研究させていただきたいなというふうに思っております。

○林市長

今回の地域主権改革一括法の絡みでこうした条例規制点で拡大して、この条例についても出ささせていただいたわけでありまして。やっぱり一番いいところと言うか、肝はやはり法律から条例におりてきたことによって市民に近づいているわけでありまして、やはり市民にわかりやすいということが大きなメリットになる1つであるわけでありまして。今年度がやはり知立市にとってスタートであるわけでありまして、これから市民の皆様、そして議会にこの条例がスタートするわけでありまして、今後わかりやすい形、また、知立市らしい形になっていけばなと思っております。また御指導いただければと思っております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号については、挙手により採決します。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市指定地域密着型サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 知立市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

これは本会議でも質問がありましたけども、私はこの第2条なんですけども、第2条の(11)前各号に掲げるものと同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者というふうにありますけども、これは具体的にどのような方のことを示すのでしょうか。

○環境課長

当市では、この第11号の資格の者が今までずっといました。今回平成24年度予算で1人行ってまいりました。一般財団法人日本環境衛生センター、こちらのほうで技術管理者、この資格と同等の知識を有する者、この研修を行ってまいりました。それでその終了をもって同等の知識を有するという受講証というものをいただきまして、その者を任命をさせていただいているということでございます。

○高木委員

読んでいきますと条例の括弧書きで5年以上実績のある方とか、6年以上そういうことに携わった方とか、いろんな方がこの廃棄物処理施設の技術管理者という資格になるんですけども、今言われた第11号の廃棄物処理施設技術管理者講習会というのを受けられるということですけども、費用は市が持つのでしょうか。

○環境課長

はい。これまで当市で今現在おる職員で4名、この受講をさせていただいております。平成24年度につきましては1人10月15日から25日まで川崎市のほうで技術管理者講習を受けてまいりました。受講料といたしまして26万9,000円、こちらのほうは公費で負担させていただいております。

○高木委員

この方がこれからまたやっついていかれるということですけども、資格を取っていただいからはどれぐらいの間この職についてくださるということでしょうか。

○環境課長

職員といたしましては、環境課の職員であっても通常の職員と同じように人事異動がございます。市民部長のほうに質疑のほうでも答弁いたしましたように一時的に不在ということもあるかもしれませんが、速やかに資格を取得して対応してまいりたいと思います。

○高木委員

私もしっかり調べておけばよかったんですけども、小田原市か何かはこの(11)がないんです。ということは、この(11)というのは講習を受けた人のための条例なんです。この上のほうで例えば(7)のところ短期大学とかそういうところへ行って卒業されて5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と言えば、これは例えば短大を出られて市の職員でそういう廃棄物の処理の場所に勤務されたら、その方はこの条例の技術者ということになるということなんですか。

○環境課長

第10号までの間、特に第4号以降の号につきましては、第7号を含めて大学や高校、こういったところで一定の学課を卒業した後、実務に従事した経験、これが2年だとか、5年だとかとあるわけですけど、おっしゃったとおりのこういった大学を修めて当市のほうでも実務上、私どもで言えば第2処理場なんですけど、そちらのほうで実務経験がこちらに書かれている年数を経験すればこの資格を取得したというふうに見なされます。

○高木委員

今のお話を聞いていますと、知立市の場合は経験年数でこの技術管理者になられた方はおみえになる、ならない。

○環境課長

ちょっと調べてみたんですが、ここで言うところの第4号、大学で衛生工学のほうを修めた職員が数名おりましたが、いわゆる私どもで言うと環境課のごみ減量係、こちらのほうで実務をやった者はいませんでした。

○高木委員

この管理者の資格に2年携わっていただければ該当されるという職員も採用されているというお話で、私は当然市の方はそういう計画を持って採用されているのかなということも思いました。今お話を聞きますと知立市の場合はこの講習を受けられた方、廃棄物処理施設の技術管理講習を受けられた方のみということで、この認識でよろしいでしょうか。

○環境課長

特に第11号にこだわっているわけではございませんが、資格の有する者がいないというときにいわゆる技術管理者講習を受けていただいているということでございます。

○高木委員

これから知立市のエコとかいろんなことで廃棄物の問題はとても大きい問題だと思いますので、ぜひとも採用されるときもまた講習を受けられる方もですけども、この廃棄物の処理に対するものがより充実されて環境課の職員方のみでなく皆さんが環境に対してよりよい理解ができるといい

と思いますので、その辺のお考えを市民部長お願いします。

○市民部長

確かに職員みんながこの廃棄物に関する知識をより深めていただくことという意味では非常に大切なことだなというふうに思いますが、今回は、この技術者の資格について条例で定める必要があるということで今回提案させていただいております。知立市では不燃物処理場が対象の施設というふうになりますので、その施設へ置く管理者の基準ということでございますので御理解いただきたいというふうに思います。

○池田福子委員

1つだけちょっと確認させていただきますけれども、この手のお仕事というのは技術革新が早いものですから、機器もどんどん新しくなりますし科学技術も進むということなんですけれども、一番最初にとった資格がそのままずっとあれなんですか。それとも途中で更新という手続があるのでしょうか。その形骸化に対するリフレッシュという意味なんですけれども。

○環境課長

この資格につきましては、特に更新という制度はございません。資格を取ればずっと使えるということです。

○池田福子委員

それなら例えば、環境が非常に変わったと、この廃棄物に対する。やり方もすごく変わったといったときはそのとき考えるということではよろしいですか。

○環境課長

私は文系なんで余り理系のことはよくわからないんですけど、衛生工学だとか理学だとか、いわゆる薬品の扱いだとか、そういった部分の講習があったというふうに行った職員から聞いております。もし、どこの処理施設もこういった新しいことを導入しているよというような形になれば、それなりに国のほうから何らかの通達が来ると、そういうことは間違いなくあると思います。現状ではこの資格を本当に生かせるということ言うよりも

委託のほうで浸出液の検査だとか、そういったものは要は廃棄物の処理場を安全に施設管理している部分の中において、ほとんど今は業者のほうに委託してやっているのが現状でございます。その中でも何らかの事故が起きたときに適切な判断ができるような、そういうためにもこういう資格が必要なのかなというふうに認識しております。先ほど申し上げたように新しい技術というものがこの処理場にも入ってくれば、それなりの対応はさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

もう一回だけ、少しだけ。先ほど第11号ということで廃棄物の処理の技術講習ですか。これを先ほど10月15日から25日と講習を受けて技術者ということで管理資格を得るわけですけれども、例えば先ほど一時的に不在の時期があったということを言われました。そうすると人事異動が辞令が3月末に出て、職員は4月1日に移動するというような形で従前いた方が移動されて空白になったといったときの対応はどうなるのかなということと、そうした不在において何かペナルティーやそういうものがあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○環境課長

たまたま人事異動でというお話なんですけど、そうした場合につきましては、新しい者が改めて資格を取得するまでの間、現在職員でいわゆる移動で変わっちゃった職員だとか、まだバックメンバーが数名おりますので、そちらのほうで兼務していくような形で、何らかの先ほど申し上げたようにふだんからこの資格の取得者がいないと仕事にならんということではございませんので、何らかのそういったことがあったときに対応できるような体勢はとっておきたいと思っております。

ペナルティーですが、今済みません。ちょっと条文まで細かく承知しておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○佐藤委員

それで実質的な管理は、あそこですと不燃物処理場のちびっこ広場の間のところに建屋があって、

浸出液等を管理するところがあるわけですけど、その管理については先ほど環境課長が言われたように委託でやられているということでありました。当然のことながら、その委託業者の中においても日常的に先ほど環境課長の答弁では技術者を、管理者を置くのは何かのときに対応するというのを言われましたけれども、日常的に管理を常時あなたが管理者ですと、講習を受けたあなたですよという形になって、常時そのところで委託業者との関係の中で点検やそういうことがやられているのか。また、この委託業者の中にあってもそうした廃棄物処理法に定める仕事をやるという上で、そうしたところもそうした技術者が当然いるのかなとそんなことを思うんですけど、その辺の関係の中でどのようなお仕事を日常的にやられているか、そのことだけお知らせください。

○環境課長

失礼しました。ちょっと端的にものを申し上げてしまったものですから、ちょっと誤解があったかもしれません。

この資格取得者がふだん日常的に向こうの不燃物処理場におけるわけではございませんので、かといって業務上必要な場合には必ず職員がすぐ行くような体制はありますので、浸出液の施設だとか、もちろん委託でその部分を管理していただいております。ただ、基本的には施設、第2不燃物処理場を全て網羅してその資格を持った者が1名いるということは前々から法律で決まっておりましたので、その者がそちらのほうでこういったものをするという日々の日常的な業務がたまたまないだけの話であります。なので、あと業者の方がその資格を持っているかどうかというのは、済みません。私どもで今直営という立場でございますので、特に有資格者がどうかという、その辺はチェックしておりません。当面、私どもとしては1名職員が資格を持っているわけでございますので、そういったもし事故があれば当然資格取得者が全て解決できるとは思っていませんが、何らかの知識の中でこれはこうしたほうがいいのかというアドバイスは受けられるのではないのかなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

市の施設でありますので、この法律に基づいておこななければならないということは当然ですけども、日常的にそうした委託業務を受けている方もそういうことが法的に資格のある方が必要なのかどうか、その辺は一遍確認をしておいてほしいなというふうに思います。

○環境課長

そうですね。施設管理ということですので一度確認はします。ただ、先ほど申し上げたように不燃物処理場の中の浸出液というのは一部分にしか過ぎません。液の検査だけでなくいろんな、済みません。余り私は資格を持っていないので詳細はわからないんですけど、不燃物処理場の維持管理に関していろんな知識の中でやっている、アドバイスができる資格だと私は思っています。委託業者についても念のためには聞きますが、仮に資格がないとしてもそれは問題ないと思っております。一応確認はさせていただきます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号について、挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 知立市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中新委員

それでは、補正予算について御説明お願いいたします。

まず、8ページ、関連は48ページ、49ページでございます。

民生費に一概にこれを直結したわけじゃないんですけど、例えば児童福祉費の補正前は43億5,300万円、補正が9億7,000万円。それでこの児童福祉費の支出計上はあくまで分母は固定していると思うんですが、委託費もしくは事業費ということですので年度当初にある程度数値が確定していると思いますので、ここで補正で1億円弱の金額が補正される理由がわからないんですけど、よろしくをお願いします。

○子ども課長

済みません。児童福祉費、この大きいところで見られてしまうと子ども課だけでなくそのほかの課も全部入りますのでちょっと申しわけないんですけど。子ども課に限って言うならば、大きなもので言えば例えば契約差金による減額だとか、あるいは後で質問が出るかもしれないんですけど子ども手当、児童手当になってますけども、児童手当等の結果的に不用額が出た分についての減額補正とか、そういったもので金額が大きくなっていますので減額補正させていただいた金額がのしているというような形になるかと思えます。

○田中新委員

それはよくわかるんですけど、例えば、49ページの037目ですけど、例えば建設事業費はマイナスになっていますけど、これは市場経済の中の金額ですのでマイナスはわかるんですけど、補助金とか委託料というのはもう算式と分母は決まって

いるわけですね。それでもやはり大きな差異というのが発生するんですか。年度当初と比較して。

○子ども課長

今の御質問は49ページの037目、中央子育て支援センター建設事業の減額の106万7,000円というこれの件ですか。

これは当初予算がそもそもここに書いてありますように子育て支援センターの基本設計の委託料ということになっていますので、純粹に歳出だけを見ていますので、歳出で予算を組んだものに対して契約をします。入札をさせていただいて契約をする。そのときの結果的に当初予算に対する差金という形で出させていただいていますので。

○田中新委員

それは、要は当然一般事業ですので廉価にできるということはわかるんですけど、例えば、手当とか補助金、委託料というのは算式はもう確定していますよね。年度当初の分母の数は。それでもなおかつトータルで児童福祉費は1億円の差異が出るんでしょうかという単純な疑問です。

○子ども課長

例えば児童手当のほうですけども、当初予算の分母と言われる部分ですが、当初予算を組んだ段階で実は国の制度がはっきりしていませんでした。制度がはっきりしていないために所得制限、例えばの話、所得制限の部分ですけども、これは年度当初予算を組んだ以降に6月以降に所得制限というのが発生したというようなことで、その分については、当初予算を組んだ時点では所得制限をかける前の予算を計上させていただいています。結果的に平成24年度が始まった時点で所得制限がかかることによって制限がかかって金額が少なくなります。そういった形で結果的に分母のほうも数字が違ってくるといようなことになって、いわゆる歳入のほうも違ってきてしまうといようなことがありますので、今例として挙げたのが児童手当のほうに関しての説明ですけども、当初予算で担当課のほうが見込んだ歳入について結果的に額の確定段階で当初見込んだ数字と随分違ってくる部分もありますので、歳入についてもこれは随

分数字が変わってきていますので、分母のいわゆる当初予算の金額が幾らであってこれに対して歳出の補正額がどうこうということになると委員の言われる分母にする側も随分変わってきていますので、ちょっと一概に数字がどうこうというのはちょっとなかなか申し上げにくいんですけども。歳入については今言いましたように歳出のほうのまず出し入れの関係で減る分、それと同時に国のほうの交付決定額による差異がありますので歳入については数字が変わってくると。歳出のほうについては今お話ししたように契約の差金とか、あるいは結果的に制度の運用がはっきりしてから差金だとかいうものの形で出てきますので、それも減額補正させていただくような形でやらせていただいています。

○田中新委員

今言いました国の決定は4月1日以降じゃないとわからないわけなんですか。3月前の。そういうルールになっているわけですか。

○子ども課長

交付決定というのは、平成24年度の交付決定は本当に年度末に来ますので、例えば今言いましたように児童手当等の交付決定額というのは最終的にこの直近になって国から通知が来るというような状況でありますので、それを見定めながら結果的に補正予算をさせていただくということになりますのでお願いします。

○田中新委員

そうしますと、例えば平成24年度の予算は前年度のベースで全て予算編成をずっとされていくわけですね。わかりました。どうも済みません。

○明石委員長

ほかに。

○高木委員

補正予算24ページ、25ページ。

商工費兼補助金で元気商店街推進事業費補助金というのがありますけれども、これはどういもののでしょうか。

○経済課長

元気商店街補助金の予算177万円というもので

すけども、これに関しましては、夏に実施しました知立よいとこ祭り、これを補助対象といたしまして県の元気商店街推進事業費補助金制度を活用したという形をとらせていただきました。この中に商店街活性化の主体的役割を持つ市町村が計画的に行う商店街活性化事業に対して支援を行うということで、この補助対象事業としましてBに元気な商店街とにぎわいのあるまちづくり事業というのがあります。その中で、個性・魅力の創出事業というこの対象で2分の1の補助を今年度初めてもらいました。当初予算では490万円程度の予算を組んでおります。その中から商品だとか賞金、約80万円ぐらい削られるものがあるんですけども、それを賞金、商品等80万円引くんですけども、決算ベースで考えたときに490万円ですけども補助対象としては354万円を見込んで、まだ確定していませんけどその2分の1ということで177万円の今から変更補助申請を出す予定になっておりますけども、約177万円ぐらいは確実にもらえるだろうということで出させていただいております。

以上です。

○高木委員

知立よいとこ祭りということで、じゃあ知立めいてん祭りは入らなかったんでしょうか。

○経済課長

知立めいてん祭りは商工会が主体で行っている事業でございます。この補助対象の事業として該当しないということになりますので、申しわけありませんけども。

○高木委員

ということは、商店街が主催されるこういう何かのお祭りとか何かだったらみな対象になるということで、私ごめんなさい、それちょっと言葉が今商工会と商店街と違うんだというのが今初めて知りましたが、商店街で何かやってみえるということはあるですか。

○経済課長

元気商店街で以前にも質疑のときにも、街路灯等のつけかえ等で元気商店街の2分の1の補助をもらった事業があります。それですけども、その

事業につけ加えて商店街が活性化する事業をやらなければいけないということがありまして、活性化事業と合わせて事業をやらなきゃいけないものですから、その辺でちょっと難しいところがあるということだけ御理解していただきたいと思えます。ちなみに、プレミアム商品券に関しましてはこの補助金をいただいております。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

先ほどの佐藤委員の御質問の中に技術管理者の不在、設置していない場合のペナルティーにつきまして御質問がございましたが、法律の第30条第8号に設置義務違反ということで、30万円以下の罰金ということで重いペナルティーがついておりましたので、御報告させていただきます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

補正の45ページでお願いいたします。

ちょっと知識不足でごめんなさい。006難病患者等支援事業50万円と、特定疾患見舞金内容がこれということで、この特定疾患というものをちょっと教えてください。

○福祉課長

特定疾患、いわゆる難病の方。ただ国のほうが定めている難病というのは130の病症があるわけなんですけど、このうちの支援事業に関しましては愛知県が出している56疾病の部分です、そのうちの。それが県のほうが医療費扶助ということで給付しております。その方を対象に実は年間1万円という形の見舞金を出させていただいております。今回、当初300名の形で見舞金のほうを予定していたわけなんですけど、現実には申請等があったのが見越してでも250名には届かない、それぐらい

でおさまるといふことで50人分カットさせていた
だくといふことで補正させていただきます。お
願ひいたします。

○池田福子委員

この中に被爆者は入っていますか。これはまた
別で項目であったんですけども、ここは関係な
いんですよ。

○福祉課長

そうですね。被爆者の方はまた別に予算を設け
てありまして、これは単純に特定疾患、いわゆる
難病の方のといふことでやらせていただひており
ます。

○池田福子委員

特に多い病名は何に当たりますか。

○福祉課長

申しわけありません。ちょっと今手元に資料が
ありませんので、それは後ほど回答させていただきます。申しわけありません。

○池田福子委員

それでは済みませんが、よろしくお願ひします。

その下にあります009なんですけれども、サー
ビス利用計画扶助費、これが当初が89万3,000円、
ただし同じ額がここで補正されているんですが、
そもそもどういふ計画であったのか。平成25年は
これはなくなっているんですよ。ちょっと教えて
ください。

○福祉課長

大変申しわけありません。

これにつきましては、実は平成24年度から本来
で言うところ相談支援事業の中でこういふサービス
利用計画をつくるという、そういうのが平成24年
度から始まっております。ただ、平成24年度当初
予算の中において歳出につきましては福祉サービ
ス費、009の中の福祉サービス事業費の中で全て
その中で国保連からの支払いに合わせて支払って
おります。それで今回わざわざ予算を分けなくて
必要がなくなったものですから、この科目自体も
消させていただきますような形でまことに申しわけな
いんですが全て福祉サービス費の中で支払うとい
うことでこれはカットさせていただきます。

それで平成25年度につきましては、相談支援事
業の給付事業といふことで、その中にサービス利
用計画作成事業といふのがメニューの中に入って
くるという形で科目の名前も少し変わっておりま
すので、わかりにくいかもしれませんがそういう
形でやらせていただひております。

○池田福子委員

ということは、相談事業のほうに含まれたとい
うことで理解してよろしいわけですね。

その次なんですけれども、その次の行の事業運
営安定化事業扶助費500万円減といふことなんで
すけれども、これはどういふときにどういふふう
に。

○福祉課長

事業運営安定化事業扶助費につきましては、こ
れは本来障害者自立支援法ができたときに、今ま
で施設利用者に対する報酬なんです月割りで計
算されていたものが日割り計算になったというこ
とで、やはり日割りになるということは利用者
の方が休んだ日にちについては計算の中に入れら
れないといふことで全体的な運営費が下がってしま
うという形をとって、それを補填するために安定
化事業の中で旧の収入に対して9割分までは差額
について補填しますといふことで始まった事業で
あります。今回、この事業の中で本来やはりいろ
んな福祉サービス事業等の利用者も多くなってき
たという形もありますが、そういったこともあつ
てかなり事業所も報酬自体が安定してきたとい
うことで、その差額分も縮んできたのかなという形
で今回4月から11月までの実績を見させていただ
ひて、ここまで差額的には出ないといふことで金
額的には大きいですが500万円といふことで補
正させていただきます。

○池田福子委員

要するに、効果としては利用者がふえて安定し
てきたからこれだけ削減が可能になったといふこ
とでよろしいんですか。

○福祉課長

そうですね。やはりこれについては旧の制度
の中で事業所をやっていたところに対してだけなも

のですから、新しい事業所については当然こういうのは対象じゃないわけなんです、やはりそういった今までの新しい事業のいろんなメニューをつくらせていただいている中で事業所も努力等させていただいて安定してきたのかなという。それと一番大きいのは、利用自体もかなり多くなっているのかなという形になっていると思います。

以上です。

○池田福子委員

ちなみに旧事業所というのを教えてもらえますか。

○福祉課長

知立市で言いますと、けやきの以前からありました弘法にありますけやき作業所です。あちらのほうが生介護事業ということでやっておりますが、その前は知的障がい者の授産施設等でやっておりました。その関係で今の対象になっているところはそこの部分が対象になっているのがほとんどだと思います。

○池田福子委員

そうしましたら1枚めくっていただきまして、007の母子家庭自立支援についてちょっと伺いたいと思います。

母子家庭自立支援、高等技能訓練、これが当初が423万円でマイナスで278万4,000円で65%減になっているわけです。平成25年は240万円になっているんですけども、これはたしか看護師とかそういった資格を取ろうということで就労に役立てようということで前伺ったことを覚えているんですけども、これは人数が減ったのか。どうでしょうか。

○子ども課長

当初予算では実際に3人分、非課税世帯2人分、課税世帯1人という形で組ませていただいております。結果的には今委員の言われるように人数が減って1人のままで今年度新たにこれを申請された方がなかったというようなことで、ただ、今までのケースでいきますと例えば平成19年、平成20年までは実績がなかったんですけども、平成21年で2名、平成22年で4名、平成23年で3名という

ような形で何件かあったものですから、当初でそれなりに組ませていただいた。結果的に1人でそのままきってしまったということで3月までありますので若干の予備を残してそのような部分を減額させていただいたということになります。

○池田福子委員

このようにちょっと貧困が進むと母子家庭がふえると言われているんです。私も母子家庭の就職支援のほうをちょっとやらせていただいているんですけども、母子家庭が物すごくふえています。就職に困るんだけどなかなか制約があって就職できない。何か技能をつけたいねという話にいつもなるんですけども、母子家庭、感覚としてどうですか。ふえていますか、知立市も。

○子ども課長

イメージでいかせていただくならば、若干の増はあるのかなというふうには思ってますけども。

○池田福子委員

これがなぜ受けない。いい策だと思うんですけども、なぜ受けないかという、なぜという部分はわかりますか。

○子ども課長

1つには、高等技能訓練のほうについては、先ほどこれも委員のほうからちょっと御紹介があったんですけども、准看護師、看護師、あるいは保育士、あるいは作業療法士、あるいは介護福祉士、理学療法士という若干専門分野の資格が多いのかな、対象なのかなというふうに思います。これになりますと期間が非常に長い期間ありますので、母子家庭で逆に勉強しながらというのがなかなか勇気の要る、その間どうするかというようなこともありますので、そういう点で若干引かれるのかなというふうには感じておりますが。

○池田福子委員

これは例えばハローワークとの連携とか、そういったのは勉強している間幾らか出るとかそういう制度がありますよね。そういう制度とドッキングさせようとか、そういうことは余り考えてませんか。確かに看護師も保育士も2年はやらなきゃいけないでしょうし、その間の生活もあるでしょ

うしハードルの高い仕事ばかりだと思うんです。作業療法士、それから理学療法士。ですからこの辺をどうして選ばれたかという問題もあるんですけども。独身でばりばりの勉強しているという人たちでさえ落ちる資格だと思うんです。何年もかかって取っている資格ですよ。

○子ども課長

市単独の制度ではありませんので、国の制度で補助をいただいてやっている制度ですので、例えばこの対象の資格がどうこうというのは私のほうでは何とも言いがたいところなんです、ハローワークとの連携ということについても国の事業をやっておるわけですので連絡はいつているかと思うんですけど、私のほうとしてハローワークと直接これについて話をしたことはございません。

○池田福子委員

お母さんたちがこれを選べないというのには、やっぱり就業への連携ということも考えなきゃいけないと思うんです。この資格を取ったらスムーズにいくと連携できるんでしょうけども、例えば看護師なんかでもインターンみたいな制度がありますもんね。卒業してからまた現場で何年かやらなきゃいけないとか、そういうこともありますので、ですからもっと就業への連携のスムーズなものに切りかえるというわけには、やっぱり国からきているものだからそれはできない相談ですか。

○子ども課長

この事業について、私どものほうがどうこう変えるというのは、補助対象外になってしまうと全面的に市の市単でやらなければいけないことになりますので、市の単独を考えれば話は別ですけども、この事業についてちょっと内容を変えていくというのは難しいかなというふうに思っています。

○池田福子委員

なかなかハードルが高い。それから取ってほしい人にはなかなかそれも手をつけられないというような感じではないかと思しますので、ただ、もう少し内容を考えてみて進めていただいてもいいんじゃないかとは思っています。これですとやっぱり1人分にしかならないもんですから、その辺のと

ころも厳しいかなというふうには思います。ただ母子家庭はどちらかと言えば貧困の連鎖で就職もまともに余りできていないのも現状だと思いますので、その辺も考えていただきたいなと思いますけども。

○子ども課長

私どもの母子相談員のほうも例えば就職の相談だとか、あるいは援助のほうもやっておりますので、市としてやれる範囲のことは精いっぱいやらせていただきたいと思っております。

○池田福子委員

続きまして、51ページの008の定住自立圏、地域連携医療事業のほうなんですけれども87万8,000円の減ということなんですけれども、これは結局市内医療機関の問題だと思うんですけども、これはどのようになったからこれだけ減ったんでしょうか。

○健康増進課長

これは定住自立圏の医療連携事業ということで、知立市内に28機関の医療機関がございまして、そのうちの25機関の医療機関が刈谷豊田総合病院とネットワークを結びました。1件につき接続費用が20万円でございますので、23件接続いたしましたので5件がこの制度に乗らなかったということで、5件分かける20万円の100万円が不用額となったわけでございますが、そのうちの12万2,000円、これはちょっと流用させていただきました。これも定住自立圏の事業の中の一環でございますが、パンフレットを作成いたしました印刷製本費でございます。内容は上手なお医者さんのかかり方ということで刈谷市、高浜市、知立市、東浦町、この3市1町で定住自立圏をつくっておるんですけども、救急業務、大変問題が多くなると身近なかかりつけ医を持って救急医療をスムーズに行うために、こういったかかりつけ医を持ちましょうということで刈谷市がつくられたんですけども、私どもも大変内容がよいということで一緒に同じものを使わせていただいたところでございます。金額が刈谷市、高浜市と一緒につくと大変単価が安くなりますので流用という形をとらせ

ていただきまして12万2,000円支出いたしましたので、残りの100万円のうちの残りの87万8,000円を不用額ということで上げさせていただきました。

以上です。

○池田福子委員

28機関中申し込まなかったのが5件。そのうち100万円あったのが12万2,000円分はパンフレットのほうに回したということで理解させていただきましたけども、強制的に申し込みというものでもないんでしょうけれども、ここだけの話入らなかったところの理由はわかりますか。

○健康増進課長

入らなかった理由は、特にはっきり聞いてはおりませんが、どういった医療機関かと申し上げますと、精神科医、耳鼻咽喉科、内科医、そんなようなところで特に入らない理由はないわけなんですけれども、そういったパソコン等で刈谷豊田総合病院とネットワークを結ぶわけですけれども、そういったことの苦手な医療機関もございますし、また、そんな必要はないじゃないかと理解を示されなかったところもあるかと思えます。ただ、このネットワークに入らないといっても刈谷豊田総合病院との関係が悪くなるわけではなくて、今までどおり協力関係は結ぶということを刈谷豊田総合病院の方も言うておられますので、ただそういったカルテですとか、いろんな情報、あるいは紹介状、それから予約、そういったものが病診連携でできないというだけのことでございますので、今後また接続したくなればいつでもできるということでございますので。

以上でございます。

○佐藤委員

少しだけ聞かせてください。

先ほど池田福子委員のほうからも言われましたけれども、45ページ、事業費安定化事業扶助費ということで500万円の不用額が出たと。これが月割りから日割りという形で市が9割は保障しようと、9割に足りないところについてこうしたものを出しているわけですけども、先ほどの話だとさまざまな事業をやるようになったということで、

収入が伸びたということで当初予定したより減ったと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○福祉課長

そうですね。やはり事業等で利用がふえればその分国から来る報酬というのは当然ふえるわけですね。その中で旧の事業所ときの収入と比べてその差額で見えていきますので、当然報酬がふえればその差額も減るということで今回もそういう形で減ったと思われております。

○佐藤委員

そうは言っても当初が1,200万円余の予算計上をされて今回500万円ということでふえたと言ってもまだまだ700万円余がその9割分を補っているということから見ると、まだまだこのものが必要だなと。平成25年度も平成24年度と同額のもの計上されておるわけで、そうしてみますと事業がふえたと言えどもまだまだ安定していないというのが私の実感ではありますけれども、その辺の認識だけお聞かせください。

○福祉課長

そうですね。事業所については、やはり運営については全ていいというわけではありません。やはり皆さん一生懸命やっていたというところなんです、それと実は今回当初のほうでもこの事業については支出のほうで上げさせていただいております。当然これについては国のほうの制度の中で自立支援対策臨時特例事業ということでやっているわけなんです、実は当初予算を組む段階においてはまだ平成25年度がどうなるのか、普通は平成24年度で終了の事業なんですけども延期されるかどうかというのがまだ未確定であったわけなんです、実はどうも平成25年度国のほうはこれで補助金カットするような形で動いているような感じがします。そうなりますと基本的にこの歳出についても当然うちのほうも削らせていただくような形になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

今の話だと、とりあえず当初は計上させてもら

ったわけですね、平成25年度は。ちょっと当初予算じゃなくて大変恐縮ですけども。今福祉課長のほうは国の、結局平成25年度については特例の予算がついたということですか。その辺ちょっと。

○福祉課長

実は、本来は自立支援法ができてから5年間ということで平成23年度で終了の事業でありました。ただ、国の補正等で平成24年度も実施しますということで延期されて1年間延期されたわけなんです。どうも今現在の状況で見ますと平成25年度につきましてはどうも補助金はカットされるんじゃないかというふうな形で聞いております。

○佐藤委員

そうすると、平成25年度予算で大変恐縮ですけども、そんな形で計上されているものの、カットされると今の福祉課長の答弁だと減額されるみたいな話ですので、そうすると補正ということになるのでしょうか。

○福祉課長

そうですね。これは県の事業になるわけなんです。県のほうがこれで補助金を終了と、廃止ということになれば、当然それについては市のほうもそれについて通常この支払いについても福祉サービス費と同じように国保連が受け付けて、そちらのほうからうちのほうへ請求がくるわけなんです。それが上がってこないという状況になってきますので、当然うちのほうにもその部分の請求というのは直接事業者のほうから来るのではないと思いますので、そうするとそれについては申しわけありませんが多分補正のほうで減額させていただくということになると思います。

○佐藤委員

当初予算に入り込んだら大変恐縮で。ちょっと今の話がよくわからなかったんですけども、そうした点で事業者のほうからも請求がこない、その流れの中で減額補正するというようなことでありましたけど、ちょっとその仕組みだけ非常にわかりづらい感じなので説明したいのと。

私、この部分についてはまだまだ先ほど平成24

年度を見ても減額を確かに時限立法なのかもしれないですけど500万円減額でもまだまだ苦しい状態にあることは否めない中身だと思うんです。とりわけ、けやきについては、本当に知立市のそうした福祉施策の大きな一翼を担うところで本当に大変な状況じゃないかなということを思うと、何らかの措置をお話し合いをさせてもらって対応することが必要ではないかなというふうに思いますけども、その辺の説明と。

副市長、これは大変なことだなというふうに当初から5年間という時限だということがわかっていたにしても、今の実証の中でそうした対応をすること自体がどうなのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいなど。そういうことです。その点について認識だけお聞かせください。

○福祉課長

この事業につきましては、先ほど説明させていただきましたように、基金事業ということで当初国のほうが基金としてお金を積み立てて、それを県が各市町村に対しての運用という形でやらせていただけてました。それで、本来この運営安定化事業だけではないんですが、ほかの事業も当然この対象になっている部分があつてですが、ただ平成23年度以降やはり金額が少なくなってきたということもあつていろんな事業について配分等が削られているという状況にあります。たまたまただこの運営事業は必須科目ということで、今までは全て出ていたわけなんです。ただ、今の状況で国のほうからの情報等を見ますと先ほど言ったようにやはり廃止という形、ここで終了という形で、これで6年たったわけなんです。それでというところで切るといふ話です。

それと、それに対して運営についてはどうだといふ話なんです。それについてはまた今後検討させていただきたい。うちも当初はこれがひょっとして補正でまた上がってきて復活するのかなというふうな甘い期待があつたわけなんです。それもどうもないということですので、それに変わるものというのは今すぐどうのということとはちょ

つと答えられませんが、また検討等はしていかなきゃいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

○清水副市長

福祉課長と同じような答弁になりますけども、私どももこれが復活と言いますか、従来どおりの形になればというふうには願っているところですが、現時点ではなかなか難しいという話でございますので、それを補正で平成25年度中にまた修正させていただくことになるわけですけども、その間にいろんな他市の状況等も一度調査させながら知立市としての対応を考えていきたいな、検討したいと考えております。

○佐藤委員

これについては国の事業でずっときた、他市の状況もあろうかと思えますけれども、当事者でありますけやきや、その他のお話聞きながら対応するというところでありますけども、私はそうした期限が来てもそうした対応を変わずにしてほしいなというふうに思っているところです。

この点で市長、安心、安全ということが言われて障がい者の方の福祉サービス、その他を含めていろいろ充実もしてきている面はあったにしても、けやきの果たしてきた役割と、また果たしている役割を鑑みると、やはりこの点での検討がなくなったからすぐにカットすると、こういう流れではいかんかなというふうに思いますが、ぜひそうした点の市長としての認識も合わせてお聞きしておきたいと。

○林市長

このカットはやはりけやきにとっても非常に厳しい状況になるなと思っております。他市の状況等々もやはり見ていくわけでありますけれども、国のほうがカットしてきている、これの復活についても機会を捉えて何とかかなかなということをお聞きしていきなと思っております。

○佐藤委員

ぜひこうした点では一方的にやらないようにしてほしいなというふうに思います。

それともう1つ、先ほど池田福子委員が聞きま

したけども、サービス利用の計画作成扶助費が皆減になりまして地域の相談事業の中で対応されるということですけど、ただ金額は皆減になりますけれども、そちらのほうのサービスになったにしてもいわゆるケアプランですよね、介護保険で言うところの。これは扶助費ということになりますので、利用されるサービスをされる方がそれをつくれるわけですので、それは対象者が去年の12月のときにこの点について資料もいただきましたけれども、何名ぐらいが対象者でこの予算を組んで、そして相談事業の中で対応されたのかなというふうに思いますけども、いただいたあのときの質疑に基づく資料では、現在の福祉サービスを利用している方についても作成していくということで260名というようなことも言われてたわけですけども、そういうものが相談事業の中に移行されて対応された。これは1件幾らぐらいで対応されているんですか。

○福祉課長

これも福祉サービスの中の1つという形をとっているんですが、報酬については1件当たり1万6,000円という形が出ます。ただ、これについてはかなり御存じかもしれないんですが容量が多い。要は計画をつくる前の段階にその方のいろんな細かい調査をさせていただくということで、数枚にわたってのものをつくらないといけない。その中で通常大体1人7時間はかかってしまうんじゃないかというぐらいの分量があるということで到底その1万6,000円でやれるのかという話で、それと、今言った260名、今現在継続されている方が260名です。これに加えて新規の方が加えてきます。それで260名の方について平成24年度、平成25年度、平成26年度、この3年間の間につくりなさいということになっております。ただ、今現在、先ほど言ったように1人当たり7時間かかってしまう分量の中で計画をつくる相談支援事業です。特定相談支援事業所というのが今うちのほうですと社会福祉協議会の中の障害者相談支援センターの中で職員の方に当たっていただいておりますが、やはりこれだけですと今言った260名の方が3年

間の中にできるかどうかというのもまだ不透明という形になりますので、それについては今後そういった相談事業所を育成していくような形で考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

これが、こうした人数に対して平成26年度まで対応するというのでありますので、平成24年度はこうした形で、この部分では皆減になってますけれども、相談事業の中では対象者に対して何人ぐらいやられたんでしょうか。

○福祉課長

実は、継続の方については実際に言うともまだほとんど手がつけていない状態。新規の方についてはこれをやらないとサービスを受けられないものですから新規の方については受けさせていただいております。ですから、継続の方の260名の部分については、まだほとんど手がついていない状態でありますので、平成25年、平成26年の間でかなり馬力を入れてやらないと、ということ思っております。

○佐藤委員

わかりました。

いずれにしてもそれを社協の障がい者の支援センターでやるということになりますと、先ほど研修を含めてやるということをおっしゃいましたが、なかなか1人当たり7時間というような膨大な時間が、障がいを抱えている方ですので一挙に7時間対応できるかということになりますと、そう単純な話じゃなくて、日を何日かまたいでやれるというようなことになろうかなと思います。いただいた資料では細かい資料がたくさん調査をせにゃいかんということで大変専門的な仕事だなというふうに思いますので、そうした点で1万6,000円ということでもありますけれども、実際に社協のほうでその部分において十分対応できるかどうか、その範囲の中で相談される方が対応できるかどうかということも先ほど1万6,000円ですか、対応できるのかということをおっしゃったので、社協のほうがその労働実態に見合うようなものじゃないとちょっといけないんじゃないか

なというふうに思いますので、その辺は社協のほうに不利益にならないような対応が必要かと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいなというふうに思います。一応それだけです。

それからもう1点、その下の宅配給食サービスと。介護保険で高齢者の方もやっておりますけれども、いずれにしても障がいを持たれている方についても配食は今度4月から2業者という形で高齢者ばかりじゃなくて身体障がい者の方もそういうふうになろうかというふうに思いますけど、この点だけ確認させていただきます。

○福祉課長

これについては、要綱自体は長寿介護課の要綱にくっついてというのか高齢者に合わせて障がい者も利用させていただいております。現在、障がい者の方で利用している方は10名の方が利用されています。当初では21名という形で見させていただきましたが少し減ってしまったということもあって。先ほど、佐藤委員のほうからもありました平成25年度から2業者ということで始まります。ただ、前半については、新規の方については新しい業者でやっていただいて、その後、半年後には自由に選んでいただくような形をとっていくということですので、その中で幅が広がるということは利用者の方にとってはいいことなのかなというふうに感じております。

以上です。

○佐藤委員

それで、宅配給食は食事に対して不自由と言いますか、身体的な問題を含めてそういう方に提供するわけですが、もう一方では障がい者の方の見守りだとか、高齢者の方の見守りという形でやられてるかというふうに思うんですけども、実際にその辺では業者の皆さんがお届けに行ったときに留守ということもあるかもしれませんが、基本的にはチャイムを押して顔を見てお渡しすると、これが基本だというふうに認識していますけれども、そうしたことがちゃんとやられているのかなということはきちっとどちらにしても把握することが必要だと思っておりますけども、実態はどのよ

うな状況になってますでしょうか。

○福祉課長

障がい者に関して言いますと、基本的にはやはり見ていただいて、特にうちのほうでも委託しているわけでもございません。ただ、そういった給食の中に食券等を出していただくような形になっておりますので、会っていないとか、何かおかしいよというようなことがあればうちのほうへ連絡をいただいて、うちのほうが見に行かせていただくということも現実にはありましたので、そういうことはやっていたらいいと思っています。

○佐藤委員

ちょっと弁当ということで、宅配給食ということで介護保険のほうにまたがってしまって大変恐縮ですけど、ついですのでもちよっとお聞きしたいんですけど、こうした見守りがちゃんとやられて何か異常があったというような通報や、そんなことがあったら教えてほしいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○長寿介護課長

原則的には、宅配給食のほうで運ばれた業者が前日のが残っておったり、それからピンポンを鳴らしてもどなたも出られないというときにはすぐに通報をいただけるようになっておりまして、実際にそういうふうに入っていたことはありますが、ただやっぱり実際大事になったようなケースはございませんで、たまたまいなかったというようなことばかりで今のところそういう形で進んでおります。

○佐藤委員

ぜひその辺は、やっぱり見守りという食を提供するだけではなくて見守りということが、この前のケースは違ってあのような事件もあったわけですので、そうした点は抜かりなく業者にも確認しながらとりわけ新規の事業者が入ってくるということでありますので、新規の事業者の皆さんにもその点は徹底をぜひしてほしいなというふうに思いますけれども、その点はよろしいですかね。

○長寿介護課長

宅配給食の主たる目的でございますので、その

辺のところはしっかりやっていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

さっき51ページのところの定住自立圏の先ほど池田福子委員が聞きましたけれども、市内の医療機関と、それから刈谷総合病院が連携しながら予約システムを含めてカルテのインターネット上でのやりとりを含めて非常に有効だなというふうには私は1つは思いますけれども、それは1つの枠組みとして有効だというふうに思いますけれども、市内の病院を利用される皆さんがいざ実際に刈谷豊田総合病院ばかりではなくて回りを見ますと安城更生病院、並びに藤田保健衛生大学病院などが結構多いかなというふうに思うんです。そう思いますと、確かに定住自立圏で刈谷市、高浜市、そして東浦町、そんな形で今回第一歩を踏み出したわけですけど、さらにそれと同時に衣浦5市の定住圏も法的にはなくなったわけですけど、今後も継続されるという中身の中で知立市としては定住圏の枠組みは枠組みとしながら、そうした定住圏の中、5市の枠組みプラスアルファぐらいでそうしたことができるような仕組みも今すぐということじゃないけど、1つの市民の目線で見たとときの検討課題の1つにはなるんじゃないかなと。確かに刈谷豊田総合病院、定住圏ということで刈谷豊田総合病院とのそういうものはできたにしても、利用者自身はさまざまな病院やそういうことを御利用なさる方も多いわけですので、実際に安城更生病院だとか藤田保健衛生大学病院だとかあるわけですので、そんなことも1つの研究課題として今すぐやるかどうかということは別にして1つの研究課題じゃないかと。市民の側から見たときにはそんなことが言えるんじゃないかなというふうに思いますけど、その点ではどんな考えでしょうか。

○健康増進課長

この定住自立圏の3市1町、これだけが連携ということではございませんので、安城更生病院とか藤田保健衛生大学病院のほうもそちらのほうに行きたいということであれば、御本人の希望で紹

介していただくこともできるわけでございます。まずは救急病院というのが今大変混んでおりまして一般の方が直接風邪等で行くようでありまして救急患者の対応ができないということで、ひとまずはそういった刈谷豊田総合病院を中心に考えていくわけでございますけれども、碧海5市いろいろなところとも2次救急医療で結びついておりますので、ひとまずはこの3市1町の定住自立圏も1つありますよということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時03分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

国保の滞納についてまた伺いたいと思っておりますので、だんだんよくなってきていると思うんですけども、今、資格証明の方と短期保険証の方はどれぐらいおみえになりますか。

○国保医療課長

済みません。ちょっとそちらについては資料を持っておりませんので後ほど回答させていただきます。

○池田福子委員

それから、このキャラバンという資料を持っているんですけども、ここで私は初めて聞く言葉がとめ置きという言葉があるんですけど、ここに。このとめ置きというのは何でしょうか。

ただし書きに、とめ置きとは発行しているんだけど本人に渡っていないというように書いてあるんですけど、これはどういうことなんでしょうか。とめ置き、証は発行しているが本人に渡っていないものを指すと。証はあるけど本人に渡っていないと。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時06分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わかります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号について、挙手により採決します。

議案第28号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第28号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

142ページ、高額介護サービス費、内容としまして高額介護サービス費負担金、そして高額医療合算介護サービス負担金とあります。介護サービスのまず負担金は、当初予算では2,923万円ついておりましたけれども200万円の増額となっております。これですけれども人数を教えてください。

○長寿介護課長

高額介護サービス費でございます。

高額介護サービス費負担金のまず上のほうの部分でございますけど、これは毎月ごとに発生しておりまして、おおむね毎月270名ほどの方が申請していただいております。それで下の合算の部分でございますけども、こちらの合算につきましては1年に1回、ですから、これで今年度もう出てこないのかもしれませんが一応188名の方からは申請していただいております。

○高木委員

この高額介護サービス費負担金なんですけども、これは一度市のほうに申請すると、もう後はずっと市のほうで手続をしてくださるといって、とても高齢者にとっては一度やればということとても

ありがたい制度なんですけども、この周知の仕方、これを知らない方もあるんです。周知の仕方をどのように心がけてくださっているんでしょうか。

○長寿介護課長

高額介護のこちらにつきましては、私どものほうは国保連を通しまして該当者の方、まずこれは上の段の部分でございますけど、毎月の発生している部分につきましては毎月国保連からまいりますので、その案内を決定通知というものを outsending していただいて、皆さんに御案内させていただいております。それで既に口座番号なども過去に申請のある方は承知しておりますので、単なる決定通知のみを送らせていただきます。初めての方になれば当然これは口座番号は後にさせていただきますので、その申請用紙も同封させていただいて申請してくださいということで漏れなくやっておるはずでございますので、その辺で知らなかったということはないはずだというふうに理解しております。

○高木委員

私どもはたまたま知らない方がみえまして、これはいけないということで申請をさせてもらって、2年さかのぼることができるものですからよかったですけども、初めての方ということになりますと介護保険を使い始めてということになりますので、こういう高額介護というのは介護保険の請求書のほうを見ればわかると思いますので、ケアマネのほうから当事者の方に、介護保険を使われる方に何かうまい方法で知らせていただくということではできないでしょうか。

○長寿介護課長

ケアマネは当然その方がどれぐらいの月にサービスを使っておられるかというのは承知しておるはずですので、御本人に御案内しても、その手紙をよく見ずに市役所の手紙ということで特に重きを置かずにしまい込むという方もみえますので、ケアマネの方にはしっかりこの辺もお願いして申請漏れの内容に徹底していきたいというふうに考えます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号について、挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第30号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中新委員

それでは、予算概要書の80ページ、81ページです。

81ページのほうに事業概要といたしまして、対象者がここに明記されてございます。20年以上工場等が市内に立地し、25人以上の常用雇用者数を有する中小企業者、これは知立市内に今何社、何企業体ほどございますでしょうか。

○経済課長

知立市内に20年以上、25人以上の常用雇用者という数字、質疑のときにも市民部長に質問があったと思うんですけども、数字が把握できておりません。申しわけありませんけども数字はわかりま

せん。

○田中新委員

25人以上の雇用者数はわかりますよね。

○経済課長

25人以上の雇用者のところの数がわかりません。

古い統計で、ちょっとお待ちください。

済みません。平成21年度の経済政策の事業所統計で2,405社あります。規模別で見ると4人未満の事業所が55.6%で、30人未満だと90%以上ということですので、25人以上であれば大体10%程度というようにぐらいしかちょっと把握できておりません。申しわけありません。

○田中新委員

それでは、今の概算数値の企業体に知立市もしくは県が補助金を出しますよということは周知はされているんですね。この事業に対して。

○経済課長

当然ホームページ、それから広報、それから商工会を通じたりだとか周知しております。そういう形で周知はさせていただいております。

以上です。

○田中新委員

それで、俗に引き合いとか何かは、問い合わせはあるんですか。

○経済課長

この中小企業の再投資促進事業費補助金というのは、平成24年4月に愛知県が新あいち創造産業立地補助金交付制度というものを創設しました。その関係で平成24年度に話題になりました。その中の1つのメニューといたしまして新あいち創造立地補助金というのが、うちのほうは平成24年11月に制度を創設しまして事業内容を周知させていただいております。それで、問い合わせはあるんですけども対象分野が次世代自動車関連分野だとか航空宇宙分野や愛知県が認めた分野、それから企業立地促進法に基づく西三河地域基本計画の指定集積産業の分野とか、こういうような分野がありまして該当するのがたまたま1件ということで今回上げさせていただいております。

○田中新委員

当該、市内にこの今の対象分野の①、②対象者に該当する企業は1社あるということですか。

○経済課長

該当する産業、会社というのは、何十社かあると思います。けども、今申請に来られた、やられた会社は1社という形で、今後やりたいという希望の会社はアンケート等をとっているときに結構ありましたので今後また出てくる可能性はあると思いますけども、差し当たり現状では1社が県のほうの認可を受けたという形になっております。

○田中新委員

もう県の認可を受けて事業に着手している状況なんですか。この事業というのは補助金対象事業。

○経済課長

事業が完了してから補助金が出ますので、多分業者のほうは先に立てかえ払いのような形になる可能性もあります。

○田中新委員

済みません。これはちなみに対象分野①のどういう業種なんですか。もしだめでしたらよろしいんですけども。主な事業でよろしいんですか。

○経済課長

自動車関連事業になります。

以上です。

○田中新委員

それで、ここに今年度の予算は1,546万1,000円というふうに計上されておまして、平成27年3月31日までに期間と定めて、なおかつその平成29年3月31日までが適用対象期間ということですけど、あと実質的には平成27年3月までは2.4カ月であとプラス2年相当あるわけですけど、今のお話でいきますと約5年間はこの1,500万円を年々年々予算化計上していくという予定ですか。

○経済課長

80ページにも書いてあります。平成24年度から平成28年度で総事業費は1億6,000万円を予定しておまして、これは実施計画の数字です。平成25年度は2億円、平成26年度が5億円、平成27年度が5億円、平成28年度が4億円ということを見込んで1億6,000万円という数字、総事業費を出

させていただいておりますけども、この平成25年度に関しましては2億円という数字を。この総事業費これは10%ですので桁がちょっと大きくなっていますけども。1億6,000万円ですね。ただ、今回1社でありまして1,546万1,000円ということで計画では大きな額を出しておりますけども、実際申請があったのはこの1社ということで、平成25年度は事業費として1,546万1,000円で県が2分の1、市が2分の1という形で予算化させていただいております。

以上です。

○田中新委員

よくわかりました。

それで、知立市としては今実施を予定されている企業体に対しては、それが開始した場合には県市合計の半額の700万円強を補助金として知立市は出すわけですね。

○経済課長

そうです。県が2分の1、市が2分の1という形で半分半分補助金を出すという形になっております。

以上です。

○田中新委員

それであと追随するようなところは今のところどうなんでしょう。今は1社とお伺いしているんですけど、ありそうなんですか。

○経済課長

3月の今現在ですと次の申請のところは現状は出ておりません。2社お話がありましたけども該当しなかったり、まだ事業ができないとかそういう話でございますので。

以上です。

○田中新委員

どうもありがとうございました。

続きまして、76ページをお願いいたします。予算の概要です。

新規創業支援事業ということで、この分につきましては一般質問のところでお伺いがありまして、私の読んだ範囲では今あちらの新駅等のところには目視で42項あって今のところ1つも新しい新規

創業をしていないということなんですけど、空き店舗は今全てまだあいているわけでしょうか。

○経済課長

今回うちのほうの委託事業で空き店舗の調査もいたしました。あれは目視という形で42店舗という形で今。去年の8月でしたか、9月のときに目視で調べさせていただいた結果でございます。42店舗ということで、これは駅周辺だけでございますので、駅周辺で42店舗中心市街地で空き店舗があるというのを確認しております。

以上です。

○田中新委員

それで過去にこのような支援事業をしていたと思うんですけど、知立市のやられた過去の実績はわかるでしょうか。

○経済課長

新規創業支援という形ではやっておりません。昨年度まで、平成24年の5月までですけども、ちりふ家ということで駅前の空き店舗を活用しまして、家賃等を市が出しまして1カ月1万円いただくような形で創業支援、空き店舗対策という事業はやってございましたけども、その事業にかわりまして新規創業支援事業という形で空き店舗対策も少し兼ねましてこの事業を今年度から、平成25年度から実施させていただきたいという予算を組ませていただきました。

以上です。

○田中新委員

そのちりふ家は、もう要するに契約期間が終えてやめられてしまったのですか。

○経済課長

入る方もなかなか駐車場の問題、それから店舗の問題、改装等もありましてそういうことができない。それから車の置き場もない。そういうようなことで入っていただける人もなかなか見つからない状況でしたので、最終的には愛教大の方にも現場を確認していただいて、愛教大で何とかならないかという話もしたんですけどもそれもできませんでした。そういうことでこの事業を廃止させていただいております。

以上です。

○田中新委員

それですと、そのやめられた事業と今年度、平成25年度新しくやる事業、どこがどういうふう違うんですか。

○経済課長

今回の新規創業者支援というのは、市内の場所はどこでもいいということになります。それから御本人がこの空き店舗を活用して新規に事業を進められたときに開設から1年間ですけども、その間市と商工会で合体になって少し補助をしていきたいということで、場所を本人が選べるということがちょっと違いますので、それを了承していただきたいと思います。

○田中新委員

それでは、知立市内全域の中で新規事業を始めればここに書いてございますように月3万円程度を市から助成をいただけるということですね。

○経済課長

事業を開設してから1年間、今の予定ですと月に市が3万円と商工会から一部また補助ができるというような形で考えております。

○田中新委員

であれば、例えば新規が主な目的なんですけど、系列もしくは既存で店を出したいという場合はだめなんですか。あくまでも新規が原理原則。

○経済課長

今回、新規創業者支援という形ですので、一度新規創業者ということでことしはやらせていただきまして、それで月3万円の4件分を予算計上させていただきます。今後、きょう出してあります中小企業振興基本条例との絡みもありまして、どういう形でこの新規創業者支援をやっていくかということはその検討会等でも話しながらどういう枠組みにしていこうかと検討したいと思っております。差し当たり平成25年度はこの対応をしていきたいと考えております。

○田中新委員

今言われた4件ですか。平成25年度の対象戸数は。

○経済課長

36万円の4件分で144万円ということで予算計上させていただいております。

○田中新委員

それで、先ほどこの空き店舗のちりふ家の問題点をるるお聞きしたんですけど、結果空き店舗ちりふ家は月1万円で廉価である。それが今回は月3万円程度の補助をしますよ、それから商工会も補助されますよと。それで駐車場とか、それら店舗の改装とか、そこら辺を比較対照しても遜色と言うか余り変わらないんじゃないんですか。今回の際立ってよくて4店舗が満室になって、新規事業者が積極的に活用しますよという売りはなんですか。

○経済課長

ちりふ家の場合は、建物を市のほうが駐車場を含めて月8万幾らで借りていたんです。その使用料として1万円いただいていたような形ですけども1件だけでした、現実ちりふ家という形でやっていたのが。今回は空き店舗対策というのに重点を置いていなくて、新規創業者支援というところに重点を置いてこの事業を進めさせていただいております。ただ、その新規創業者支援という中で空き店舗対策にもつながっていくということで今ちょっとお話ししたということです。

○田中新委員

それでは、この事業のやってはいけないという事業はあるんですか。

○経済課長

当然、公序良俗に反するような業種だとか、そういうものは要綱のほうで排除させていただくような形で。ただ、それはうちのほうはこの事業自体、基本的に実施されるのは商工会がやられます。それに対して補助しますので、そういう内容に関してはうちのほうはアドバイスしますが、商工会のほうで決めたものに対してうちが要綱等でそういうものには出せないですよというような形で、商工会のほうの事業としてやってうちのほうはそれに対して補助するという形になりますので、そこら辺だけちょっと頭に入れておいていただき

たいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中新委員

それでは、この新規事業は商工会の物差しではかられて、公序良俗に反しない限りであればよしとするということになりますよね。

○経済課長

当然うちのほうが補助を出しますので、うちのほうで今商工会と一緒に内容を決めております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

1、2点だけお聞かせください。

ただいま田中新委員からありました76ページのその15なんですが、今いろいろ説明を聞きました。この件、以前からちょっと1つ疑問に思ったのは、店舗の持ち主の意向というのはどういうふうにまとめ、今目視で42店舗だったよということだったんですけど、そもそもそのオーナー、持ち主はどういうふうに考えてみえるか。以前たしか商工会のTMOで我々も町なかを歩いてみました。結構放つといってくれという意見が結構多くて、2階で生活しながらという人も多くて、その辺について例えば意見がまとめてみえるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○経済課長

空き店舗の調査はしましたけども、空き店舗のオーナーの方の調査はしておりません。今後の検討課題ということになります。

○稲垣委員

ということなんですけど、これっていろいろ研究しても、そもそも権利者の意向を聞いていかなないとなかなか成立しないんじゃないかなということを以前から思ったものですから、今、少しだけお聞きしました。

それと、最近よく新聞紙上でもNPOなられたバザール知立が弘法通りのことについていろいろ研究してみえるんです。その辺について今回対象、目視でもやってみえない。これからどういうふうに考えているのかちょっと教えてください。

○経済課長

今回の空き店舗調査に関しましては弘法通りは入っておりません。中心市街地を対象にしておりますので、ただ、弘法通りに対しても空き店舗がたくさんあることはわかっております。

以上です。

○稲垣委員

次、予算概要の88ページのかきつばたまつり交通対策事業、これについてちょっとだけ教えてください。予算が91万7,000円とあって、これは初めての取り組みだと思います。車によるかきつばた園への来訪者に対し来迎寺小学校のグラウンドを駐車場にしそこからバスで送迎する、いわゆる観光シャトルバス社会実験というふうになってあります。その祭りの期間中の花見、花の見ごろです。この土日に4回行くということですが、この4回というのは2週にわたってということですか。これを教えてください。

○経済課長

5月の連休明けの土日という形で4日間実験的に来迎寺小学校に置いていただいて、かきつばた園までシャトルバスで送迎ということになっております。

○稲垣委員

そうすると4日ということで、わかりました。

これは1日に例えば何往復とかそういうことも考えてみえると思うんですけど、この点はどうでしょう。

○経済課長

2台のバスを予定しております。ですから、かきつばた園の混みぐあい等もありまして、多分車等が渋滞しておれば時間がかかったりするものですから2台をフルに活用して計画を立てさせていこうということで検討しております。

○稲垣委員

そうですね。当然渋滞すれば時間もかかります。幾ら距離が短いといえどもそういうことになると思います。

このパークアンドライド、駐車場整備委託料として32万6,000円ですか。これはどんな整備に使

うのか教えてください。

○経済課長

済みません。学校のわだち等の補修を最後に行う整備料ということで出させていただいております。

以上です。

○稲垣委員

これ学校の運動場を使うということですけど、このグラウンドというのは全天候型になっていないと思うんですけど、まだ。これ例えば天気がよければいいんですけど、わだちという話が今出たんですけど、これは本当に雨でも降ったときに学校の運動場となると整備云々そんなに甘いものじゃないと思うんです。大変なことになるような気がするんです。この辺は学校ともいろいろ協議をされたと思うんですけど、来迎寺小学校の運動場を駐車場にするということで、その周辺です。確かに来訪者においてははすごく、見えても2時間もかかるなんてことはなくなるだろうということなんでしょうけど、学校の御近所です。この辺についてはどういうふうに話がされているのか。ちょっとそれも合わせて聞かせてください。

○経済課長

学校の近辺の方にまだ周知はしておりません。この予算が通って初めてできる事業でございます。ただ、来迎寺小学校のところから当然のごとく車が入りしますので、こういうことがありますよということは来迎寺の区長を通じたりして周知はしていきたいと考えております。

以上です。

○稲垣委員

ということは、ある程度は区長を通じて事前調査はされているということですよ。

これ1つ、来迎寺小学校の運動場をこういった形で使用するというのが進められると、ほかにもいろんな事業ってやっていますよね。例えば知立まつりだとか、さまざま知立市の主催する事業があつて、先ほど申したんですけど軽トラ市も実は猿渡小学校のグラウンドが駐車場にならないかな、こういうことは以前から届いていると思うんです。

そういうことについて今進めているグリーンサーフェイス全天候型のグラウンド、そういうものでグラウンドの傷みというのはどれぐらい、問題ないのかなという、ちょっとその辺はどうなの。例えば今、隣の知立中学校は随分全天候型にして古いということで今たしかここは車禁止ですよ。使えないというふうに聞いておるんですけど、そういうことについても本当に事業とかそういったことについて駐車場として使える状態であるのかちょっと心配です。

○経済課長

平成25年度、よいとこ祭りで知立小学校をまたこしも使わせていただく予定になっております。ことし全天候型にかわりましたけども、知立小学校を使う予定になっておりますので、初めは正直言いまして使えなくなるんじゃないかということをお不安にしましたけど、使わせていただける、オーケーということでしたので。

○稲垣委員

たまたま僕がちょっと雨天のときどうなんだ。例えば今小学校を使っているよという事例があるということなんですけど、雨に遭遇したことってないですか。その使用する日が雨でグラウンドがということは。

○経済課長

よいとこ祭りが2年間どしゃ降りでしたので、その後直すのが結構大変な状態になりましたけども、そういうことは遭遇しております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

予算書117ページ、地域宅老所の推進事業についてお尋ねします。

前年度の補助金が170万円で、ことしは55万円になりました。理由をお聞かせください。

○長寿介護課長

宅老所のほう、去年は2カ所で宅老所をやっていたところから10万円ずつで20万円。それから新たに宅老所を始められることがあった場合、

そういう建物の改装ですとか、そういうことができることとして150万円の予算がとってあったんですけども、現状17カ所でしょうか、今高齢者サロンという呼び方でほとんどやっていますので私どもが特に区別しているわけではないんですけども、こちらのほうのできてきた関係で、ほとんどが公民館を使ってやっていただいておりますものから、その辺のところでもこういった新たな建物を改装したりですとか、そういうようなことはもうだんだん合わなくなってきたかなということで、こちらのほうの予算はつけなかったということでございます。ただし、少し要綱の中身を変えさせていただいて10万円2カ所であったところをもう少し細かい区分を設けまして、5万円のところ、2万円のところというような形で広く皆さんに支援できないかなという考えでこのような数字になっております。

○高木委員

宅老所の今の実績ですけども17カ所ということでもあります。この内容ですけども、ただ回数だけを見られたんですか。

○長寿介護課長

現状は月に開催される回数です。こちらのほうを基準に考えております。この要綱がスタートしてこれから進めていく中でもう少し中身、そういうふうなところに入っていきたいなというふうには考えております。

○高木委員

そういうところとは、どういうところでしょうか。

○長寿介護課長

例えば食事サービスであったり、レクリエーションの中身であったり、どの程度1回が1時間なのか、3時間なのか、いろんな考え方でこれもボランティア活動ですので、なかなか強制できない部分ではございますけども、やはり活動内容によって、私どもは少しでも充実していただきたいという考えを持っておるものですから、そういうところの活動内容をもう少し細かく見ていけたらというのは、スタートラインではちょっと難しい

んですけども、そのように将来的にはそういうふうになっていけばなというふうに思います。

○高木委員

現在、地域宅老所としては2カ所上がっておりますけども、地域包括支援センターがしっかり入っていると思うんです。あとの高齢者サロンは地域包括支援センターはどのようにかかわっているのでしょうか。

○長寿介護課長

地域包括支援センターがほとんど協力して、こちらが当初に2カ所だったところがここまで拡大してきたのは、いろいろなそこで協力して一緒に立ち上げてきたというふうに聞いております。

○高木委員

この内容ですけども、本当に千差万別と言うか、本当にすばらしく、これがボランティアである組織の内容かというぐらいの地域もあります。研修を積み重ねて本当に先進市があると言えば先進市に見学に行かれたり、そのような組織もありますけども、今おっしゃいましたようにその活動の内容も十分に加味していただけるのでしょうか。

○長寿介護課長

スタートラインでは中身まではちょっと踏み込んでおりませんが、今後この制度を進めていく中ではそのようなところにまで入っていききたいなというふうに思っております。

○高木委員

この制度がスタートと言われても、もうこれ今現在始まっているんです。もう継続しているので平成25年度からは今こんなふうですよということで日割りのみで、開催回数のみで補助金が変わるといのはどうかこれは、言ってみえることがちょっと私は合点がいかないんですけれども。

○長寿介護課長

17カ所現状でやっておられるサロン活動の団体に関しましては、今やっておられる中身を一応最低月1回のところは2万円という考えを持っておるんですが、今のやり方ではだめですよという最初からそういう否定的なものではなくて、今の活動の中で2万円がマックスでございますので、そ

の2万円を受け取ることによってもう少し中身の濃い活動に転換できる場合もありますでしょうし、そういうところで今の活動でしたら2万円も要りませんわというところも出てくるかもしれませんが、まだその辺のところは聞いておりませんものですから、こちらのほう議会が終わりましたら、速やかに全てのこちらの団体に御案内させていただいて、この辺のお話をさせていただくつもりでございます。

○高木委員

そもそも宅老所と言うか、高齢者サロンというのは結局は地域で見守らなきゃいけないという、これが根本なんです。それで立ち上がったところがあって、よくやってくれた、よくやってくれたということで、どんどんとスタッフの多いところですよと保健師のOBがみえて血圧計等を購入されたり、あとは本当に体力をなるべく落とさないということで、あるところですよと介護認定を受けられた方がゼロだという、この何年間。これだけの実績があるところが今おっしゃったみたいに月にあなたのところは1回ですよ、じゃあこれだけ。あなたのところは4回やりますよ、じゃあこれだけって、これは私は今のお話ですよ、いやいやこのように納得してもらいますよというような言い方だったんですけども、それはどんな、もう一度聞きますけれど。

○長寿介護課長

そうですね。当面は今やっていたいておるサロン活動の17カ所のところをまずは尊重したいなという思いがまず1つありまして、そこをいきなり変えていただくというようなことをなかなか私どもも申し上げにくいので、まずは今やっておられる活動に対してこれだけの支援をさせていただきますよということで、そのお金がいただけるのであればもっと中身を充実させていただけるというのが出てくるのが私ども期待なんですけども、これが5万円いただけるなら私どもは月に2回にしましょう、そして中身もこういうふうにしていきましょうと、もしかしたらやっていたけるかもしれないし、ただ、取っかかりとして

は、まずは今やっておっていただけたところのスタートラインだけをそこから急に変更していただくということではないというつもりで申し上げたわけです。

○高木委員

今までの実績は加味されるのか、加味されないんですか。

○長寿介護課長

今までの実績というよりも、平成25年度の補助金でございますので平成25年度にやっていただけた内容ということで、これまでどれだけ頑張ってきたとしても平成25年度がこうですよということになれば、それに対しての補助になるということでございます。

○高木委員

どうも納得がいきません。

これは回数のみで見分けるというのは、この前の競争入札の話じゃありませんけれども、この点がこれだけクリアしていると、この点がこれだけクリアしているというので評価するということがあってもいいのに、ただ回数だけでというのはちょっと私は納得がいけないんですけど、私が納得のいくように説明してください。

○長寿介護課長

確かに回数だけということですよということもちょっとわかるんですけども、私どもは2万円、5万円、10万円と3段階に分けて補助するこのお金は無条件にお出しするということではございませんので、この活動に対してどれだけお金が使われているのか、どういう名目に使われたかというようなところで申請していただきますので、どういう活動内容であってもお金を使わずに活動してどれだけ頑張っておられても会費だけで足りているところは申請もされてこないかなと思いますし、そういう意味ではとにかく回数で無条件にお金をお渡しするというものではございませんので、いかに内容でどのように使われたかというところを見させていただくということでございます。

○高木委員

となると、例えば実績で内容がとても充実して

いたということになりますと、それでも月2回なら5万円と。これだけクリアしていたら月4回なら10万円と、そういうふうなんですか。

○長寿介護課長

そうですね。平成25年度当初につきましてはそういう考え方でスタートしますので、月4回もしやっていたら、その中で4回やったから10万円ということではなくて4回やったところで確実に10万円という補助に対する内容の金額を使っておられる事業をやっていたらおれば該当してくるということになります。

○高木委員

今までは平成21年ぐらいから始めて、もっと前から始めてみえるんですけど、どのように申告と言うか、請求と言うか、報告はどのようにされていましたでしょうか。

○長寿介護課長

これは年度が終わりまして4月の当初に補助事業実績報告書というのをを出していただくと、様式も決められておりますものですから、こちらのほうを出していただいて、どのように私どもが補助している額がきちんと使われているかどうかの確認をさせていただいております。

○高木委員

回数と、そして、しかしながら参加人数とかいろいろな条件があると思います。そしてましてやボランティアで活動される方の人数、そういうものは加味すべきだと私は思うんですが。

○長寿介護課長

確かに何人の方が参加されて、何名のボランティアの方がその活動にかかわったかということは、そこで行われているサロン活動の事業は本当に17カ所あれば17カ所ともまちまちだとは思いますが。だからその辺でどのようにそれを加味していくかということはスタートラインでは難しいんですけども、だんだんその辺がきちんと整理されてくればいいかなというふうには思います。

○高木委員

スタートライン、スタートラインですけども、これ平成25年4月からこの要綱でやろうというふ

うに、この前保険健康部長がお話になった額でや
っていかうと思われているんですけども、別にこ
れお金をすぐそこで渡す必要はないもんですから、
もうちょっと吟味して、それからまだ要綱もしっ
かりできていない。今お話していてもそうです。
参加人数もありますねということもおっしゃって
くださいました。時間のこともおっしゃってくだ
さいました。別に4月1日これでゴーということ
にしなくてもいいんじゃないですか。

○長寿介護課長

こちらの高齢者サロンにつきましては、現状社
会福祉協議会のほうが3万円という補助金を出し
て、既にもう一定の支援が行われているわけです
けども、平成23年度まで今の協働推進課で、こち
らの市民活動補助金助成金というような形で、や
はりこれ2万円の助成が行われておりまして、こ
れは時限立法で平成23年度で終了しております。
その後、やはりそこから支援がなくなった団体か
らはこれがまだあるとありがたいねというような
話も聞いておりますので、私どもに別に事務を移
管したいわけではございませんけど、もともとこ
の長寿介護課のほうでもサロン事業については一
定の拡大と一定の充実というのは、これは責任を
持ってやっていくべき事業だというふうに考えて
おりましたので、平成25年度はぜひともこういう
形で17の団体全てに御希望があればですけども、
御希望していただく団体には支援したいなという
考えでございます。

○高木委員

御希望のある団体にはですけども、実績のある
団体にはこのままつくられたこの4回、2回、1
回。10万円、5万円、2万円で、それでいいん
ですか。保険健康部長、お答えください。

○保険健康部長

先ほど長寿介護課長が言いましたように、市と
しても今までこの宅老所として2つの団体しか交
付をしていなかったわけですけども、社会福祉協
議会の御努力によって今2つ合わせて17団体とい
うふうにふえてきてまして、市としてもそれぞれの
地域で高齢者サロンというのは多く図っていかな

ければいけないとありまして、高齢者のひ
きこもりや生きがいを何とかさせるためにも、こ
の活動は非常に必要だなというふうに思っており
ます。そういう中で、社協がふやしてきた市以外
の部分でも何とか、かつては市民協働課が援助し
ておりましたけども、それが切れて不足している
という状況の要望もいただいておりますので、そ
ういふ部分についても何とか補助を出していかな
ければいけないというところで、とりあえずこの
ような回数ということでちょっと単純なところも
あります。平成25年度はこういう形でお願いした
いなど。高木委員が言うように確かに回数だけ
ではどうかという部分もありますので、今後人数
や内容、時間、その辺も十分考慮しながら検討し
ていきたいというふうに思っております。

○高木委員

これは地域包括支援センターのほうには相談さ
れましたでしょうか、この要綱内容です。

○長寿介護課長

これは市民活動ボランティアセンターのほうに
お話はもう既にさせていただいておりますけども、
具体的にまだこれがスタートしますよとはまだ申
し上げられないので、私どもの案としては御相談
はさせていただいております。

○高木委員

ボランティアセンターの話じゃないんです。ボ
ランティアセンターはお金を3万円出しているだ
けなんです。これは何が目的かと言ったら高齢者
の要は介護にならないための目的のものなんです。
それなのにどうして地域包括支援センターには相
談していないんですか。

○長寿介護課長

済みません。地域包括支援センターのほうに直
接私どもが金額的なものを支援するという具体的
な話は多分させていただいていないかなとは思
いますが、社会福祉協議会にはお話をさせていただ
いておりますので承知してみえるかと思いたす
けども。

○高木委員

この高齢者の対策のためのお金です。地域包括

支援センター、この事業所、この事業、大きなものです。国が何を示したかといったら地域包括支援センターの下にこういうものをやりなさいということで、これを立ち上げるときに地域包括支援センターがかかわっております。ですから、本当にこの内容、私は回数だけでは納得が本当にいきませんので、一度相談してみてください。この内容でうんと言うようなことは私は言えません。私はこれからの高齢者社会のために今あるサロン事業ということになると思うものですから、よろしくお願いいたします。

続いて、119ページ。在宅ねたきり高齢者等介護人手当支給事業ですけれども、寝たきり老人です。去年よりもまた大分ふえておりますけど、今何人この介護度4と5の方がみえますでしょうか。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時12分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

済みません。先ほど補正の中で池田福子委員より質問のありました特定疾患の病名等の関係なんですけど、特定疾患について今年度、今現在、きょう現在です。今203名の方が申請しております。37疾患です。その中に主なものとしまして一番多いのが潰瘍性大腸炎の方が60名弱みえます。あとは、パーキンソン病だとか、あとクローン病という方が続いておりますが、今言った37疾患の中で全体に203名いるという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○長寿介護課長

要介護4と5の人数ということでございますけれども、2月末現在で375名でございます。

○高木委員

在宅ねたきり高齢者等介護人手当支給事業ということで、これ寝たきりというふうなんですけれども、ホームページのほうを見ますと介護度4、

5の認定を受けている方というふうになっております。これで200万円以下の所得の方は何人おみえになりますでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうにつきましては2月末現在で65人の方が手当の対象になっております。

○高木委員

要綱によりますと、寝たきりの方、これは新しく最近つくられたんですけども、本人の所得が200万円以下であるときには申請してもらいますよということで、1月3,000円が介護人にお金が介護の御苦労さんというのがお金が渡されるというものですけれども、これって人数、平成24年度、平成25年度、予想としてはふえていくんでしょうか。

○長寿介護課長

要介護度4、5の方がふえておりますので、この寝たきりの手当のほうも正比例となるかは別にしましても減っていくことはないだろうというふうに思います。

○高木委員

本人所得がわかっていて介護度4と5ということになれば、別に申請って必要なんですか。市の方でこれは把握できるのではないですか。

○長寿介護課長

こちらのほうは介護している方に3,000円という金額を支給する制度でございますので、その方を介護してみえる方がみえなかったり、入院してみえてもいけないんですけど、そういうことは私どものほうに申請していただいた時点でわかりますので、このような形になっております。

○高木委員

介護している人が申請すると、別にこれが旦那でなくても家族の方ならということで申請者が変わってくるんだよというお話です。

それで私がここで今回疑問に思ったのが、知立市のホームページを見ますと、在宅ねたきり高齢者等介護人手当ということで福祉サービスの中に入っております。その中で私がとても苦になったのが、次の全てに該当する高齢者を在宅で常時介

護し、かつ生計を1つにしている介護人の方に支給しますよということなんですけれども、65歳以上の要介護者の4から5の方を介護している人。そして、その2番目に前年の所得200万円以下の方というふうになっているんです。要綱を見ますと要綱のほうは本人の所得が200万円以下ということがきちんと書かれているんですけども、これは前年の所得が200万円以下という、これは介護している人というふうになると何か勘違いということはありませんでしょうか。

○長寿介護課長

次の項目に該当する高齢者ということで、日本語としては多分間違っていないだろうと思いますけど、今言われるようにさらっと読んでしまうと前年所得200万円以下というのは、もしかして介護している方が私は200万円以上お金があるからもらえないわというふうに勘違いされる場合も全くないとは言えないかなと思います。

○高木委員

せっかく要綱のほうには前年の本人所得が200万円以下であるということで要綱のほうにはこれだけきちんとわかりやすく書いてありますので、書いていただけるといいなというふうに思います。

それから、在宅の寝たきりの要綱の中で1つだけまた見直していただきたいのが、在宅と寝たきり高齢者、または認知症の高齢者ということが介護度の4と5にあるんですけども、介護度4と5は寝たきり老人、それから寝たきり高齢者、それから認知症だけではありません。ちゃんと起きられていても、座位になれても車椅子の方は4と5ということもありますので、少しこの表現は今にはちょっとそぐわないかなという気がしますので、いかがなものでしょうか。

○長寿介護課長

今の御指摘いただいた部分につきましては、もう一回しっかり読み直してみまして実態に合ったものを、内容に合ったものにまた見直すべき点は見直したいというふうに思います。

○高木委員

次に、概要の70ページで予算書のほうだと156

ページ。4の1の2。予算ですけれども、ワクチンについては。ページが違ってましたか、ごめんなさい。

予防接種なんですけれども、昨年の予算とほぼ同額なんですけれども定期接種になりました。定期接種になりますと県の支出金が本当になくなるんですけども、これはワクチン定期接種になって市としてのメリットは。教えてください。

○健康増進課長

定期接種になりますと予防接種法の対象になりますので、そういった面で仲裁制度、もし副反応がおきた場合の仲裁制度が国の制度で行うことができるということがございます。

それから、ある程度予防接種法に基づいて接種者が接種する努力義務というものが出てきますので、大変子宮頸がん等死者が多く出ておるわけなんですけれども、そういったことに対して接種率が上がってくるものと思われまして。

以上です。

○高木委員

接種者が上がってくる、努力義務で、子宮頸がんのがんで亡くなる方は多いというんですけども、それは性交渉なんかが低年齢化してきているということも一番の問題だと思うんですけども。東京都でしたか、先日も新聞に載っておりましたけれども、子宮頸がんワクチン、サーバリックスを打ちまして、杉並区の子です。14歳の子。歩行障害、1年3カ月にわたり通学ができないということがありましたけど、こういう場合はこういう事態が起こった場合は知立市は何か、どうなるんですか。

○健康増進課長

子宮頸がんワクチンは4月から定期接種ということですので、定期接種の場合は予防接種法により国の救済制度を利用することができるわけなんですけれども、3月末まではこれは任意の予防接種となっておりますので、こちらのほうは独立行政法人医薬品医療機器総合機構法という法律に基づいて救済されるということになります。

以上です。

○高木委員

救済されるということですが、知立市において全国ではたくさんの子供、956人が副作用がありましたよということが出ているんですけども、知立市においてはそのような報告はありましたでしょうか。

○健康増進課長

私の記憶しておる中ではなかったと思いますけれども。

以上です。

○高木委員

知立市においてはそういうことはないですよということで、前も保健センターのほうにお願いしましたけれども、この子宮頸がんワクチン、接種していてもこれは検診をしない限りは余りよくないと言うか、発見されないということですので、十分保健センターのほうでも呼びかけをしていただけますでしょうか。

○健康増進課長

子宮頸がんにつきましては、ワクチンをしたからといって大丈夫ということじゃございませんので、健診もぜひやっていただくように進めております。ポイント年齢におきまして20歳以上40歳まで5歳刻みで、平成25年度もポイント年齢の方に個別通知をさしあげて子宮頸がんの検診を受けていただくように奨励をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○高木委員

検診をぜひやっていただくように、保健センターのほうからもよろしくお願ひいたします。私も事あるごとに地域の方と言うか、知り合いの方にはそのような話をさせていただいております。

この中で済みませんが、子宮頸がん予算のほうなんですけれども159ページです。子宮頸がん等ワクチン接種委託料ということで、この等となっているんです。この等の内容を説明してください。

○健康増進課長

子宮頸がん等ワクチンと言いますのは3つのワクチンでございまして、1つがこの子宮頸がんワクチン、もう1つがヒブワクチン、もう1つが小

児用肺炎球菌ワクチン、この3つでございまして。

以上です。

○高木委員

金額のほう、お願いします。

○健康増進課長

金額で言いますと、子宮頸がんの委託料が2,855万3,000円です。それからヒブワクチンが2,079万2,000円でございます。小児用肺炎球菌ワクチンが2,641万7,000円でございます。

以上です。

○高木委員

昨年度より予算のほうはちょっと減っているようなんですけども、人数のほうからいくと対象人員が減っているということなのか、どういうことなんでしょうか。

○健康増進課長

これは平成23年1月4日から始めたわけなんですけれども、当初は例えば子宮頸がんですと中学1年生から高校1年生といったように幅があって、その方に一斉に個別通知を出して奨励してきたものですから、その後は毎年新しく中学1年生、子宮頸がんの中学1年生の方が対象になってくるわけなんですけれども、未接種の方もおりますけれども、そういうことで始まった当初よりも2、3年たちまして対象者が減ってきたということでございます。

○高木委員

次に、インフルエンザの予防接種事業について、この下です。004になります。

インフルエンザ予防接種の内容は、これは高齢者ということでよろしいでしょうか。

○健康増進課長

これは予防接種法の中にございます定期接種のうちの2類に分類されるものでございます。65歳以上の高齢者ということでございます。

以上です。

○高木委員

このインフルエンザの予防接種の内容なんですけれども、私たちが病院へ行きますと病院によっては3,500円で接種できるところ。中には3,000円で

接種できるところ。これは高齢者65歳以上の人が1,000円で受けられるんですね。例えば、ということはA病院だと3,500円だとしたら2,500円が不足なんです、病院にとっては。例えば一番知立市で安いところが2,600円のところがあるんです。例えば2,500円のところがあって1,000円を市民の人が負担したとすると1,500円が不足ということなんです。この金額というのは65歳以上の方が受けられたものの不足分ということでしょうか。

○健康増進課長

インフルエンザにつきましては、65歳以上の方に1,000円で受けていただくように医療機関と委託契約を結んでおります。この委託契約の金額は結んでいる医療機関全て一律同じ委託料でございますので、65歳以上の方は1,000円払えばそれでいいということでございます。ただし、それ以下の方はそれぞれの医療機関の金額でお支払いいただくということになっております。

以上です。

○高木委員

ホームページを見ますと、名古屋市も一律で病院のほうインフルエンザに関してはワクチンの接種を決まっているというようなことが書かれておりました。となると、その下にあります高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業に関しましても、この医者との間で幾らですよという、3,000円が負担しなきゃいけないんですけども3,000円を除いた例えば8,000円なら5,000円は市のほうに請求が来るということでしょうか。

○健康増進課長

高齢者肺炎球菌のほうはインフルエンザの契約の仕方とは違ってございまして、これは契約ではなくて補助費で補助しておるといって、個人に対して補助しておりますので、その医療機関が幾らで打つても一般的な方には3,000円を引いた額を医療機関に支払うということでございます。この高齢者肺炎球菌ワクチンの事業については金額の委託契約を結んでおりません。結んでおりますのは3,000円、あるいは非課税世帯等の方の8,000円、

そういったものを病院側で差し引いた金額を請求していただくということです。8,000円と3,000円は医療機関から市のほうに後で請求が来るということでございます。

○高木委員

肺炎球菌のほうは5年に1度ということなので、5年を守るためにはどのように把握してみえるのでしょうか。

○健康増進課長

まず、各医療機関に予診票が置いてありますけれども、そこには5年以内に打っているかどうかの確認をするところがございます。また、平成24年度に打った方は保健センターのほうのシステムで管理させていただいて、今後打たないように確認していくつもりでございます。

以上です。

○高木委員

そうですね。何度も打ちたくなっちゃう方がいるものですから、とても病院のほうとしても、ことはここの医院に通って、ことはここの医院で去年も打ったけどまた打つという方がいるように思われるときもありますので十分管理していただきたいと言うか、たくさん打つて効くものではありませんので、よろしくをお願いします。

次に、167ページの浄苑費についてお伺いします。

霊柩車、それから逢妻浄苑の業務委託料とありますけれども、この内容をお聞かせください。

○市民課長

これは霊柩車を年間委託。要するにこれは友引と1月1日を除いた日、年間を一応業者委託。それと逢妻浄苑のほうにつきましては、あそこの職員の方は再任用の職員の方でございますので、再任用という週4日、それで週3日分を業者に委託しております。その分の委託費でございます。

以上です。

○高木委員

12月補正のときに、何か圧迫骨折をされて休まれた人が再任用職員がお見えになって、急遽再任用職員でスタッフが足らなくなったということで

逢妻浄苑の業務委託料というのはふえました。それは私はことし、今になって初めて納得と言うか、再任用職員が週4日出て見える。この方の給与と言うんですか、この方たちは。報酬と言うんですか。どこに書かれているんでしょうか。

○市民課長

それはこの予算書の154ページ、155ページの、これは見ますと第4款の衛生費第1項保健衛生費、それと第1目の保健衛生総務費の節のところを見ますと第2節の給料があります。その中で支払いをしているというふう聞いております。

以上です。

○高木委員

これは保健衛生費の中で、総務費の中で全ての方がこの4人の分が入っていますよということ。ほかの方の分はないんですか。この方たちだけの、この4人分ということですか。

○市民課長

済みません。4人、22人ですよ。

それで、実はどうしてそういう区分けという根拠がございまして、財政法の第23条、それと地方自治法の第216条、この中に歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならぬという、そういう規定があるそうです。その中でやはり火葬場となりますと衛生費の関係になりますので、それでこちらのほうの款項で区分をしているということを財政の方から聞いております。

済みません。ちょっと詳しい内容は財政に聞いてもらわないとわからないんですけど、以上です。

○高木委員

再任用の方のどこに載っているのかちょっとわからなくてお聞きしました。そういう大きな款と項の項目の中で分かれているよということで、ありがとうございました。

この浄苑につきましてですけれども、建物1952年に建てられているということで、どなたかたちと一緒に年だなど思いながら、それで耐震はされたということですが、こんなこと言っちゃ何ですけれども、耐震はいいんですけど本当にほかの

面では大丈夫なんでしょうか。

○市民課長

済みません。実は私のほうの資料がございまして、昭和27年6月、今委員から1952年、ちょうど私たちの年なんですけど、それでできたというお話なんですけど、これは今現在のここに火葬場を開場すると。それで今現在の建物、火葬炉の上にある建物、それと隣の休憩所みたいなところがございまして。それはちょっと調べましたら工事名が知立町町営火葬場火葬炉本館工事、これが契約しているのが昭和45年8月11日でございます。もう1つ工事がございます、知立町町営火葬場待合室工事、この2つがございまして昭和45年8月15日から昭和45年11月22日にかけて建設したということでございますので、ここの建物ができたのは今現在にある建物は昭和45年にできたというふうに私のほうは解釈しております。

以上でございます。

○高木委員

先日見せていただきました施設の管理の資料がありました。あれを見まして私は今お話ししているんですけど、あれだと。

私が間違えていました。ごめんなさい。72年でした。失礼しました。いずれにしても昭和56年よりも以前の建物ですので、よろしく願いいたします。

申しわけありません。今の訂正です。済みませんでした。以上で質問を終わらせてもらいます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしく申し上げます。

まず、163ページ、003の自殺対策推進事業のほうから伺いたいと思います。

幾らか予算で上がっているんですけども、結局ここでかわるのは研修旅費が昨年は79万円だったのが9万円になるということで、これは必要なくなったのか、とれなかったのか。

○健康増進課長

特に必要なくなったということでもなくて、近

くで研修する場所もあれば、研修につきましては引き続きいろんなところで出てくる予定でございます。

以上です。

○池田福子委員

それで、ここで講師謝礼、それから研修は行ったと、去年。消耗品費、いろんなお知らせなんでしょうけどもこれもと。ただ相談業務というのはここでは考えてなかったんでしょうか。

○健康増進課長

ここではありませんけれども、ここは自殺対策推進事業ということで補助金そのままついてくる事業でございます。自殺対策につきましては、これは県の事業でございますけれども、別にこの事業で行うということではなくて、いろんな保険事業の中で相談事業はさせていただいております。毎月1回3人程度精神科の医師をお願いしまして相談事業をやっておりますし、また、いろんなケースがでてまいりますので、そういったケースに対して保健師が適切な対応をしていくように努力しておりますので。

以上でございます。

○池田福子委員

それで、平成22年なんですけれども自殺された方が知立市の健康というもので確認させていただきましたが、平成22年で14名の方が自殺なさっているんです。これは全国からいくと結構大きな数字なんです。自殺者の自殺を遂行しちゃったという方が14名に対して、潜在的な自殺願望という人はその10倍はいるだろうと。とにかく未遂でもやってみたという人も結構多いと思うんですけども、もうちょっと相談業務というものを充実させてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康増進課長

相談業務もそうなんですけれども、自殺につきましてはいろんな要因が考えられますので、私も健康増進課だけではなくていろんな経済的な問題もございまして、いろんな自殺の対策があるかと思っておりますけれども、横の連携をとりながらそういった問題に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○池田福子委員

それで私自身は、八橋で起きたことですよ。御自分のお母さんの首に手をかけてしまったという。あれも心中だと思っているんです。もしあれが成功していたら2人そこで自殺ということになってしまったんじゃないかというふうに考えております。そういう点も鑑みましてもうちょっと相対的な相談業務というのをちょっと充実させてもらいたいんです。

同じ相談ということで載っておりました135ページの003の家庭相談室運営と。これは児童のところから出ておりますもんで学校関連だと思うんですけど、こちらのほうはどのように相談を受けているか、ちょっとお話し願えますか。

○子ども課長

家庭児童相談室のほうは、家庭児童相談員ということで一応2名置いておるわけですけども、業務の内容としては、家庭児童相談室の業務としては家庭での児童の子供を育てる育成とか、そういったところの悩みについての相談だとか、あるいは児童虐待だとか、そういったような形で活動させていただいております。

○池田福子委員

やはり予算が前年と同じようにとってあるということは、これは相談件数が多いと言うか、現状のままと言うか、結構相談があったということですよ。減ってないということ。

○子ども課長

家庭児童相談室のほうの予算、相談員については、これは月額が決まっていますので、その2人分ということですので、平成24年度も平成25年度も一緒ということになります。

相談の実態ということでいきますと、平成23年度で1年間でいきますと延べで742件ということになりますけども、ただこの742件がうのみにされてしまうとちょっとあれなんですけども、例えば1件あります。1件あったものについて例えばAさんから相談があった。その相談があったことについて継続的にやります。その電話があったり、

それを全て1件、1件と数えていますので742件という形になっていますので、ちょっとその辺だけ御理解いただければと。

○池田福子委員

結構これも重いテーマでの相談が多いんじゃないかと思うんです。

次に、115ページの009なんですけれども、ここでも福祉活動専門員設置補助、この事業が457万円というふうに新規でも取られておりますけれども、この方たちはどのような仕事をしているのでしょうか。

○福祉課長

これにつきましては、福祉活動専門員、これは設置しなくてはいけないというふうになっておりまして、実際は社会福祉協議会のほうで1名設定しておりまして、その部分の人件費を出させていただいているその補助金になっております。

これは内容につきましては、基本的には社会福祉団体等の健全な育成のために働いていただくということになっておりますが、例えば地域活動の推進方策のための調査だとか、企画、連絡調整といった業務、それと福祉の向上のためのそういった専門員を設置するという形の事業費ということでやらせていただいております。業務については今言ったように各相談業務とか貸付業務、それと社会福祉全般にわたる活動の推進業務という形になります。

以上です。

○池田福子委員

そこで相談業務が多岐にわたって複雑になってきて、いろんな方が相談したいと。この間NHKでやっていたのは大人になってから発達障がいがあって働くに働けないと。でもどこに相談していいかわからない。とにかくどこに相談していいかわからないという人が非常にふえているということなんです。ネットで調べればわかるとか、いろんなところで目につくとかそういうふうにおっしゃる方もみえるんですけども、やっぱり1つに絞り込んでいくと言ったらおかしいですけど、総合的な相談業務というふうに位置づけてはどう

かと思うんですけども、いかがですか。

○福祉課長

今現在、福祉の関係に関しては私たち福祉課の障がいの関係の方、それと当然子ども課では児童、それとあと家庭の方。あと高齢者であれば当然地域包括支援センターという形でやはり分けられてしまっているというのが現状であります。やはり若干専門的など言うんですか、対象者が違うことによってやっぱり相談の内容も変わってくるということで、今そういう形をとらせていただいております。ただ、今窓口業務を1つにしたらということでお話がありましたですが、まだ今の段階でどういうふうにするかというのはまだ全然見当もついていませんので、まことに申しわけありませんが。

○福祉子ども部長

私のほうから少しちょっと。相談窓口の一本化ということで私どもいろんな相談がある中で、その相談がどこの担当なのかという仕切り役ということではないんですが行司役と言うんですか、それは2階の市民相談室のところで市としては一本化の窓口という形で設置しておりますので、それぞれどのような相談かはその窓口を経由してそういうのを対応しているというふうに思っております。お願いします。

○池田福子委員

市役所の2階というのも立地的にいいかとは思いますが。ただ、相談業務のプロ中のプロと言われている精神保健福祉士、知立市では余り重要視されていないかもしれないんですけど、他市では精神保健福祉士の配置を本当に充実させているところも多いんです。精神保健福祉士の場合はどんな業務も相談に乗れて、それで配置してくれると。これはあちら、これはあちらと。御自分も相談に乗るんですけども、そういう人を1人置いて相談業務の充実を図ったらどうかなと私は思うんです。その資格を生かした仕事ということで。ただし、その資格手当とかそういうのはもう職員の問題でありますのでつけるつけないという問題じゃないんですけれども、どうせならその資格を生かした

人を生かしたほうがいいじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○福祉子ども部長

今、池田福子委員の言われることもごもっともでございますので、一度どのようにできるかというのは今後検討させていただきたいと思います。

○池田福子委員

それで市役所も1つあってもいいし、けど福祉の大もとの管理委託をしているわけです、社協に。ですから、そういうことも黙ってなくてもいいと思うんです。こういう部署をつくってほしいとか、こういう人がいるからそれを生かしてほしいとか、そういうことでいいと思うんです。相談業務はこれだけ受けられると。どんどん来てくださいという感じだと思うんです。例えば障がい児でも重い子たちはもう市外へ頼まなきゃいけないわけです、障がいの重い子たちは。そういった場合の本当に親御さんは苦勞されると思うんですけども、そういう相談するメインの人がいてくれることによって保護者はとってもほっとするとおっしゃるんです。この人に言えば何でも聞いてくれると、そういう意味合いからしてほっとすると、市民の方が。そうじゃないと重い障がいのお子さんを抱えて、知立市内ではここは預かれませんよとほおり出される状態をちょっと想像してみてください。親子ともどもということになるわけです。そうすると追い詰められてどういうことになるかという場合もあります。こもりやすい方だとそうだと思います。

ですから、これは福祉子ども部長、強力に進めてもらえますか。ぐっと押し出してもらえますか。

○福祉子ども部長

今現在は、やはり精神的な疾患を持ってみえる方の相談というのは社会福祉協議会のほうで基本的にはお願いをということで、私どもも社会福祉協議会のほうに連携をとりながら進めておりますので、先ほど私はそのようなことも今後検討というような、それをじゃあどのように各課が連携をもう一度再認識もしなきゃいけないと思いますし、専門性のある相談でございますので、その辺をま

たくよく相談しながら検討していくことかなと思いますので、よろしくお願いします。

○池田福子委員

その際に部署として設けてもらいたい。部署として。ですから、片手間にやっているんじゃないかと相談業務の部署なんだと。いろんな人材がそこに集まっていると、専門家が集まっていると。自分の持っている資格で仕事をしていると。そういう形にぜひもっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そうしまして、これも相談が多いと思うんですけどページの123の019の新規です。障害児施設給付事業、新しいもので。これが結構な金額で計上されておりますけれども、この内容を教えてください。

○福祉課長

これは本来今まで自立支援法の中で全て通所のサービスを使われる方の給付、並びにそういった相談支援の給付ということでやっていたわけなんです。法改正によって障がい児につきましては児童福祉法の中に入っていきという形です。その中で分けさせていただいたものです。ですから今回新規のほうで上がっているような形なんです。今までは障害福祉サービス事業費の給付費と、あとそういった中に入っていたものが分かれたという形で理解していただいたほうがわかりやすいかと思います。

それで内容については、障害児通所給付費の扶助費なんです。これについては、今までは児童デイというサービスでやっていたんですが、それが今後放課後デイサービスという形で分けさせていただいたものが入ります。

それと障害児相談支援給付費扶助費につきましては、先ほどから言われている障がい児に対してのサービスの利用計画の策定がここに入ってきています。そういった事業費の部分の形になっております。

以上です。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時08分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

済みません。それでこの通所の施設なんですけれども、どういうところが何か所ありますか。

○福祉課長

この施設につきましては、平成23年度まではほとんど児童デイサービスという形でやっていた事業所という形で、それから平成24年度から放課後デイという形で切りかわりました。大体、市内については平成24年度からけやき作業所の第2けやきのハツ田のところにある施設です。みどりという施設が今放課後デイという形でやらせていただいております。

それと、あと市外に12カ所程度あります。安城市、刈谷市、名古屋市という形で皆さん通われているという形になります。ほとんど利用者の方につきましては大体60名程度になります。まだ今年度数字的にはっきり出ていませんがその数字ぐらいで利用されているということで、放課後デイということですので安城養護学校等終わられてからその施設に行き、そこでお母さんが迎えに来るというような形の施設になっております。

○池田福子委員

要するに市内1カ所で、市外へ行っているお母さんたちが12カ所で何人行っているんでしょう。

結局、市内に施設が足りないということですね。結論から言いますと。

○福祉課長

そうですね。やはり市内の方は市内、家の近いところのほうがやはり利用しやすいです。当然お母さんたちが迎えに行く場合でも近くのほうがいいということなんです、知的のそういった施設等がやはり今足りないということで、その辺の施設の整備などか新しい新設の事業所等、そういうものの開所というのが急務というのは当然そのお母さんたちからも話を聞いて、うちのほうもそ

れは理解させていただいております。

○池田福子委員

市長、このような状態をどのように思われますか。市内の子供たちが市外に行って遠慮しながら行っているのかなと思うんですけども、どうお感じになりますか。

○林市長

まだまだ御苦勞をおかけしているなど、本当に申しわけないなという思いでございます。

○池田福子委員

1つつつでもふやしていこうというお返事をいただけるかと思ったんですけど、どうですか。

○林市長

まだまだ具体的にいつからというのはなかなか言えないんですけども、決してそうした御苦勞されてらっしゃる方々のことは忘れてはいけないなと思っております。

○池田福子委員

ぜひ進めていただけるんだということを信じておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、また相談が多いのは生活保護で153ページ、医療扶助費というものがふえてるんですけども、これはなぜでしょうか。

○福祉課長

生活保護の法廷扶助費に関して、今やはり多いのが生活扶助費と医療扶助費です。

医療扶助費につきましては、やはり入院等そういう方が出ますと一気にやっぱり膨らんでしまうということです。やはり10割負担を丸々見させていただいているということもあって、やはりそういった方が1人ふえるだけでもかなりの金額がいつてしまうということで、うちのほうも無理しないようにということで、体が悪いということであれば医者にかかってくださいという話でさせていただいておりますので、それについてはそういったこともあって皆さんかかられていると思っております。

以上です。

○池田福子委員

私も議員をやるようになってから生活保護の人

なんかとお話しする機会がふえたんですけど、最初に思ったのは笑ったときに歯が真っ黒なんです。苦勞したと思うんです、そこで。歯以外のところは普通なんですけれども、そういうところでこれは苦勞したというふうに感じる人が多いんです。医療扶助のこともそうなんですけれども、医療ももちろんこれに含まれるんですけれども、例えば目なんかはどうですか。視力が衰える、見えなくなるというようなときは。

○福祉課長

当然、医療について、目についても、例えば糖尿等で目が見えなくなるとか、視力が悪くなるという形のものについては当然医者の方へ行っていてというのであれば、その部分については当然給付対象になってくるということでやらせていただいております。ただ、そういった例えば近視の眼鏡だとか、そういった治療用でない限りはそういったものはちょっと出ないかもしれないんですが、治療に関しては、眼科のほうの病院へ行っていた分については見させていただいております。

○池田福子委員

治療のほうは見てくださるけれども、眼鏡となるとそれは出ないというふうに理解していいですか。

○福祉課長

そうですね。治療のために購入していただくような眼鏡とは違って、通常の例えば年をとって近くが見にくくなって老眼鏡を欲しいとか、そういったものについては申しわけありませんが給付対象という形じゃなくて生活扶助費の中で購入いただくという形でお願ひさせていただいております。

○池田福子委員

医療扶助運用要領というのがございます。そこで厚労省の問答集というのがありまして、眼鏡については治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ると、限るというふうに眼鏡は言ってるんです。ということはイエスカノーかで言うと眼鏡もイエスということになるわけです。大体、目というのは自力

ではよくはなりません。自然治癒するものではありませんから一旦進んだらそんなの自分がどんなに努力しても元には戻らないということが言えると思うんです。年をとってきますと片目がどうもだめと、片目がだめだともう一方の目で物すごく無理して見るわけです。結局は両方を弱い感じにしちゃうんですけども、こういうときも知立市では認めない方向にあるんですか。

○福祉課長

基本的に先ほど読んでいただきましたように、やはり治療の中で必要なものに限らせていただいております。ですから、先ほど言った近視になったりとか、老眼になったりとか、そういったので単に購入するというものについては保護費のほうでは見させてはいただいております。ただ、生活扶助費の中で買っていただくということになります。

○池田福子委員

ただ、この要領では治療材料としての給付というふうに言っております。老眼で目の悪いまま歩かれて転べたらもっと大変ですし、車が来るのが見えなくて事故にあったらもっと大変だと思うんです。ちょっと若い方なら就労に目が悪いとなるとすごいハンデです。まともに仕事ができない場合があります、視力が悪い場合。だからどっちがいいですかと言った場合、本人の過ごしやすさもあるし、それから就労のこともあるし、生活しやすさもあるし、眼鏡がなかったら本が読めなかったら楽しみが本当になくなっちゃうという方も見えるし、必要な情報も入らないということになっちゃうんです。ですからここはぜひ眼鏡も一定の手続を踏んだものはオーケーにしてもらいたいと思うんですけども、福祉子ども部長、どうですか。

○福祉子ども部長

やはり先ほど福祉課長が申しましたように、日常生活の中で支障をきたし、またそれが医師がそれは治療行為の一環としてやらざるを得ないと言うか、眼鏡をかけなければ生活が困難ということになればそれは先ほど言いましたように対象とい

う、厚労省の通達、それに合致するのかと思えますけど、老眼、近眼とかいう例えで言われましたけど、そういったことについては対象外というふうにならざるを得ないと思います。

以上です。

○池田福子委員

老眼、近眼も本当にそのまま歩くと危ない場合がありますから、だからその辺をちょっとお考えいただきたいと思います。それから、めたらやったらに買える物じゃなくてきちっと相談しながらどういう物がいいかということを手順を踏んで医療券というもので購入できるというふうにはなっておりますもんで、いま一歩ちょっとお考えいただきたいと思います。生活必需品であります。見る、聞く、補聴器のほうはどうなんですか。見る、聞く、食べる。

○福祉課長

補聴器等、当然耳鼻咽喉科等で必要があるよということで指導されれば、それについては対象になってくると思っております。ですから、先ほどの眼鏡についても眼科のほうの治療のほうでこれが必要だよという話で、ただ単に普通の方と同じような形の少し見にくくなったというのは、ケースワーカーのほうは既に指導はさせていただきます。そういうのはかけてくださいということで。ただ、その部分について医療扶助のほうではちょっと対象から外れてしまいますので、まことに申しわけないんですけど生活扶助費の中の一部で御購入いただくということでお願いしております。

○池田福子委員

ここには治療材料券というふうに扱っております、この扱いはなんですけれども、治療材料の貸与、または修理に要する費用合わせて見積もりをするということなんですけれども、修理できるものと貸与できるものというふうに分けているんです。修理できるものは今は持っている眼鏡がちょっと調子が悪いから修理すると。度を変えるという感じなんですけれども、貸与というのは新たに買うということにならざるを得ないと思うんですけれども、これ押し問答しててもしょうがないんですけれど

も、見る、食べる、それからにおいを嗅ぐ、それから聞く、この辺はもう本能に近いものがあると思いますので、生きるためにぜひぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。いい方向にもって行ってください、徐々にいい方向にもって行ってください。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

それでは、ちょっと2、3お聞きしたいと思います。失礼しました。

地球温暖化対策地域実行計画、これについてお尋ねしたいんですが、策定費用ということですか。まずお願いしたいと思います。90ページじゃなかったかと思えます。概要のほうの90ページ。

○環境課長

温暖化の実行計画の概要という御質問でございます。

今のところ環境省のほうからガイドラインが示されておりまして、それに沿って策定をしていく予定でございます。

もう少し細かく申し上げますと、計画策定の背景、意義等の整理。項目でちょっと申し上げますと、そこでこの目的、概要というものを策定しまして2番目に意識調査。この辺は数については、また積算上は一応2,000名ということにはなっているんですが、あと事業者は200社ということで一応なっているんですけど、数はちょっと若干変わるかもしれませんが、地球温暖化に対する意識、対策に向けた取り組みの実態意欲等々アンケート調査を実施いたします。市民と事業者、それとあとパブリックコメントを最終的に行いますので、その辺に関する支援等も予定しております。

3番目に温室効果ガス排出量の現況推計ということで、ここら辺が業種別、家庭だとか産業部門、運輸部門、工業系、廃棄物系、農業はちょっと対象には入れないつもりなんですけど、そういったところの実態として温室効果ガスの排出量はどのぐ

らいであろうかと。1台1台車の燃費を調べるわけじゃございませんが、推計をする合理的な推計の仕方というのがガイドラインに示されておりますので、そちらのほうを調べていきたいと思っております。それと、増減の要因の分析ということで、それで今後どうするかという対策を練るための分析をしていただきます。

4番目に温室効果ガス排出量の将来推計、目標設定ということで、こちらのほうにつきましては、その分析を行った結果当市においてどのような方向、いわゆる削減のための方法等を定めていくということで、その辺がちょっとまだ細かいところまでは決めてはいないんですが、その辺の将来推計、目標設定というものを設定していきたい。それとあと基準年度ということで、これは京都議定書に準じて1990年を設定して、あと目標の計画期間、削減の目標、部門別の先ほど言った産業だとか家庭だとかという部門別の目標。それと温室効果ガス排出抑制対策に関する施策の検討ということで、短期、中期、長期、前に分けて整理し、ロードマップを作成すると。

先ほどの5番目です。6番目に進捗状況の把握、評価方法の検討。

7番目に審議会等の運営補助、そういったものを考えております。

○石川委員

たくさん言ってもらったけど、大変関心のあることというのは、やっぱり目標の設定なんです。京都議定書という話題が出ていますけど、国は国として何やら鳩山さんという人がえらいことを発表しましたけど、それについても何ら指針がなかった今指針が来てそれによってということなんですけど、私は一番知立市だということで大気汚染等は非常に悪いんじゃないかと思うんです。

測定する場所をまず教えてください。大気汚染についてCO₂、今どこで測定されていますか。

○環境課長

一酸化炭素の測定を市役所といきがいセンターを行っています。CO₂につきましては、済みません。県も測定しておりますので、市は市で単独

やっているものを当市の予算の中で一酸化炭素と出てきたもんですから紹介したんですが、後ほどちょっとお答えさせていただきたいと思えます。

○石川委員

県で調べてるというやつもあるんだけど、これはえらい地域によって違います。特に知立市がなぜそういうことを私ら市民が心配するかというと、やはり交通の便がいいということで国道が何本も入っているという中で、自動車の通過車両とか物すごい量です。それに対して何らそういう測定したとかないわけですか。市役所とか、いきがいセンターなんてところは本当の国道脇ではないところではかっているわけですから、そういう心配もある中で532万円のお金を使ってガイドラインに沿ったものだけしかやらないんですが、これは我々市民なんかにとっては、もっと知立市は汚れているんじゃないかなという心配はあるんです。それだけ何ら数値がわかりにくい。これぐらいの地域におったら市単独でも本当のそういう車両の通過する部分のところで測定するぐらいの気構えがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○環境課長

二酸化炭素ということなんですけど、地球温暖化に関係する温室効果ガスというのは、済みません、今ちょっとすぐには出てこないんですが、フロンだとかいろいろあります。CO₂は1つだと思えます。一酸化炭素もその中に入っていると思えます。そこら辺をこの計画策定の中でもう少し整理させていただいて、委員がおっしゃるとおり当市は特殊な地理的な特徴があるのは承知しております。国道に囲まれた地域でございますので、おっしゃるとおり排気ガス等が非常に多いんじゃないかなと思います。そこら辺をこの計画の中で、データとしては県も市も市役所でも県の測定器が置いてございます。安城農林高校にもPM2.5の機械もあります。近隣の県内各市に全部あるわけじゃございませんが、近隣等で測定するやつも合わせて知立市は知立市であった測定のデータを生かして計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

ります。

○石川委員

しっかり目標を立ててもらいたいと思います。これからアンケートとかいろんなものをやるんでしようけども、果たしてそのアンケートというのがどれだけ企業とかそんなところでつかまえているか。それだけのしっかりしたところだとちゃんとそれなりのものはやっていると思いますけど、小さいまちの会社にアンケートを出しても、それはなかなか、これに丸をつけるというぐらいのこのアンケートはやれると思いますけど。

やはり、これは市長どうですか。こういうのは安全、安心なまちづくりと一生懸命言ってみえるけど一番健康を害するんじゃないかという、この大気汚染等についてのこと。やはりこれからの対策をお考え願わないかんかなと思うんですが、ちょっとお願いいたします。

○林市長

石川委員のおっしゃるように知立市は交通の要所ということで非常に自動車の通行が多いということでもあります。今回この計画をつくるということでございます。国の指針に基づいてつくっていくわけでございますけれども、これが基本になって今環境課長が申し上げましたように、知立市ではどうしたらいいのか、知立市の実態はどうか、そんなこともしっかりと見定めながら対策をとっていかないかなというふうには思っております。

○石川委員

ぜひその方向で、これは環境庁のガイドラインですから、それに従ってまずはスタートするんでしようけど、やはり知立市は知立市の特徴があるので、そういうものをしっかりと行っていかなくてはいけないのではないかなと思います。ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、うちの同僚の議員と重複してしまったんで、その中でちょっとお聞きしようと思うんですけど中小企業再投資促進補助事業というのを先ほど聞きましたので余り深くは聞きません。余りよくわかってないみたいですが、一番答弁で

感じたのは、もう全然知立市で把握もしていないのに予算に出ているという感覚を受けました。何社あるんだと言っても何か1社来たぞとか簡単なことを言ってみえるけど、要するに県が認めたやつが知立市へ来たら知立市が補助金を出しますよというものではないかなと思うんですが、少なからずともそういうものを予算に計上するなら知立市独自で、これは役所で調べられないといたら商工会なり、いろんなところでの相談しながら把握すべきだと思うんですが。その点だけもう一度お願いします。

○経済課長

今回の中小企業及び中心市街地実態調査委託の中で愛知県の補助金制度ということで、これの意向調査を出させていただいております。市内中小企業382社に紹介を出させていただきまして、利用したいというのが20社、検討しているというのが17社、利用しないというのが58社、該当しないというのが224社、無回答が63社と、こういうアンケートはやらせていただいております。

以上です。

○石川委員

じゃあ先ほどもそういう答弁してもらえばいいのに何か1社しか言っとらんしか、要はつかんでないというようなことを言われるんで、これはもう田中新委員もびっくりしちゃってどうしていいのかなというところがあったので。

それともう1つ同じように新規創造支援事業です。これは空き店舗の76ページなんだけども、これは家賃の保証とかそういうものなんですが、これについては何か目視されただけで、それだけでは全然こんなの店舗のあれは埋まりません。インターネットもあるんですから、よそでやっておられるところをちょっと見てください。すぐくちゃんしっかりとやっています。地域に空き店舗の場所までちゃんと明示しています。それでそこはどういうふうだということで。それでそれに対して補助も出しています。今のところだと恐らくこれは目視して42店舗あったということですが、ただシャッターがおりているというだけで、じゃあ

その家主たちは貸すんですかと、そういうことまで突っ込んで入っていかなきゃいかんのですが、それは商工会に任せようというのであれば、商工会のほうがそれをつかんでみえればいいけど、まず両方とも今はつかんでいないと思うんです。ただ空き店舗、空き店舗でって。私どもの同僚の議員がいつも議会で空き店舗何とか何とかという質問をよくやっていますが、実態がつかめていないのにそんなの対策もへったくれもないです。と思うんです。だから、これも何か丸投げみたいに商工会にぼんとやっという商工会から来たからというような感覚が大きいのではないかね。それだとやっぱり一緒になって調査すべきだと思います。それで商工会にも言って、どうだ本当に閉まるところは貸してくれるのかどうかということがまず大事じゃないですか。貸すための条件というのがどんなもんだと。あなたのところは家賃が幾らだったら貸してくれるのというもので把握してなかったら、そんなの新規の人をちょっとやっってくださいよと言ったって、この場所がいいなと言ったって、そんなもん全然進展する話じゃないじゃないですか。だからそんな3万円出しますよとかそんなことを言っておっても、勝手に借りて店を開けたところだけ3万円出しますよと。そんなふうじゃなくて本当にそれでいこうというんだったら、やっぱり商工会ともよく意見を聞きながら、それは役所のほうにそう人員がおるわけでもないで商工会の助けも当然いいんですが、そういう実態の調査が進められないといけないんじゃないかなと思います。それで本当に貸してくれるのか、貸してくれないのかわからない部分があるし、物すごい高いかもわからんし家賃が、3万円ぐらいじゃとても駅の辺のあそこら辺のところへは行けないかもわからんですよ。42店舗あると言ってみえますが、それぞれ条件があると思います。幾らのところならこれをこうというような、そういうものまで詳細につくり上げるぐらいのことをやらないと、これはなかなか空き店舗対策なんていうことはできないと思います。そこら辺のところいかがですか。そうやって強調して商工会とそ

ういう調べもやろうという気はありますか。

○経済課長

今回の中小企業振興施策の検討のための調査という形の中では中心市街地の空き店舗の目視ということで、正直言って空き店舗だけのことをやったわけではなくて、いろんなものの中の1つとして空き店舗調査を実施しました。ですから、空き店舗対策として本当に知立市内にどんだけあるんだとか、そういうことも調査しておりません、正直言います。だから今後この空き店舗対策に関しては中小企業振興基本条例の中で、これをどういうふうにやっていくかということを検討しながらよりよい方向に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○石川委員

そうしてください。全然進まないんです、これ。ただ空き店舗がある、ある。またふえたと言っておるだけで何も進まないです。それで本当に空き店舗のそういう対策もせないかんのではないかと。中心市街地というところはそういうものがあるじゃないか。

うわさ話でこんなこと言っちゃいけません、中央商店街のところもシャッターが多くなったと。それじゃあ今、これは全然管轄が違っちゃいますが、駅前での区画整理のときにあそこら辺にずっとある今、夜盛んになっています店舗がどこへ行くんだと。それだったらそれ一生懸命中央商店街のところでも調査して、そういうのでいいかねという話がやっしていければそちらへ移ってもらうなりそういうことが可能だと思うんですが。そういう基本的なものはできていないとそんなもんあなたはあっちへ行きなさいよと言ったって、勝手にあなたら更新してきなさいなんてそれはなかなか難しい話なんで、そういう部分のところできつかりと、そういうものを役所だけでなかなか大変だったら商工会の人と一緒にやろうというようなあれでやってもらわないとこれはだめです。こんな新規創造支援事業なんて言ったって新規で何もやれないです。こういうところもありますよ、こういうところがあるんですよというところで、

それじゃあここでやってみようかと。それでしたら家賃がどれだけ補助されると。それじゃあ何とかやっていけるから一遍やってみようかというものがそういう開店につながるのではないかなと思いますので、これはしっかりそういうことで前へ進んでください。うちの同僚がしょっちゅう言ってます、議会で。何とか空き店舗の対策をとか言っとるけど、もうちょっと具体的にこちらも提案せないかんでしょうけど、そういう面ですっかりとちょっと今の言われた中小企業振興条例もありますので商工会と一緒に頑張ってもらいたいと思うんですが、ちょっと市民部長、一言。

○市民部長

ちょっとさかのぼったような御答弁をさせていただくんですが、まず中小企業振興施策検討のための調査ということで空き店舗の調査をさせていただいたという、そういう御答弁をさせていただいておるんですが、目視、目視って私も質疑のとき目視でというふうに御答弁させていただいたんですが、実際に目視と言ってもただシャッターが閉まっているだけということではなくて、店舗の電気がついていないだとか、あるいは人気がない、あるいは実際に電気のメーターが回っていないというようなところを調査いたしまして、これはどう見ても店舗としては活用されていないというような実態も見まして空き店舗という位置づけをさせていただきました。また、この調査がきちっとまとまりましたらお配りさせていただくんですが、具体的に中心市街地の中のどこにそういうものがあるのかということも具体的に地図の上に落とさせていただいておりますので、実際の検討策を検討していただくときにはこういうものも参考にさせていただいて検討していただくということになってこようかと思います。

それから、創業支援の関係でございますが、これは必ずしも中心市街地だけで使っていただくという制度ではなくて、知立市内一円で商工会が主体となって助成をしていく。それに知立市として上乗せをさせていただくという内容でございます。家賃の2分の1以内、月に3万円という限度を市

としてはそういう限度でございますが、これに商工会がまた上乗せを一部されるということでございます。今までやっておりましたちりふ家という制度があったわけでございますが、これもさっき経済課長が御答弁させていただきましたが、一定のところを市で借り受けてそこへ入られる方ということで募集をしたということで、場所、それから面積、あるいは駐車場の問題、こうしたことで非常に使い勝手が悪いということで募集をさせていただいてもなかなか手を挙げていただける方がなかったということでございます。そうした反省から場所について、あるいは広さだとかいろんなことがあるわけでございますが、これは創業される本人に一遍探していただいて自分の業種という検討されて、どこでどういう業種のものを開かれれば一番自分の事業としてやっていけるのか、そういうものは自分で決めていただくと。それに商工会が助成していくということですので、うちのほうもそれに上乗せをさせていただくということでございます。この制度をつくっていくについても商工会と相談させていただきながらつくってまいりました。もちろん、これを実行していくについても商工会が主体でございますので、商工会のほうとまた相談をよくさせていただいてなるべく使いやすい創業の支援に実際になるというような内容にしていきたいというふうに思っております。

○石川委員

ありがとうございます。

最後の答弁になっちゃうかもわからんけど。ありがとうございます。それをしっかりと後輩に受け継いでってやってください。お願いします。

それで、やはり商工会が主体だと言いつつも、やはり先ほど言いましたように空き店舗等は基本的なものをつかんでいないと、これはあなた探してそこでどうだなんて言ったって、その人にもデータがないわけですから、それならある程度地図で落としてあるんなら、ここだと幾らぐらいで借りられてどうだよと、貸してくれるよとか。空き店舗でも貸してくれないかもわからないです。先

ほどの答弁もあったし、2階に住んでいるからとでも1階は貸せないよとかそういうものもあります。それでも聞いていますと、よそでそういう振興まちづくりをやるという人は、もちろんその地域の人が中にも入るんですけど、その住んでいる人をどかしちゃうと言っちゃいかんですが、あなたはこちらのほうでお住まいになってください住むだけだったら、それで貸してくださいよというような例もあるんです。実は私どもは倉吉市へ行ったんです。あそこも蔵があるものですから、昔からの。その通りにあるんです。倉吉市へ行ったとき、やっぱりその角のところは住んでみえた人がどいていただいたと言ったらおかしいけど、それでそこへそういう店を出したというぐらい。かなりそれで市役所の人がすごい自信持ってぼんぼんしゃべるんです。商工会の人が案内するんじゃないんです。その担当者の人が心意気も随分違います。まちをつくっていきこうという。それで今では知る人ぞ知る倉吉市のまちということで人が随分来るようになったということもありますんで、商工会任せ、商工会が主体だからと言わずに、それじゃあこういうものを調べてみようよとかいうぐらいのことは言えるじゃないですか。商工会の人だって、商店街の人だってその地域の人がおるんだから、それじゃああそこの空き店舗でどんな条件かなとかいうぐらいの調査は可能ではないかなと、そういうふうに思いますので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

それでもう1点だけちょっと、住基ネットです。最近の動向はどうですか。余り変わらずですか。

○市民課長

住基ネット、住基カード、そういったものですよ。その中で平成23年度末なんですけど、その枚数が2,292枚出しております。

以上でございます。

○石川委員

随分たくさんになりましたね。まだほんの100ちょっとぐらい余りふえないなと思ってたんですが、やっぱりこれはふえた要因は何ですか。

○市民課長

多分、身分証明書。特に僕が受付へ時たま出たりなんかすると、写真つきの身分証明書が欲しいという形の中でお見えになる方が多数見えますので、そういった身分証明書を銀行だとか何かにお持ちになって自分の証明をされるというふうで使ってみえるのかなというふうだと思っています。それと、多分税の申告の際の、そういった少しお金安くなるのか税が減るのかわかりませんが、そういったことでも利用できるという形の中で少し知ってみえる方につきましては申請をされているのかなというふうに思っております。

○石川委員

たしかに身分証明という役割は大変重要なんです。それだからもうちょっとPRしてもいいかと思えますし、免許証を返納したら発行されていると思いますので、そういうことで年配になると本当に自分の身分を証明するものがなくなっちゃうんです。だからそういう点でもぜひこの住基カードをとということでもいいんですが、住基カードというのもICチップがついているんだから私がかねがねもったいないなと思って、それだけのあれしかなのかなと。いろんなものがそこへ全部入り込めれば1枚で済んじゃうなど。例えば印鑑証明の別のカードがあるじゃないですか。あれも一緒のもので出せるように、これは企画のほうだからちょっとそちらとは違うんですが、これは十分生かしてもらったら本当に有効なものだろうと思うんです。また、これは国のほうから番号制度をやるのかなんて言っておるから、これを使うかどうかかわかりませんが、幾つもあるというカードがあるなんていうのは余り芳しい話ではないんで、これ1つでばつとできて身分の証明などにも使える、ここら辺はしっかりと勉強してもらわないかんかもわからないですけど、行く行くはそういう方向で1枚で全部が済めばなというような思いは持っています。

市長、どうですか、そういうことをどんどんやっていっては。今まだ印鑑証明等をコンビニで取れるというのは大分のまちでやり始めてます。だからそういうときでも印鑑証明のカードを持って

いくのか何か1つに統一すれば、今の住基カードでも持っていけば出せるというような方向を1つ研究してもらいたいんですが、副市長どうですか。

○清水副市長

いろんな行政事務、IT化の問題でございますけども、今御質問者がおっしゃいましたように住基カードというのはなかなか知立市の場合はそのような汎用性がないということでございます。今出ております印鑑証明証の発行についても、そういったものが使えないかという御提案もございまして、現状の知立市の印鑑登録のカードは御承知のとおり別のカードで今はやっておりますので、一時そういったことも総合窓口の関係で検討させていただいたこともあるんですけども、なかなか経費的にペイができないと言うか、なかなか開発にお金がかかること。またそれを運用するための維持経費も非常にかかるというような現実の中でシステムの移行を今やっていますけども、それをやるときにそういった検討もいたしましたけども、それは少し置いてという結論になりました。

もう1つは、今おっしゃいましたように新しく国が個人番号制度をというような話が出てまいりますと、今の住基カードとの関連性がどうだとか、どういうふうになっていくのかなというのが非常にあれだと思います。おっしゃるように私たちが今年金の番号も1人個人番号で持っています。それから住基の番号も持っています。また今度新しいそういう番号がいわゆる社会保障制度が含まれたものが出てくるとなるとなかなかわかりにくいので、今の時期は少し見させていただくというのが懸命なのかなという思いも私は個人的には思いません。

○石川委員

行く行くはそういう方向性はあると思いますので、これはちょっと部署が違いますのでいけませんけど絶えずそういう研究はぜひしていただきたいと思います。確かに投資額とかそういう維持費はたくさんかかると思います。今、税のほうでもコンビニで払えるでしょ。クレジットカードで。あれでも相当コスト的にはかかるかもわからない

ですけど市民にとってはあれは非常に便利です。それが市民サービスだと思うんですけど、自分たちの都合のいい仕事だけでなく市民の方々が本当にこれは楽だな、簡単にやれるなというのが市民サービスでもあるかと思うんですけど、ぜひよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは少しお聞かせください。まず、予算書の45ページです。

45ページに社会福祉費補助金というものがずっと書いてあるわけですが、しかし、平成24年度はこれの中に難病患者の短期入所の事業補助金とかホームヘルプサービスの補助、それから生活用具事業の補助というようなものがそれぞれ予算計上されとったというふうに思います。それで当然歳出のほうにもそれにかかわるものが計上されていたわけですけども、今年度を見ますと119ページに006のところ、難病患者等支援事業ということで先ほど質疑がありました特定疾患の見舞金1人1万円というものが載っていないんです。この点について何か制度が変わられてこのような形になったのか、どうなったのか、その辺はお知らせ願いたいなというふうに思います。

○福祉課長

難病に関しては、難病患者については以前、そういった日常生活用具とかそういった事業がありましたわけなんです、実は今年度自立支援法の改正、その中で総合支援法に切りかわった。その中で当然福祉サービスを受けられるのに難病の方が加わったということで平成25年度からということで始まっております。その関係で全てその福祉サービス等のそちらのほうの事業費の中に組み込まれております。ですから先ほどいった事業についても、例えば難病の日常生活用具についてはここで言う地域生活支援事業費等補助金、この中に入ってくる。そういった各ものに入って消えているという形ですが、基本的に事業的には消えてい

るわけではなくて単に福祉サービスの中の障がい者の中に組み入れられたということで理解していただければと思います。

○佐藤委員

わかりました。

それで、確かに今自立支援法、今度は総合福祉法ですか、よくわかりませんが事業がなくなったわけじゃないと。今121ページの中では日常生活用具給付扶助費と、ここの中に日常生活の生活用具の扶助については入られたわけですが、短期入所と、それからホームヘルプはどこに入られましたか。

○福祉課長

短期入所に関しては、ここの中で言いますと121ページの上部のほうにあります障害福祉サービス等扶助費、この中に入ってきます。この中に今のホームヘルプの事業も、それから今言った短期入所についてはそこに入った中で計算されております。ただ、今まで難病の方については利用がありませんので今までほとんど予算を組んで執行ゼロという形になっております。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時59分

再開 午後6時08分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう1つ115ページですけれども、001という形で、これもたしか昨年でしたか社会福祉協議会のほうから移管された被爆者見舞金というものがありますけれども、ここは20万円計上されておりますけれども、ちょっとこれについて1人当たり1万円かなというふうに思いますけれども、ちょっと確認させてください。

○福祉課長

これについても、一応年間1万円ということで支給させていただいております。大体人数的に今

現在18名というふうに聞いておりますが、申請についてはもう少し低くなるのかなという感じになっております。

○佐藤委員

被爆者の方も被爆をされてから長い年月がたちました。知立市にも愛知県県の被爆者の愛友会の方が被爆者行脚というような形で訪問し要請活動を毎年毎年やられているかなというふうに思いますけれども、この18名、20名、こうしたものについて、この人たちの健康状態だとか、そうした点についてはどんな把握をされているのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○福祉課長

被爆者については、当然被爆者健康手帳というのが交付されているわけなんです、これについては県のほうでやられているということで、うちのほうでは実態がつかめていないという状況です。今年度から社会福祉協議会のほうから知立市のほうに移って知立市が今実施させていただいて、今やっと申請された方については情報的につかめるよという形になっております。ただ、今言ったようにそれについて健康管理とかその辺については今のところまだ市のほうではしていないというのが実態であります。

○佐藤委員

被爆者行脚の方も、例年見えてた方もお亡くなりになって行脚に参加できないというような形の方もおみえのようであります。また、そうした中で健康状態も今まで保健所が把握しているということで、なかなか市としては実態がわからないということでありましたけれども、一般論でいけばだんだんとお亡くなりになってしまうというような形の状況かなというふうに思うんです。私はそれで20万円計上されて、市も財政が苦しいとかいろいろ事情があることは私は承知しておりますけれども、この見舞金が永遠に続く事業ではないというふうに思うんです。ですから、そんなことを含めて額はともかくとして例えば子供の私学助成なんかは1月1,000円という形で、かつて7,000円だとか、9,000円だとか今1万2,000円になりました

けれども、ささやかなそうした実態を把握してもらおうと同時に月1,000円ぐらいの中身にして、増額などもやっぱり社協から移管されたこの際に検討してみるべきではないかと、こんなふうには思っています。また、この点については愛友会の方も例年のように要請項目の1つに挙げているのではないかなというふうに思いますけども、この点はどんなふうにお考えでしょうか。

○福祉課長

被爆者見舞金につきましては、以前は社会福祉協議会の赤い羽根共同募金の中からお支払いさせていただいていたということで、何年前に7,000円から1万円に上げたわけなんですけど、まだこれについてそのまま今市のほうに移行という形でいただいた事業と言うんですか、それでやらせていただいていますので、今はまだ値上げと言うんですか、その辺に関してはまだ全然検討もしていない状況であります。

○佐藤委員

福祉課長は移管されたばかりだということで、当然だというふうに私も思います。しかしながら、この方たちはやっぱり広島、長崎の原爆で被爆されて、その後長い間いろんな意味合いで御苦労されてきた方と。この事業が永遠に続く事業でもないということを考えると、やっぱりそうした皆さんの健康状態を把握しながら若干の増額をしていくような措置をぜひ私は時間との戦いですので検討してほしいというふうに思いますけれども、副市長、この点で私はそういうふうに思っています。これが永遠に続いてしまうということであればともかくとして、時間に限りがある中での事業ということになるというふうに思いますので、この点はぜひ御検討いただきたいなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○清水副市長

今の1万円、それに1,000円がいいのかも含めてですけども、そのことにどれだけの重みがあるのかなということも私は思うわけです。私たちも毎年愛友会の皆さん、知上市役所のほうにもお越しいただいて、いろんな意味で行政平和教育、そ

ういったことにも要請の中身としてあります。そういったところでは私たちもできる限りの内容をこれからも努力していきたいというふうには思っております。

今の見舞金、この額については、これも福祉協議会のほうから市のほうに移管するときにも各市の状況も聞きました。その中では多いところでは1万2,000円とか、いろんなそういう額のところもあります。そういったところではそういった検討が全然なされていないということでございますので、その1,000円なりを上乗せさせていただくということで皆さんにそういった気持ちが伝わるのか、その辺も含めてよく検討させていただきたいなというふうに思います。

○佐藤委員

私は、増額を月額1,000円ぐらいにしたらどうかという、私はそういう提案ですけど、同時にやっぱり今までこの方々については保健所の管轄ということで、御苦労されておられる市内の被爆者の方については余り実態の把握をされてこなかったというこうした意味合いにおいて、こうした見舞金の制度と合わせながらやっぱり実態把握をしていただいてそれなりの対応をするのがしかるべきではないかと。こんな思いで今回この問題についてもちょっと質問させてもらったわけですけども、ぜひその点で時間との戦いですので御検討をお願いしたいと。

もう一度だけ、市長はどのように受けとめますか。

○林市長

この1万円を月に1,000円上げてということで、そういう議論が私は本当に御苦労された方々が本当に何と申しますか私はわからないんです。心を込めて御苦労いただいた方々に対しお見舞いを心から贈らせていただく、私はそれでもって私はいいかなというふうに思っております。

○佐藤委員

心を込めて贈らせてもらうということがいいことだということで、市長はその点で、私は1,000円増額ということを言っているわけじゃなくて月

額1,000円にして1万2,000円程度にしたらどうかという、そのことを私は言っているわけです。それを2倍、3倍にしようということじゃなくて、少なくともそうした皆さんが毎年市役所を訪れて要請し、そして時間との戦いの中で生きておられると、実態把握を含めてそんな御検討をさせていただけたらなというふうに思っ提案いたしました。市長の思いはわかりました。

次に、その下の緊急通報システム。これは何度も本会議の中でも、また委員会の中でも議論がされるところでありますけれども、窓口のところにかつこういうものがありまして要綱を読めば一番いいわけですが、おおむね65歳の1人暮らしの方と。65歳以上同居者、障がい者である方とか、身体障がい者のみの方とか、それから③に準じる世帯に属する身体障がい者の方とか、こんな形になっているわけですが、この間議論されてきたのは日中独居の方とか、また夜間独居の方とか、そういう方についてそうした緊急通報装置がつかないのかというような議論がこの間なされてきたわけですが、その点でどのような検討がなされてきたのか、その点についてお知らせしたいなというふうに思います。

○長寿介護課長

要綱に書いてあるということ以外に、私どもは対象者の範囲ということでおおむね65歳以上のこの方の同居者の方が虚弱であったりだとか、そういうようなことも含めてある程度の範囲は拡大しておるとい、実務としてはそのように取り扱っております。

○佐藤委員

それで、日中独居の方とか、夜間独居の方とか、これはおおむね65歳以上1人暮らしだとか、同居の方が障がい者でいざというときに対応できないとか、そういうことでそうしたところを条件にされているんだろうというふうに思うんです。しかしながら、日中それぞれのお母さんと息子さんといて息子さんが働きに出て、朝早く出て行って残業もあって午後10時に帰ってくると。日中この間、それなりの状態だったらどのような対応をするの

かなという問題もあります。私もトヨタ系で夜勤をしてまいりました。残念ながら私は親がおって1人にするということを1人身でこっちに來たわけですのでないですけども、親を引き取って一緒に暮らして夜勤で働いていると。長い時間夜間のときに1人になってしまうと。こんなケースの中で何か起きたときどうするのかということになると、なかなか難しい対応ではないかというふうに私は思うんです。そのようなことを含めて確かに現要綱ではそういうことでありますけれども、1人の生活、その時間帯の中で異常があったときどうするのかと。確かに緊急通報システムは1人の方について1週間に一遍程度安否確認とかそういうことがやられるわけですので、ちょっとその意味合いにおいてはちょっと違うかなという側面もあるかと思うけれども、これは議会のほうから高木委員を初めとして何度も私どもの中島委員も何度もこれは提起してきたことですので、ぜひこれは御検討すべき課題ではないかなと。この間努力をされて範囲を広げてきたということは承知しておりますけれども、ぜひこの点での検討を1つお願いしたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○長寿介護課長

そうですね。今までいろいろ意見をいただいております、昼間長時間にわたって1人になるという同居しててもそういう方がたくさんおみえになるわけでございますので、そういう方のことも含めて少し要綱の中身を今ちょっとわかりにくい状態にはなっております。それで実務のほうで範囲を広げたとしてもやっぱりこれってわかりにくい状態というのはありますので、こちらの福祉課のほうとも関連しておりますので、きちんとした形にすべきであろうと私は思っております。

○佐藤委員

今、長寿介護課長がそのように答弁されましたけど、この間幾度となく議論されてきたテーマでありますので、保険健康部長も部長として今議会が最後ということでもありますけれども、ぜひこの点では検討を少し在任中に進めていただいで方向

性を出してもらって、速やかにそうしたことが具体化されることをぜひお願いしたいなと思います。保険健康部長、答弁をお願いします。

○保険健康部長

今、長寿介護課長が言いましたように、要綱では日中独居という範疇は示してないわけですが、実務上、日中独居で虚弱老人ということの方については一定程度対象にしていくということになっております。ただ、要綱上でその辺が見にくいという部分もありますので、先ほど言いましたように福祉課等、一応同じような制度を持っているものですから、この辺で協議しながら見やすい形で直していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、日中独居の点については要綱上の表現という点はいろいろあるけど一歩前進させて虚弱老人ということを対象に掲げたということでありますが、この地域は自動車産業が多くていろんな形態の交代勤務が非常に多い地域だと思うんです。それから、いろんな多様な働き方ということがあって夜間独居もおるわけです。日中独居もおるけれども夜間独居もおるんです。ですから、日中独居を虚弱老人まで延伸させるということであるならば、夜間の一定時間独居となる方も延伸させて対象にすべきかなというふうに思いますが、この点はどうでしょう。

○長寿介護課長

そうですね。その中間独居と夜間独居というところで区別するというのは少し矛盾するかなと、そういうふうに思います。

○佐藤委員

矛盾するというのであるならば、やっぱり日中独居と同じような扱いで延伸させて対応していただきたいと思います。どうですか。

○長寿介護課長

そうですね。そちらのほうも含めまして一度早い時期にきちんと要綱のほうを見直させていただきたいと思います。

○佐藤委員

それでもう1点お聞きしたいんですけども、

一旦この緊急通報システムを取りつけて、さまざまな御事情の中で引っ越しをされるというときにどのような対応になるのでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうは撤去ということになりますので、撤去につきましては職員が取り外しに伺って、そのようにやっております。

○佐藤委員

それで1人暮らしだということで従前住んでいたところから引っ越し先に移る場合、どのような取り扱いになりますか。引っ越して緊急通報システムを持っていきたいというときには。

○長寿介護課長

こちら今単身の方がまた単身ということであればそのまま継続と申しますか、そのような形で対応させていただきます。

○佐藤委員

当然設置をされて設置のときも費用がかかるわけですが、引っ越しをされたということで移動するということになれば当然その費用がかかると思うんですけども、その費用負担はどのような関係にありますか。

○長寿介護課長

撤去については職員がやりますので無料ですけど、設置費用については当然何千円とかいうお金がかかってまいります。だから1件そこでプラスアルファで新規設置ということになります。

○佐藤委員

いやいや、数千円で例えば従前のお住まいから引き続きこれをつけたいということで、引っ越し先につけたいということでやった場合は撤去なら市の職員が撤去されて利用者の方は負担がないわけです。ところが、引っ越し先に持っていきたいということになりますと利用者の方の費用負担はどうなりますか。数千円で済む話なんでしょう。

○長寿介護課長

緊急通報装置につきましては、御本人の自己負担、御自分の電話代の基本料金はもちろん出るんですけども、緊急通報装置については御本人の負担はございません。

○佐藤委員

つい最近、引っ越された方が引っ越し先にこれを持っていくかどうかということで費用が負担してもらわないかという話がありまして、私は利用されていた方のお話を聞いただけでも、職員とその方との関係の中でどういう話になったかわかりませんが、この方は事情があって自分の家を手放した方ですけど、そうして引っ越しをされると。費用負担は現時点では大変その金額の大小にかかわらず大変だということの思いもありまして、従前の住宅から新しいところには持っていかなかったということがあったんです。そんなことがあって、それで再びまたつけるときには緊急通報装置は1回だけですよと、そして2度目引っ越し先で今撤去してもらってまたつけるということではできませんよということを言われたと。御本人のお話なので、それが職員との関係の中での事実関係はどうかということがちょっと確認しなければわからないわけですけど、そうした場合の対応はどのようになっているのかなというふうに思うんです。引き続き1人暮らしをされるということになりますと、そのような形でつけられないというのもある意味おかしな話だなというふうに私自身は思うんですけども。

一遍その辺の確認をさせていただいてつけられるものならつけてほしいし、その辺なんですけど、どうですか。

○長寿介護課長

済みません。先ほど数千円と申しましたけど、1台設置するのに今1万3,000円少しかかるものです。今佐藤委員が言われた転居して、当然そこで緊急通報装置をまた新たに使うわけですけども、そのときは自己負担になるとちょっと私は認識がなかったもんですから、ちょっと担当のほうで一遍確認させていただきましても、どのような形でそういうことがあったのか、また一度調べさせていただきます。

○佐藤委員

そうですね。これも1人暮らしであっても経済的に余裕のある方ならいざ知らず、大変な方にと

っては引っ越し費用等含めてかかる中で、1万3,000円といえども大変な費用だというふうに私は思うんです。その辺を考えて事実関係を確認してもらえればいいですけども、再び設置することが基本のときにこの1万3,000円をどうするかということが問題になると思うんです。私はそうした形でどんどん引っ越しをされるという方は、現在、緊急通報装置を設置されている方でそう多くはないと思うんです。ですから、そうだとするならば、その程度の、その程度というのは市民の税金ですから1万3,000円でも貴重なお金ではありますけれど、ちゃんと対応して引き続き設置できるようにするのが本来の姿じゃないかなというふうに思うんです。ぜひ一遍この点を確認させていただいて再び設置できるように私は対応してほしいというふうに思うんです。こういうことなんですけれども、年間に設置されて、引っ越しをされて、件数がどんどんやっているというような実態ではないと思うので年間あっても1件か2件くらいの中で対応できるということであるならば、私は1万3,000円市負担でちゃんと対応してほしいと思いますけど、一遍事実関係を含めてそうした対応をしてもらえませんか。

○長寿介護課長

そうですね。そんなに1人暮らしの方がちょこちょこ転居するということはございませんので、本当にあってもわずかな件数だと思います。要綱を読んでおりましたも転居したときには認められないとかそういうのもちょっと読み取れませんので、ちょっとその辺のいきさつを私どもが調べましてきちんと対応させていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

ぜひそのように対応してください。

この緊急通報装置は利用者の方がいざというときにペンダントのボタンを押せば対応できるだけではなくて、日常的には異常がなくても1週間に一遍なり元気ですかというコールがあるということだけでも1人暮らしなどで暮らしている皆さんにとっては大変心強い。ある意味で1人暮らしで

町内との縁も、体もどんどん動けなくなって疎遠になっているようなケースなどでその電話が大変うれしいということもありますので、ぜひそんな対応をしていただきたいなというふうに思います。

それで、次に119ページにかけて障害者福祉費というところでありませうけれども、私は先ほどけやき作業所の事業所運営安定化事業補助費ということで聞きましたけれども、制限額もある話ということになりましたけれども、そこで、ことしのけやき作業所の新春の集いの中で参加者の皆さんにいろいろ資料がけやき作業所の現状とけやき作業所の課題、そういうものが記されていましてけれども、安城養護学校も毎年卒業されるという中でけやき作業所も受け入れ態勢がなくなってきているような現状の中で、そして市外に転出をせざるを得ない方もみえると思うんですけども、そのような実態についてはどのようにしているかぜひお知らせしてほしいなど。

○福祉課長

今年度、安城養護学校を卒業される、この3月に卒業される方でけやき作業所を希望される方が5名おみえになりました。生活介護ということで就労支援では少しできないということで、生活介護へ行きたいという希望の方が5名ということです。そのうちの3名についてはけやき作業所のほうで何とか見させていいただくという形なんです、残りの2人の方につきましてはまことに申しわけなかったんですけやき作業所のほうでは受けられない、目いっぱい今のところ事業所がいっぱいということで、実は安城市と豊田市のほうへ分けて体験等していただきながらそちらの施設へ行ていいただくということになりました。それで、ただこれから来年度卒業される方、また8名ぐらいみえるわけなんです、その中でまた希望、生活介護等を希望される方もやはり数人みえるというふうに聞いております。今後その方たちと、またさらに翌年というような形でやはりだんだん多くなってみえるということもあって、当然その施設については今いっぱいということもあって、やはり新しい施設を業者を呼ぶのか、それともお母さ

んたちからの立ち上がりを待つのか、そういったので今検討させていただいているところであります。

○佐藤委員

それで、まずお聞きしたいんですけども、お二人の方が安城市、豊田市という形になりましたけど、安城市や豊田市は十分余裕があってどんどん受け入れられる状況にはあるんですか。近隣市のところでどんどん受け入れられるのか。その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

生活介護の通所施設については、どこの市も今県内で結構いっぱいということもあります。安城市でも、刈谷市でも、豊田市でも同じなんです、みんなほとんどいっぱいということで、やはり市内の人は市内でというような意識もあるんですが今回たまたまうちのほうは安城市と豊田市の方。当然、安城養護学校の先生の方たちの努力ということもあってそちらのほうを体験させていただいて、それで本人もお母さんたちも気に入ればそちらのほうへ行ていいただくというような形でやっておりますが、近い将来と言うんですか、来年に迫ってくるわけなんです、もうどこの市も足りない状況になっているとは思っております。

○佐藤委員

それで、先ほど福祉課長はどこの市もこれはいっぱい受け入れが困難な状況を今日時点で目の前にしているわけです。そして、そうした中で福祉課長は先ほど新たな施設を呼ぶのかという表現をされました。それと、もう1つはお母さん方の立ち上がりを待つのかというふうに言われましたけども、この意味合いについてちょっと御説明ください。

○福祉課長

今、全ていっぱいという状況の中でやっぱり考えていくには、やはり今素早くやるのはそういった事業所、今よそで生活介護等の事業所をやっているところを新しい事業所を知立市内でつくっていただくとか、そういったのでやらせていただく。当然、一般質問等の中でも部長のほうも回答させ

ていただきましたが、そういった場合に初期費用についての助成を考えていくよということで検討させていただくということで当然そのとき回答させていただいて、当然うちもそれに沿って投資的な費用等で助成させていただいてやっていただくそのほうが早いかな。あとは本当にけやき作業所に頑張ってもらって、けやき作業所の新しい事業所なりを探るかとか。そういったのをいろいろ当たっております。

それと、先ほど言ったお母さんたちの立ち上がりというのは、やはりけやき作業所にもそうなんですけど、かといえワークスもそうなんですけど、もともとは家族会です。親御さんの会のほうから発展して法人化させてその後あいつ施設、事業所に変わっていくわけなんですけど、そういったのが基本的にはそういったので立ち上がってくるほうが気持ち的にはいいわけなんですけど、ただ、それについては早急な解決には難しい、やはり2年、3年とかかかってしまうということもありますので、そういったのを一応加味しながらいろんなことを考えていくという形になってくると思います。

○佐藤委員

どういう方法がいいのかということはあるんですけども、毎年、安城養護学校のほうから卒業をされてくるということを見るとある意味のタイムリミットがあるわけですけども、そしてお母さん方を含めて、保護者を含めてこの間新たな施設、けやき作業所に頑張ってもらって家族会をつくっていただいて、新たなけやき作業所みたいなものをつくっていただくその可能性があるのかどうかを含めてですけども、市としてそうした保護者との意見交換なども行われているというふうにするんですけども、その辺の状況など含めて、どこをスケジュール的にタイムリミットとして対応していくのかというのが、もう既に今問われているわけです。だからその辺での見直しについてちょっと御説明いただきたいなというふうにするんです。

○福祉課長

まず1つ、安城養護学校に通って見えるお子さ

んの保護者の方の会については、当然市のほうも毎回参加させていただいております。その中でいろんなことを将来的なこととか、最終的にはケアホームの話まで動いてくるということになるわけなんですけど、そういったのも当然それは話させていただいております。ただ、今佐藤委員の言われるようにタイムリミットがあるわけなんですけど、それじゃあそのタイムリミットに向けて確実にというわけにもちょっと検討ができない状況であります。本当にどういふふうにやっていっていいのかという余りノウハウもない中の状況でどうしたらいいのかなというのはちょっと考えておるわけなんですけど、当然、他市でやってみえる事業所にも、例えば知立市でやるならどうかとか、そういったのも確認させていただかないといけませんし、そういった場合の場所の設定だとか、お金の関係だとか、そういったのもやらなきゃいけないですし、やはりその事業所をあけるには言い方はいいんですけども利用者がいないと運営ができない。ただ2人3人のための事業所では事業所自体が成り立たないということになりますので、やはり通常であれば20人以上とか、そういった人数がある程度確保できる、確保という言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういったのもやっていかないと運営ができないです。そういった状況もありますので、ちょっと申しわけありませんが回答ができていない状況で申しわけありません。

以上です。

○佐藤委員

なかなか難しい問題ではありますけれども、そうした形で他市も先ほどの言葉を借りれば受け入れが困難なような状況の中で、しかしながらそれをどんな形で作ったにせよ利用する方が20人以上いないと十分な運営ができないということではなかったもので、じゃあ20人になるまでこれは待つのかという話になるわけです。しかし他市も受け入れることができないということであるならば、これはこの問題、この方程式をどう解くのかなということなんですけど。

福祉子ども部長、今担当の福祉課長があのように

に言われましたけれども、この方程式はどのように解かれますか。

○福祉子ども部長

大変今、佐藤委員がおっしゃったように私ども市としても何年後にはこうするという具体的な案が現実にあるわけじゃございませんので大変申しわけない答弁になるかと思えます。本会議でもお話ししましたように4月1日から就労継続支援A型が新たに参入していただけるということは朗報かなというふうに私どもも思っておるわけですが、あそこにつきましても14名定員からスタートということを知っております。なかなか今福祉課長が申しましたように、働いてそういったところで就労もでき、みんなと触れ合っというと、そういう場が先ほど福祉課長が申しました事業所、また家族会等の組織が立ち上がっていくことが一番の近道かなと。そういうことで市としては答弁もさせていただきました恒久的な補助はちょっと難しいですが、初期的なことについて何らかの来年度中にはまとめていきたいというふうに答弁させていただきましたが、いずれにしてもそんなに長く待たない施策だということは十分認識もしております。けやき作業所のほうにも、その辺も私どもは話もしているんですが、なかなか人の確保、それに携わる職員の確保がそんなにすぐに適応できるかという、なかなか難しいということもけやき作業所のほうからも聞いておりますので、その辺ちょっと答弁にはなっていないかもしれませんが、市としてもその辺の早急の体制というのは十分認識しておるつもりでございます。

以上です。

○佐藤委員

なかなかいろんな意味で難しい問題だというふうには思いますけれども、いずれにしても毎年卒業者が来て、この先もそういう形になると。就労継続支援A型とか、またB型という形で新たな事業者が参入してくるということも1つの手かもしれませんが、先ほどの答弁では生活介護のところの極めて重い方たちのところでふえていくという実態になると、これはどうしても施設が必

要だということになるわけです。A型、B型はともかくとして生活介護は必要だという、このところをやっぱりどうするのかということは、ぜひ私もいい案があるわけじゃないですけども、けやき作業所、それから家族会の皆さん、そういう方たちと知恵を出し合っただいて道筋を早目につけていただきたいというふうに思うんです。ただ、その点で初期費用という形でどうなるのかなということですけども、例えば今、市のほうは土地を財源が厳しいという中で売ったり、売却ということもさまざま言われていますけれども、そうしたことになるれば土地を無償貸与するとか、さまざまな方策が考えられる中で、そうした点ではどうかと、こんなことを思うんですけど。ぜひこの点で例えば今年度の予算で南保育園の跡地、本会議の中でどうするんだと田中健議員の質問に地元からはこういう要望がありますよという形がありました。普通財産にしてという形になって、その先のことはともかくとして、例えばそうした点であの土地を活用するだとか、今度警察官宿舎も売却するわけですよ。そうするとそういうことを将来見据えたときの土地の手当がないと大変厳しいかなというこんな認識も私は持っているんです、今の新たな施設をつくっていくという過程の中では、この点でそうしたことも含めた検討が必要ではないかなというふうに思いますけど、副市長、この点、今なかなか難しい方程式で努力されている担当の方たちも、保護者の方たちも解を解けないわけですけども、そんな現状の中で何とかせないかんということですので、そうした初期費用の問題等を検討するに当たっては、施設ということになれば借りるということもありますけれども、建てるということになれば土地が必要だと。その土地をキープせないかんということになると、南保育園の跡地なども、後はみんな切り売りしてなくなってしまったわけだもんで、正直な話が。なくなってしまったわけだもんで、その辺も1つ検討の俎上に、財源が厳しくて売りたいという話はわかりますけれども、幅広い視野にたった検討がそうした今のけやき作業所ではないですけど、こ

うした問題も視野に入れた対応が必要ではないかというふうに思いますけども、その辺の見解だけお願いします。

○清水副市長

きょうが常任委員会3日目でございますけども、先週の企画文教委員会の中でも今回公共施設の保全計画の話もさせていただいております。義務教育施設、これも待たなしのことでございます。行政、総花的ではいけないという議論も、これは企画文教委員会でも申し上げましたけども、やっぱり行政が求められているニーズとしては一定の水準を各分野で保つということも必要ですし、そういったことを充実させるということも必要だというふうに思っております。そういった意味では、佐藤委員がおっしゃるように本当に難しい方程式だなと、答えがないんじゃないかなというふうに思うこともあるわけですが、その中でやはり限られた財産、財源でございますので、それをどのように活用していくか、その優先順位のつかただというふうには思うわけですが、ここは本当に難しい話だとしかちょっと申しわけございませんけども、いずれにしてもそういったニーズがあるということもきょう十分理解しておりますので、そういったところで全体の中で考えていきたい、このように考えております。

○佐藤委員

ぜひ、そうした点も踏まえて全体の中で考えていただきたいなというふうに思います。

それでもう1つ、125ページの福祉医療についてお聞きしたいわけですが、今年度はそれぞれ従前と変わらず予算化がされておりますけれども、県のほうは平成25年度に3案がありまして、3案をどれにするかということはまだ決まっていきたいですけれども、一部負担金を導入するような方向でありますけども、今日までこの子ども医療費、障がい者医療、母子医療、精神、それから高齢者を含めて果たしてきた役割が大きいと思いますけれども、この点で保険健康部長はどんな認識をお持ちかちょっと明らかにしてください。

○保険健康部長

県のほうの財政が厳しいということで、今佐藤委員がおっしゃいましたように平成25年システム改修をし平成26年から一部負担金導入という話がだんだん本物になってくるような、県の動向を見ますと何としても導入の方向に向いております。市としては、うちの議会での現状維持ということで要請が可決されておりますし、市としてはできるだけ現状維持の方向で県のほうに要請はしていきたいというふうに考えております。ただ、これも無視をして県が実際に始めるということになりますと、市としてはなかなか県の分までまた負担が多くなるとしますと、なかなかそれも難しいかなというふうに今考えております。

○佐藤委員

県のほうが実施すると難しいかなというふうで言われましたけれども、福祉医療等くくって、この点でそうした第1案、第2案、第3案があった場合、県制度と市負担分従来の差額という本人が従来どおりでやった場合に第1案、第2案、第3案とありますけれども、市負担は現状を保険制度はそういう形になりますけれども、市負担は本人ゼロで今までどおりいくということになったら、どのような形、現在の予算額、決算額に対して市はどのぐらい負担をしなければならないものなのか。その辺はどうでしょうか。

○国保医療課長

まず第1案というものは、県のほうの示した第1案というのは、通院が1回300円、入院した場合に1日100円。

それから、第2案につきましては、通院した場合1回500円、それから入院した場合が1日500円。けれども1カ月の上限が1レセプト当たり2,500円とする案が第2案です。

それから第3案、これは一月当たりの1医療機関で通院の場合500円、それから入院の場合500円。先ほどのとちょっと似てますけども、これは1レセプト当たりということになりますので、この第3案が一番本人負担が少なくなるということです。上限が1レセプト当たり500円ということになりますので、そういうことになるわけですが、

この第1案について県のほうが実施したのにもかかわらず市が負担を継続した場合につきましては年間2,080万円の市負担。

それから、第2案については3,150万円。

それから、第3案については1,820万円、これだけ今までよりは負担が大きくなる。

あと、県のほうが例えば今補助率が2分の1ですけれども、場合によっては県のほうが補助率を県制度を実施しない場合については削減効果が小さくなるということで補助金の2分の1を若干下げてくる可能性がないわけではありません。

○佐藤委員

それで、県のほうはこれについてシステム改修ということで平成25年度補正だということですので、その補正の前にこの第1案か第2案か第3案か含めて提案が決定するのかなという感じがするんですけども、その点はどのような流れになるのでしょうか。

○国保医療課長

県のほうの説明は、ことしの1月31日に担当課長会議を開きまして説明がありました。その中で話でいきますと、この4月、来月です。来月中には方針を決めると。ただし第1案、第2案、第3案のうちから決めるということではなくて、あくまでこの3案についてはモデルだというふうな言い方ではありました。だから、ここからまた若干の変更がある可能性はあるわけですけどもスケジュール的にはそういった形。その決定したものをもちいて平成25年度のうちに、あるいは平成26年度の頭までにシステムの改修等を行って、平成26年からと言うのは平成26年4月1日ということではなくて、場合によっては平成26年中からということでも平成26年度実施という意味合いになるというような説明はしてもらいました。

以上です。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時58分

再開 午後7時06分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

それで、先ほど国保医療課長が答弁された中身は、こうした形で見直し素案というものが発表されましたけれども、これはあくまでも今の検討だけであって、こうした中身とは別物の、これをたたき台にしたさらに別のものが出てくるような話ですけども、そういうことなんですか。

○国保医療課長

先ほど、この3案の中から必ずしも選択をするわけではないというふうにはおりましたが、実態としては多分この中から選んでくるのではないかなという感じはしています。県のほうはそうやってちょっと弁解がましいようなことを言うわけですけど、例えば新聞発表の中でも市町村の意向を無視しては改正は行わないというふうなことを新聞では発表してましたけども、課長会議の中では、きょうは説明をする場ですので意見を聞く場ではないということで他市の課長からも非常に反対するような意見を言いたかった人もたくさんあったわけですが、それについてはお答えしないと。きょうは説明したことに対する質問に対して回答しますという形で非常に改正の意志はかたいという感じは受けましたので、我々としてはこれの中でどれかを選ばれるんだろうなというような感触ではあるわけですけど、例えば300円が200円になり金額でちょっと下げて妥協してくれる可能性もないわけではないのかなという甘い期待は少し持っているという程度で、先ほどの話とつながるということでお願いします。

○佐藤委員

それで、先ほどそれぞれ現状と3案をベースにした場合、現状よりもどれだけ負担がふえるかというものが出ました。1番軽いところで1,800万円余とこういう形です。さらにこれを子ども医療費、障がい者、それから母子、精神、後期高齢者の福祉医療という形でそれぞれの事業を福祉医療のそれぞれのものについて分解をしていけば、それぞれの現状との負担との関係が出てくるかと思

うんですけども、そうした意味合いの中で私はぜひ継続して今までどおり県の動向があったにしてもやってほしいなというふうに思うわけですけども、その点について本会議での一般質問の中ではそうした質問者の意向に沿うような答弁ではなかったかなというふうに思いますけども、この点はどうですか。保険健康部長でもよろしいですし、副市長に聞きましょう。副市長しよっちゅうで申しわけないですけど。

○清水副市長

今、国保医療課長が県の意向と言いますか、説明会の中での話を腹いっぱいというふうに思いますけども、それが今事実だろうというふうに思っております。それでこれは先ほど保険健康部長が申し上げましたけども、それを受けて、それが実行された場合に知立市でどういうふうに対応していくかというのは、これはなかなか知立市が1人頑張ればこのまま行きますよというのはなかなか難しい話です。財源的にもなかなか負担の多いことですので、ここは慎重にやっぱり考える必要があるだろうというふうに思います。いずれにしても現時点ではやはりいろいろ市長会を通じたり、いろんな形でいろんな期待の中で県に対しての見直しを今お願いしているところでございますので、今はそういうことをしっかりまた機会を捉えてしっかりやっていくことが必要だろうというふうに思っております。

○佐藤委員

県にあくまでも要請し、そういう方向が出ても知立市の身の振り方はまだ慎重な対応だと、こういう答弁だったかなというふうに思いますけども、私はぜひそうした形で対応してほしいし、それともう1つは、それぞれの子ども医療なら子ども医療こういう形でありますけれども、トータルで幾らこの現状に対して必要かということがその資料はいただきましたけれども、それぞれについてどうなのかと。ここも一つお示しをいただきたいというふうに私は思うんです。取り分け市単がないのは障がい者と母子については市単がないような中でやっているわけですので、それぞれ違いがある

うかというふうに思いますので、その辺の資料があったらお示しを願いたいと。

○国保医療課長

それぞれ案1、2、3というふうで、子供が幾ら、障がい者が幾らというふうにならなかなと思うんですけど、例として。

○佐藤委員

よろしいです。

ぜひトータルの資料はいただきましたけれども、それぞれの事業について分解したやつを示してもらいたいというふうに思います。ぜひその資料も委員会は終わりますけれども、つくってあるならぜひそれを速やかに議員のポストに入れてほしいなというふうにも思いますので、その点はよろしいでしょうか。

○国保医療課長

済みません。ちょっとつくってはありますけども、すぐ配っていきます。

○佐藤委員

ぜひ、そうした形で私は今までどおり対応していただきたいなというふうに思います。

次に、145ページですけれども、認可外保育園の点について職員衛生安全補助金、これ認可外保育施設入所補助金等が認可外という形であります。それと同時に143ページの前ページについては施設運営委託料とこういう形になっているわけですが、認可外保育園というのは知立市では何園ありますか。

○子ども課長

認可外保育園は2園ということでやっております。

○佐藤委員

この認可外保育園は2園ということでありますけれども、この間私立の保育園と委託を結んでいるところ、なかよし保育園とかそういうところを含めて、この間耐震診断等含めて耐震改修もやって建てかえられたところもありますけれども、そうした園児及び職員の安全を守る対策がなされてきたかなというふうに思いますけれども、認可外のところはそうした対策はどのようになってい

るんですか。

○子ども課長

市としては補助を今まででもしていませんし、耐震については全く補助をしていないというのが現状であります。

○佐藤委員

私立の認可保育園については、そのような対応がこの間やられてきました。ちょっと所管外ですけども、幼稚園についてもそのような対応が、お金の出所がちょっと違ったりしますけれどもそういう対応がなされてきましたけれども、少なくとも認可外ということで市の保育の一部を認可外とは法的には認可外とはいうものの、そこに預けられる方々もみえるということになると、そうしたところに対する耐震診断なり、そういうところを面倒を見るというようなことも必要ではないかというふうに思うんですけども、そうした考えはないでしょうか。

○子ども課長

現時点、そういう考えは持っておりません。

○佐藤委員

持っていないということはわかりますけど、持っていないということで全くそういうことは対象外で事業を運営している主体がやればいいのかというのでしょうか。その辺の考え方、持っていないという、一言で言えば持っていないわけですけども、持っていない、やらない根拠としてどのような点をお考えになっているのか、そこだけお願いします。

○子ども課長

佐藤委員の言われる、確かに子供を預けているという部分では大きい小さいにかかわらず一緒というものがありますが、今後の研究課題とさせていただきます。

○佐藤委員

今後の研究課題ということでありますけれども、そうした意味において少なくとも建築とことは違いますけれども無料耐震診断をあっちはお金の出所は違いますがやられておるといような形で進めているわけですけども、公共施設の耐震

化もずっと進めてきて、認可保育園についてもそうした形、幼稚園についても進めていき、谷間になっているのがこうした認可外の保育施設ということですので、研究していただいて速やかに結論を出していただいて対応してほしいなというふうに私は思います。

福祉子ども部長、どうでしょうか。

○福祉子ども部長

私としては認可外、子ども課長は研究というふうな答弁でしたが、私としては今のところ認可外への助成等というのは今の段階では考えておりません。

○佐藤委員

認可外だと助成を今の段階で考えていないということですけども、認可外だとだめだというのはどこがどういうことなのか、その辺は今の段階では考えていない、これから先はわからんですけど。だけど認可外であっても知立市の認可保育園、市立、公立保育園に入れなくてそうした認可外を選択せざるを得ないと、一定期間。そうした意味においては一緒じゃないですか。だからこそそうした形での認可外の保育施設への運営委託も計上されて一定支援をしているわけですので、しかしそれがそこに預けている園児の命を守るための耐震診断等、それについて認可外だからと言って考えられないというのはちょっとどうなのかなというふうに思いますけども、私は少なくとも子ども課長が研究課題だということを言われた点に、福祉子ども部長は子ども課長の答弁を否定されたわけだもんで私は少なくともきょうの段階では研究課題にさせていただいて、今後また議論の中でどうするかということの方向性を定めていきたいなというふうに思いますけども、福祉子ども部長、もう一度だけお願いします。

○福祉子ども部長

今、佐藤議員が今後研究ということの答弁のお返しをこちらのほうにいただきました。研究という言葉をどのように解釈するかというものがありますが研究はさせていただきます。

○佐藤委員

研究ですので、研究の結果、成果が出ないということもあり得るわけですが、とりあえず研究して俎上にのせて、やっぱり俎上にのせて研究していただいて検討していただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから次に153ページですけども、生活保護費ということでありまして、ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど議論になりました平成24年度の補正予算の中で、31ページの中で生活保護法に基づく返還金という形で、この方は家があったのかな。しかしながら、そういう家があった中でどういう経過はともかくとして生活保護を受給された。しかしながら、この前の説明では相続等を含めて売却が可能となり返還金が過去2年にさかのぼって遡及して返還されたということが説明されて、またこういう質疑もあったわけですけども、こういうことを見ても、家を持っている、もしくは財産が現金ではなくてそうした形で持っている方であっても、現にそこにお住まいだということであっても生活保護を受けられるということを結果的に示したかなというふうに思うんですけども、この点はどのように理解したらよろしいでしょうか。

○福祉課長

生活保護につきましては、本来自分の保有して見える資産等を限りなく、そういうのを使っただけで生活していただくのが基本ということなんですけども、やはりこういった土地を持っているけれどもそれが売れなければお金にならない。そういう形のもので日々の生活が困難、そういう緊迫した状態の場合は保護を受けられるという形です。ただし、そういったことで後からそういった部分について補填された、収入的なものが入った場合には返還していただくという形で保護を受けていただくということになります。

○佐藤委員

いきさつや、その取り扱いの仕方はいろいろあったにしても結果的にそうした形の方も受給できると。しかし、ちゃんと土地などを持っていて、それを返還金に充てるということが担保されるな

らば事前にそうした方であっても一時的に生活が困窮された。ただ家を手放すことがなかなかすぐにはできないという方もみえたときにはそうした対応をし、そうした補正にあったような対応の仕方では処理すると言うか、処分すると言うか、そうした形で可能だということを示したというふうでよろしいですね、これは。

○福祉課長

そうですね。やはり生活保護というのは、そういった緊迫した状況の中で明日をも生活ができないという状況であれば一旦は保護を受ける。今回の示しているように、まずは申請を受けなさいという状況になっております。本人の申請する意思があればまずは受付をなさいという話です。その後いろいろな扶養調査、財産調査、資産調査をさせていただいて決めさせていただくということで、まずは窓口と言うんですか、門をあけて受けているという状況になっておりますので、そういうふうに理解しております。

○佐藤委員

それともう1つは、今生活保護を高齢者の方などはなかなか就労という形には高齢で至らないというケースがあるかと思ひますけれども、その中でも働き盛りの方や、それに準ずる方たち、こういう方たちがおって、そうした就労につなげるような取り組みと議論もされていますけれども、この扶助費の中でさまざまあるわけですけども、そうした点での配慮と言ひますか、取り組みと言ひますか、その辺はどのような形で平成25年度はやっていかれるのでしょうか。

○福祉課長

まず生活保護について、高齢者の方です。65歳以上でやはりそういった方についてはなかなか就労できないということもあって、特に就労等を勧めることはしてはおりません。ただ、訪問等をさせていただいて今の生活状況等を見させていただいて、生活状況が乱れておればそういったことに対しては指導させていただいて適正な生活をしていただくという形。

それと、先ほど言われたように稼働世帯、働け

るのに働かないと言うか、働けないという方については、やはり就労支援という形でやらせていただくのと、当然議会のほうでも言うように来年度から就労支援の相談です。就労相談員についても毎日受けられるような形で対処させていただきます。それで少しでも就労に結びつくような形で提案させていただきたいと思っております。それと、やはり今度は生活保護世帯に関してもいろんな義務的なこともありますので、例えば就労についてそういった就労活動をしているよとか、収入があれば収入の申告をしていただく、そういう義務がありますので、それについても今後は、来年度は徹底という言い方はいけないかもしれませんが適正な処理で少しでもそういったのを適正な処理ができるような形でやっていきたいと思っております。

○佐藤委員

私、今日においていろんな就労の形があらうかというふうには思うんです。生活保護を受給して無事に就労すればいいわけですがけれども、それに至る過程の中でさまざまな取り組みと言うか、一部働くだとか、そういうことがいろんなケースが考えられると思うんですけれども、生活保護においては車の所有は基本的に認められていないかというふうには思うんです。ただ、全国的にはそうしたケース・バイ・ケースの中で車の所有が必要だというところは認めてるようなところも全面的じゃないですけどもあるみたいですけども、そうした点について承知してましたら御紹介ください。

○福祉課長

自動車の保有については、基本的には原則できないという状況になります。ただ、仕事等で必要な方、例えばそういった1人親方みたいな形でこれがないと仕事ができない、就労できないということであれば一部やっぱり認めていくというのと、すぐに生活保護から就労等で抜けるということで、そういうような方については一時的に車の処分は見合わせていただく。処分しないで乗らないようにしていただくような形で対処している。そういったことはやらせていただいております。

○佐藤委員

そうすると一般的に申請があつて、車を持っているから処分してそのお金を当座の生活費に充てなさいというような対応ではなくて、就労につながるために一時的に車の使用をロックするという中で生活保護の申請を受けて、そして基準に合致すれば需給を認めると、こういう形になっているということですか。

○福祉課長

そうですね。基本には先ほど委員の言われるように売ってお金に変えて生活費に充てなさいというのが基本にあります。ただ、あとの仕事の関係だとか、この先のどういうふうになるかというのは基本的にはやはり個々のケースワーカーの面接等による判断によるものだと思います。特に基準があつてということではありません。基準で言うと基本的にはやはり先ほど言った売ってお金にしてくださいという話になってしまいますが、その辺は各ケースワーカーのほうで判断させていただいております。

○佐藤委員

そうすると、そのようなケースワーカーとの関係の中で対応させていただいている。知立市においてはしゃくし定規な対応はしておりませんよと、こういうことですが、実際に過去にそうした事例は何件かあるか、その点だけお示しください。

○福祉課長

件数的にはちょっと何件かというのはわからないんですが、基本的には一部ですがそういった方もみえます。先ほど言った車が必要な方という方と、この先すぐに生活保護から抜けていくという方であれば車の処分は少し見合わせるというのは現実にはそういった事例はあると思います。

○佐藤委員

わかりました。

そうした意味においては極めて適切な対応を知立市の福祉事務所はやっているのかなというふう感じたところであります。ぜひそうした点で今後もしゃくし定規ではなくて、やはりそうした方々が就労につながるような対応の仕方をぜひし

てほしいなということを重ねてお願いしておきたいなというふうに思いました。

それから次に、浄苑費という形でこの間これもさまざまな議論がありましたけれども、火葬場に関する調査、研究ということですが、知立市と豊明市が出したわけですが、これについてはちょっと簡単にどこがポイントなのかなということも含めて御説明ください。

○市民課長

今回、豊明市と一応共同研究ということで資料を出させていただきました。その中で初めというところで研究をしていくわけなんです、一番私のほうが思っているのは経緯というところがございまして、(3) こうしたことから平成16年に当時の市長が豊明市の市長に火葬場を豊明市のほうで何とかできないかという話をたしか申し入れをされております。その後、やはりすぐに豊明市のほうからそういったお話もございませんでしたので、その中で一度平成18年に豊明市は総合計画をつくられて、その後、私のほうも火葬場についていろいろ議論をしていこうという話だったんですが、なかなかできてなくて5年間経過してきました。その中でやはりこのままの状態ではまずいということで、一度火葬場の経過をやろうと、お互いにやろうということで資料1のほうで研究、豊明市と平成23年7月から平成24年12月25日まで10回ほど会議をしましてそういった経過報告。その中で1から10項目、例えば1番ですと経緯、2番は現状の課題だとか、そういったことをいろいろ研究をさせていただいて、最後、要するにこれができるからすぐに火葬場についてお互いに研究していこうということは考えておりませんし、豊明市のほうもこれをつくったから知立市とともにやっついこうということは考えておりません。そうした中で、これは方向性は選択肢は豊明市との共同研究だけではございませんので、いろんな選択肢があるということで、そうした選択肢がある中で最終的にはまとめの中に書いてありますけど市民の意見を十分お聞きして、最終的にはどうしていったらいいのかということアンケートなり、また

いろんな方法で考えてやっていけばというふうで今回つくらせていただきました。

○佐藤委員

この報告によれば、この建物の知立市の焼却炉を含めて残余期間はあと17年というようなことも聞いているんです。この間耐震改修、炉の改修等を積み重ねてきたけれども、あと17年というような残余期間だというふうに言われているわけです。報告がありました。それと同時に研究事項の中で近隣の220メートル周囲の同意が必要だということから、建設に関する期間の中では一般的には他市の例で6年から13年ということになりますと、どのぐらいのスパンを見て方向性を定めないかんのかというのは、他市の例を見れば6年から13年という幅が極めて広いわけですが、ただ、知立市におきましても残余期間が17年ということを見ると、どの時期にその方向性をまとめの中で書いている。今市民課長が言われたように、この研究をやったから豊明市と一緒にやるものでもないしという形で言われてましたので、だけでも知立市としてはどの段階でどの方向性を定住自立圏で刈谷市という関係もあるわけで、刈谷市の青山葬祭場がどれぐらいの残余期間があつて、しかしあの位置に例えばやるということになっても住宅が建てたときには広々とした周囲だったと思うけど、今は住宅地が密集しているようなところであそこの形にもならないだろうという、さまざまなシナリオがあるかと思うけれども、いずれにしても残余期間がこうしたところに迫る中で、どうした身の振り方をしていくのかということが少なくともこの例によれば13年前までには、13年がふさわしいかどうかわかりませんがその見きわめは他市の例ですので、知立市や豊明市との関係の中でどこのところでその方向性を明らかにして取り組んでいくのかということ是非常にデリケートで難しい問題ではありますけれども、いずれにしてもそう長い先でないところでその方向性を出さないとやいかんというふうに思いますけれども、この点はどのようにお感じになっていますか。

○市民課長

他市の例ということで6年から13年かかるという話の中で、これが知立市の火葬場が昭和45年にできて今日まで43年間きております。あと耐用年数でいくと17年という話の中で、ただ、あそこの火葬場を見ていただいたときに、17年後、例えばあれが崩れたり、何かするかというと多分その辺は見ていただいたとおりもう少しもつんではないかと。その中で修繕、改築、修繕しかできませんが、そういったことをやりながら少しでも延命していきたいと。その中で刈谷市との定住自立圏の問題、いろいろございますので、そういった中でそちらのほうでも使わせていただければなどというふうで思っているんな選択肢を探していけばというふうに私は思っております。

○佐藤委員

担当のところではそのような形で今答弁があって、今のものをさらに延命をさせながら、延命されたら17年が最大どのぐらい可能なのちよっと私はわかりませんが、それが20年なのか、25年なのかわかりませんが、そうしたことが十分可能だということであればそうした選択肢があるだろうと思っておりますので、その点はしっかりと見通しが立つ話ということでしょうか、それは。

○市民課長

炉については、やはりどこかの時点である程度オーバーフロー、毎年修繕はかけておりますので、それを例えばやめたりした場合、多分炉は少しずつ壊れていくというふうに思います。ただ、炉を修繕毎年していれば本当にある程度もつというふうに業者の方も言ってみえますので、どのぐらいもつかというのは業者と相談しながら私のほうは延命していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

担当のほうは延命だということですので、そうするとこの調査、研究が出ましたけれども、具体的にはいましばらくどれぐらい延命されるかにもよりますけれども、いろいろ調査され模索はされるけれども具体化についてはまだまだ先だよと、こういうことでよろしいんでしょうか。

○市民課長

これは豊明市との関係でございます。ただ、豊明市の今現状はやはり火葬場の建設ということを早くしていくかというとなかなかそこまでの機運はないのかなというふうに思っています。だから私のほうもいろんな選択肢の中で探していったときに、本当に豊明市とお互いに機運が高まって市民の方も豊明市とやったらどうだと。ただ、この点で市民の方にお聞きするのは、やはり豊明市の火葬場についても知立市から遠いところはやはり避けたいと。南のほうに、知立市に近いところにつくっていただければ市民の方もその辺は納得いただけるかもしれないですが、遠いところへつくられると知立市の市民の方も何であんなところへ行かなきゃいかんという話が出ますので、そういったことを排除して本当に市民の方が豊明市とやればやりたいという意見が相当出てくれば考えていけばいいのかなというふうに私は思っております。

○佐藤委員

そうすると、先ほどこの調査研究をまとめて、これから市民の意向なども踏まえながらまだまだこれは検討課題だと、こういう理解でよろしいですか。

それで、そういうことですけど、市長や副市長も含めてこうした調査、研究の経過報告が出されたわけですけども、この点については今市民課長が言われたような方向そのものでいいのかどうか。また独自の見解をお持ちなのか。その辺はどうでしょうか。

○清水副市長

今回まとめさせていただいたものを提出させていただいてるわけですけども、これがあとがきのところに書いてございますように1つの方向性を示したとか、そういったふうにはなっておりません。それができないというのが現実的な今のことだというふうに逆に御認識をいただかなくちゃいけないかなというふうに思います。

私のほうもそうですし、今出てました定住自立圏の話いろいろございます。そういったことの中で私どもも今の施設を市民課長が申しましたよう

に毎年一定の火葬炉の修繕を適正に行いながら何とか延命をさせると。その中で並行してそういった今後のことについても、例えば刈谷市の話もありました。ほかにも当然安城市でもいいでしょうし、いろんなことがあるわけですが、これは相手があることですので私どもの考え一存ではどうにもならないというような部分があります。そういうことでありますけれども、この問題というのは非常に大事なことでございますので、この報告書を出したらこれではばく何もしないんだよということではなくて、常にこれは知立市の1つの大きな課題だというふうな認識の中で、私どももそうですけれどもまた議会のほうにもこういったものを提出させていただきましたので、こういうものをごらんいただく中で、また御議論がいただければ大変ありがたいというふうにも思っております。いずれにしても重大な課題だというふうに認識しております。

○佐藤委員

最後に、この点では研究事項の中でさっき言ったように完成まで10年から15年という形がかかるということが、6年、13年ということから見て10年から15年程度が必要だということを見ると延命がどれだけ可能なのか。そことの関係でどこやるかはともかくとして、知立市としてその時期には方向性を出さないかんのだろうということはこの中から伝わってきますけれども、それでこの火葬場についてですけれども、豊明市は次期の総合計画の中に方向性を明確にしていかなければいけない時期が来ているとは書かれているものの、先ほどの市民課長の答弁では、そう熱意があるような雰囲気にもないというようなことも言われましたけれども、その辺は豊明市は何ておっしゃってるでしょうか。

○市民課長

豊明市の事務担当者との打ち合わせの中で、その事務担当者の方は火葬場に対していろんな問題がございますので、すぐということはお考えおみえになりません。それで総合計画の中でこれは平成27年ぐらいが最終だと思いますが、それ以降

はやはりその辺のこういったまとめを書かれるのかなというふうに思います。それを具体的にというのはちょっとその辺の話はまだ聞いておりません。

○佐藤委員

わかりました。

まだまだ先の長いということではないですけども、そうした延命との関係の中でその方向性と言ってもまだまだ難しい問題があるなということがわかりましたけれども、いずれにしても待ったなしの課題になっていることは間違いないですので、ぜひその辺で一番いい形、市民の意見もくんでいただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、次173ページですけれども、ここに塵芥処理費という形、清掃費ですけれども、いろんな形で事業が載っていますけれども、知立市の一般廃棄物の処理基本計画が今年度が2002年から2016年という形で、今年度が2013年あと2014年、2015年、2016年、3年という形になってるかと思えます。そうした点でここの中には家庭ごみの減量の目標だとか、さらにはリサイクル率だとか、それから最終処分場の埋め立て量の削減目標だとか、こんなことが処理計画の中にあります。この予算の中でもさまざまな減量だとかリサイクルだとか、そんなことが取り組まれておられるというふうに思いますけれども、そうした廃棄物の処理基本計画との関係でことしの目玉になるような事業、目玉というとおかしいけども、その辺との関係でどうなんだろうかということなんですけれども、どうでしょうか。

○環境課長

知立市の一般廃棄物処理基本計画、2002年から2016年という計画と、この当該平成25年度の当初予算のことなんです、特に今年度これはという目玉というのは余りないんですが、強いて挙げれば小型家電の回収を少し市民の方に意識を持っていただくということは大きなことではないのかな。法律が4月1日から施行されますので、本市としては今までも本会議のほうで市民部長が答弁した

ように各集積場から集められた不燃ごみ、そこからクリーンセンターに行ったときに破碎処理の前段階で小型家電は抜いている、ピックアップしているということがあります。それでもそれに甘んじることなく知立市でも拠点でやっていきたいということで、まずは知立市の市役所と不燃物処理場は前からやっておるんですが、そこに小型家電、特にレアメタルの多い10品目、これの回収をまず動機づけとして始めさせていただこうと思っております。これが軌道に乗って皆さんがこれが有用なものなんだと認識していただければ、少しでもごみが減らせるのではないのかなというのが目玉と言うほどではないんですが1つ考えさせていただいております。

○佐藤委員

地域では集積場での回収、それから再生資源等の回収等を含めてさまざまな取り組みがやられてきているかというふうには思いますけれども、しかしながらこの処理計画の中で定めてるような形で家庭ごみの減量目標が平成28年度までには平成12年度実績に比べて3.8%減らすというような形になってますけれども、これは平成28年度までという形でありますけれども、そうした見通しはどのようなところですか。平成23年度実績はどの程度だったかということ事前に私も調べておけばよかったんですけども、どうでしょうか。

○環境課長

済みません。今すぐにはちょっと見つかりませんので後ほど答えさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

私は、努力をされているということは十分承知してはいますが、例えば減量にしても平成28年度まで3.8%ということでもあります。さらにリサイクル率についても平成12年度比で基準にして30%以上が目標というような形です。決算を見ると平成19年には14.2%と。平成23年決算では16.3%というような形で努力はされてるというふうには思いますけれども、あと3年というこの期間を見たときにどうなのかなと。もちろんこれは地道な日々の努力の積み重ねで結果としてついて

くるものだろうというふうには思いますけれども、この辺はどんなお考えで取り組まれているのかなと。従来どおりの事業をするだけではこの目標には到達できないのかなということで、その辺のようにお考えなのかということをお聞きしたい。

○環境課長

数字が示せば一番いいんですけど、後ほどまたお答えさせていただくということで。

例えばリサイクル率につきましては、清掃事業概要の平成24年度版のほうの6ページを見るとリサイクル率16%ということで平成22年度より平成23年度のほうが若干減ってることもあります。人口規模によってもリサイクル率は変わってきます。数字だけで追うとなかなか努力してるというのはわかっていただけるとは思うんですが、なかなかいろんなことを考えてやるんですけど、それがすぐ数字に結びつくかというところと正直言ってなかなか結びつかない実態があります。国の施策に載っているというのも随分ありまして、いわゆる包装器の関係、容器リサイクル法というのがあって、今回小型家電があって、いろいろ施策は打ってきます。市民の方も当市については集積所は各町内でやっていると、ほかの市に比べてよっぽど僕は意識が高いのではないのかなと。それで各町内会に限らず子ども会、老人会、いろんな団体が古紙の回収だとか、資源の回収に取り組んでみえる。私どもの基本的な考えとして、市民の方が自主的にごみを減らすという意識を持っていただくということが一番大事なことであって、数字は最終的にそれについてくるのではないのかなと思っております。当市のやり方は決して根本的に間違っているわけではないと思っておりますけど、それを行政として少しでも後押しできるように動機づけをしてあげるように努力はさせていただきますが、正直言ってすぐにリサイクル率も22%から23%に落ちているというのをちょっと見ると、えっというような感じはしますけど、そのように日々は努力はさせていただいているということは御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

いやいや、私は努力されているということは十分承知しております。本当になかなかこれは日々の積み重ねの問題でありますので努力しているということは私は承知してるわけですが、ただ、計画の達成ということは何でもそうだけでも計画を立てたから100%達成できるかということとは別問題にしても、そうした方向で循環型社会をつくっていくということになると、もちろんそうした日々の努力ですけれども、立てた目標に接近することも1つの計画を立てるわけですので1つの大切な要素ではないかなと、そんなことを思ってるんです。近隣でこうした点で先ほど環境課長はよそよりも努力されて頑張っているよということがありましたけれども、近隣市のこうしたリサイクル率の状況などはどうでしょうか。

○環境課長

失礼します。ちょっと近隣市の状況までは今調べてございません。

○佐藤委員

努力をされていることは承知はしておりますけれども、なかなかその積み重ねの中でおのずと数字はついてくるというもの、そうするとこの目標設定自体がどうだったのかなという疑問も一方で出てくるわけですので、そうしたことを踏まえて接近するような内容事業を精いっぱいやるかと思えますけれども、そうしたところも今後1つ検証をしてみる必要があるのではないかなと。この予算を執行されて来年度決算を迎えたときに従来と一緒ぐらいのレベル、もしくは結果として下がったということがあるようではやっぱりいけないのではないかなということでそんな質問をさせてもらったわけですが、ぜひそうした点でいま一度自分たちが立てた計画との関係で1つ検証を振り返ってみるということも、頑張っているの承知してはありますが必要なことではないかなというふうに思います。

それで、もう1つ聞きたいですけども、ここについて最終処分場についても計画の中では新たな問題と。あと新しい刈谷環境組合の中でスラグが減量化を進めたので、あそこに最終処分場のとこ

ろに碧南市のポートアイランド、そして武豊町ですか、あちらのほうに行くというような形で延命がされたかと思えますけども、今現在でどれぐらいのところか延命されておるのかなと。これはどうでしょうか。

○環境課長

委員がおっしゃったとおりポートアイランドに最終処分を行っております。あとスラグのお話もそのとおりで圧縮して最終処分場の延命に当たっております。逆に言うとそのちのほうに持ってきてますので、知立市の第2不燃物処理場につきましては現段階では残り4割方、要は6割方埋まってくる状況からなかなか進んでないというのが、進んでないというのは要は余り埋まってない。年に1%ずつ埋まってくんで恐らく30年ぐらいはもつじやないのかなと。このままいけばということです。ポートアイランドがこれでいっぱいになってきて。今アセスを持ってきますけど、それがまただめになったらまた知立市のほうにということも100%ないわけじゃございませんのでそれは別として、このままいけば30年ぐらいもつだろうというふうに考えてます。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時02分

再開 午後8時10分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

わかりました。

だけでも、いずれにしても努力はされてるわけだけでも、そうした点でぜひ検証することが必要ではないかと。また、もちろんそうした事業をさまざま進めているので他市の研究などもされてると思えますけれども、またそうした点でリサイクル率等を含め1人当たりのごみ減量等そうした他市のことも研究してよりよいものがまた打ち出せるといいかなと思います。ただ、今ある事業がより徹底されることが前提ではありますけれども。

それでもう1つお聞きしますけれども、183ページ、商工振興費ですけれども、これが基本条例ができるということになりまして、初年度の予算という形でありますけれども、この点で従来と変わった点でどんな事業が出てきたのかなというふうに思いますけれども、この点どうでしょうか。

○経済課長

商工振興費ですけれども、今回平成25年度の新規事業といたしまして街路灯等の見直し、これを実施しております。予算の概要の78ページ、79ページにありますように、まず環境配慮型、要はLEDの設置に関しまして補助率等を変えております。これは質疑等でも質問がありましたので、そこで説明させていただいておりますので、この中で電料料に関しましては平均24.4%、平成25年度は40%、平成26年度は実施計画では50%と予定しております。ここでまず1点、商店街等の街路灯の見直しをしておるといふことと、先ほど言いました新規創業支援もこの一環としての事業ということでやらせていただいております。

それから、先ほどたびたび質問がありました中小企業再投資促進補助事業に関しましても、これは県の補助と相まっておりますけれども新たに今年度、平成25年度から実施する事業ということで、これ以外に関しましては振興会議のほうでまた検討しながら今後の実施計画にのせていく事業等を検討していきたいと考えてます。

以上です。

○佐藤委員

新規事業についてはこの間いろいろ質問がありましたので、よくわかりました。

もう1つですけれども、商工振興事業費補助金という形で、これは毎年こうした形で同じ程度の額が計上されてますけれども、これはどのような形のものなのかちょっとお知らせください。

○経済課長

商工振興事業費補助金というのは、商工会に対する補助金でございます。経営のほうの事業と、それから一般事業と2種類に分かれておりますけれども、一般事業に関しましては30%、それからも

う1つの経営改善普及事業に関しましては要綱では50%以内となっておりますけれども、これに関しましては現在40%で補助をしております。経営改善普及事業のほうに関しましては商工会の連合会の補助対象となった事業です。県との補助対象の事業。一般事業は商工会が単独で行ってる事業で市長が認めた事業ということで40%と30%ということで2つに分かれております。決算ベースでいきますと最近1,900万円の予算をとっておりますけれども、平成24年度の決算では1,500万円台の決算にはなっております。

以上です。

○佐藤委員

経営改善普及事業というものは、具体的にはどのような事業なのか。今県との関係で県からもこれはお金が出ているということでしょうか。ちょっとその辺の関係を教えてください。

○経済課長

経営改善普及事業は県の補助事業です。一般事業が単独ということで、どちらかと言うと経済改善普及事業というのは人件費等も入っておりますので、経営改善普及費、その方たちの人件費等も入っております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この経営改善事業というのは要綱上は50%以内だけでも、どういう経過でつくられたかわかりませんが県の補助事業で40%、商工会がそうした研修などをいろいろ計画された場合に、その事業費に対して40%まで補助をしますよと、こういう事業だということですか。

その点と、財源内訳はどんな形になっているのかお知らせください。

○経済課長

今、財源内訳、経営改善普及事業に関しましては、県の補助と市の補助で100%とは言いませんけれども100%近い、県の補助がそれぞれ単価等がありますので決まりませんが約60%ぐらい。現実には違いますけど、だから100%近い補助をしているという。100%以下ですけれども、そうい

うことで理解していただきたいと思います。

○佐藤委員

要は40%だということでも県の補助も入っているよということだけでも、実質的には50%以内という要綱との関係の中で40%も50%以内ではありませんけれども、この点で県との関係があるかもしれないけれども、それで十分対応できるのかということなんです。実質的にはこの間ずっと50%を下回り40%補助なのかなという、今の答弁だと伺えるんですけど、これはそれでいいのかどうかということですけども、商工会などはどんな要望がこの点に関してはされてるのかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○経済課長

商工会のほうとも平成19年のときに実施しました補助金の見直しで50%から40%ということで落とさせていただいております。ですから、要綱自体も40%以内というような見直しをしていこうと今考えているところでございます。

以上です。

○佐藤委員

ちょっと県の補助の関係でよくわかりませんが、しかしながら今回基本条例ができて平成19年には50%だったやつが40%に引き下げたという形ですよ。しかし今度そうした条例も制定されて、さらに力を入れて商工振興をやっているときに、要綱とのそごがあるからといってそれを引き下げることじゃなくて、逆に上げることこそ今求められているんじゃないですか。私はそんなふう感じておるところですけども、どうでしょうか。

○経済課長

一般事業のほうに関して見直すことが必要なかとは思いますが、経営改善普及事業のほうに関しましては40%の補助で対応できるというふうに、うちのほうでは理解しております。

○佐藤委員

対応できると。そうすると今経済課長のほうは一般事業のほうで見直しという形ですけど、それは引き下げの見直しということを考えておられる

のか、どうなのか。その辺はどうでしょう。

○経済課長

今後、商工会との話し合いの中で商工会も基金等持っておられます。商工会の資金繰り等を勘案しながら両者の話し合いの中で検討していく内容だと思っております。

以上です。

○佐藤委員

検討ということは、この30%についてその必要性がお互いの中で認識されれば引き上げると、こういう検討をされるということでしょうか。

○経済課長

必要があれば引き上げも検討の中の1つだと思っております。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それでもう1つこの関係でお聞きしたいんですけども、いろんな形で預託金事業がやられて小規模企業の商工中金だとか融資についてやられているわけですけども、とりわけリーマンショック以後、緊急融資がありまして、市議会の中でもこの緊急融資に対する信用保証料補助というものも議論され創設されたかなというふうに思いますけれども、とりわけその部分については金融円滑法が背景になってたというふうに私は理解してはいますが、これが今月中に切れてしまうと。そうすると、そうした形でお借り人たちの融資の条件だとか、そういうことについてもいろいろと変更等を含めてその影響があるんじゃないかということが懸念されてはいますが、そんな点については商工会などとはお話をされたり、その点での対応などは検討されたでしょうか。

○経済課長

金融円滑化法が平成25年3月31日をもって終了しています。これによって借金の返済に困っている中小企業や住宅ローンの借り手から返済計画の変更申し込みができる限り適切に応じるよう金融機関等に努力義務を課すことがなくなるわけでありますので、借り手としては少し苦しくなってくる

ということは事実でございます。ですけれども、県、国ともこの金融円滑法がなくなることによって借り手が苦しまないように何とか考えていこうと今いろんな方策を検討しています。知立市としても、そういう借金返済に困られることがないように何とかしていかなきゃいけないということで、商工会との話し合いの中でも少しずつこの話は当然出る話ですので、ただ、具体的な対応をどうしたらいいかということとはちょっとまだ出ておりません。

以上です。

○佐藤委員

これについては金融庁が示した債務者の分類と対策例ということで今言われたような経営改善が必要な債務者と。この自助努力によって経営改善が見込まれる債務者というようなものの分類と、これについては外部の専門家、外部機関との連携でそうした改善計画を立てるようなことも1つの分類としてされてます。それから、事業を再生するために業種転換が必要な債務者というような分類もされて、あとは事業の持続可能性が見込まれないというような形でやられてるんです。知立市のそうした事業者がどんな実態におるかはちょっとわかりませんが、いずれにしてもこの経営改善計画というものが前提になるということも言われておるわけで、金融機関自身がそうした相談に乗るところもあればコンサルタントと言うか、そんなところで対応するということもあるみたいです。コンサルタントに頼みますと100万円以上再建計画のお金がかかるということも言われてまして、私も知ってるわけではないわけですが、そんな情報もある中で知立市においてもそうした事業者がどうなっていくのかなという点で、どんな方策が立てられるのかなという点で、情報収集と同時に商工会と連携しながらそうした引き続き事業が継続できるような方策と言いますか、特に経営改善計画について必要な業者だとか、その辺はしっかりと相談しながら、見きわめながら取り組んでいってほしいなというふうに思いますけれども、この点で確かに円滑法が切れるわけですが、愛知県の信用保証協会、名古屋市は名古屋

市でありますけれども、その辺との連携も図りながら地域の金融機関とのそうした連携を図りながらどうしていくかという方策をやっぴり業者と金融機関ばかりではなくて知立市自身も把握することが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、この辺はどうでしょうか。

○経済課長

当然、金融機関等より借りがえ等の条件で経営改善計画を求められます。そうした場合に改善計画が確実に実施されなければ不良債権という烙印が押されてしまいます。ですから、この経営改善計画にのっとってできるような体制にもっていかなければならないんですけども、それには先ほど言いましたようにいろんなことが絡んできます。うちのほうといたしましても、商工会と共同でそういうことが起きないように。1つが例えば倒産すれば連鎖で起きますので、そういうことを考慮した場合には烙印が押されないように何とか対応していきたいというふうに考えております。信用保証協会だとか、商工会と連携をとって対応していきたいと考えてます。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

ごめんなさい。もう1つだけ聞かせてください。189ページ、観光施設の用地取得事業という形で不動産鑑定手数料と測量委託料がそれぞれ計上されてますけれども、これについて御説明を願いたいなというふうに思います。

○経済課長

観光施設の駐車場用地で不動産鑑定等が載っていますのは、八橋かきつばた園の文化広場側の面積にしまして約2,385平方メートルの土地の不動産鑑定書を載せさせていただいております。土地の所有者のほうから購入していただけないかという話が前からたびたびあるお話です。ただ、不動産鑑定しないと金額提携のことがわかりませんもんですから、不動産鑑定をしてどのぐらいの価値があるものかということを出してから折り

合いがつけば用地購入の予算を出ささせていただくように今考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうするとこの不動産鑑定しなければ1平方メートル当たりどれぐらいでどうなるのかと、購入費用がわからないということでもありますけど、その点で折り合いがつけばということですが、今回はこんな形でついでですけども、これは今年度のどのぐらいのところでやって、購入費は来年度以降なのかと、折り合いがつけばという話ですが、その辺のスケジュールはどうでしょう。

○経済課長

今これはあくまでも予定ですが、当初予算が可決されればすぐ不動産鑑定のほうに入りまして、金額的なことで折り合いがつけば9月補正予算を乗せていきたいというようには思っております。

以上です。

○佐藤委員

今現在、この土地についてはかきつばたまつりの期間中に駐車場という形で利用されてるかなというふうに思います。それで今現在でもこの駐車場をその期間中お借りしながら、その期間中だけなのかちょっと正確なところがあれですけども、やってもなかなかかきつばた園の駐車場も何時間待ちとかいろんなことを言われて、これが地権者の方から買ってこれとは言われても、市が買わなかった場合はこれほどか別のものになるということになると、かきつばたまつりで大変困るという状況だと思うんですけども、この辺の関係をちょっと説明してください。

○経済課長

この市駐車場は、私ども経済課としては確保していきたい駐車場でございます。ですから本人との金額との折り合いがつかなければ購入もできないもんですから、その辺の確認をするために今回不動産鑑定をやらせていただいて、金額的に折り合いがつけば何としてでもうちのほうで購入していきたいと、そういう予定をしております。

○佐藤委員

それで、購入してほしいということで折り合いがつけばということですので、折り合いがつかなければ購入は断念されると。そうするとこの土地がどういう形になるのか、引き続きかきつばたまつりの期間中駐車場としてできるのかどうか、そういう点ではなかなか担保が難しいという、こんな状況でしょうか。

○経済課長

御本人の意向で例えば病院だとか、介護施設だとかそういうものは建つのではないかというようなそういうお話も伺っております。ですから、そういう施設をこの土地につくられてしまいますと駐車場がなくなってしまいます。ですから、うちのほうとして何とか確保していきたいんですけども、正直言いますと八橋かきつばた園の近くで今この土地から文化広場に実際車が入っております。ですから、この土地がなくなるのは非常にづらいということは十分わかっておりますので、その辺を考慮しながら金額的な折り合いがつかないのか出てみないとわからないもんですから、その辺は今後の話になりますので、ちょっとここではどうなるかわからないということしか言えません。

○佐藤委員

不動産鑑定士が入らないと基本的にどれぐらいの単価になるかわからないということですが、今自身は鑑定がなくても概算でおおよそこれぐらいだろうという見込みなんかについてはどうなんですか。

○経済課長

正直言いますと、白地の、それから今土地自体が駐車場の形態になっております。ですから、田んぼの状態とはちょっと違いますので、価格が確かに造成した関係もありまして今駐車場になっておりますので、この単価自体がどのぐらいになるかというのはちょっと私どもでは計算ができない今状態です。

以上です。

○佐藤委員

それで、これが購入されたとしますと、実質的にはかきつばたまつりの一定期間の利用という形で、かきつばたまつりの駐車場は確保したけれども、それ以外の期間はどうかというようなこともあろうかというふうに思いますけれども、この点では確かに知立市の重大な観光事業の1つ、最大とは言いませんけれども、そうしたものでありますので必要なものだろうと思いますけれども、その期間以外は寝かせておくと、こういうことでもいけないのではないかというようなことも考えます。この点、建設水道委員会の中の議論では公園と言いますか、そういう使い方を、正式な公園にするのが妥当なのかはともかくとして、そうした日常的に使えるものにながら期間中駐車場にしたかどうかという議論もあったみたいですが、いずれにしてもそうした形で購入することになれば、その期間以外は遊休地にさせておくというのはもったいない話だなと思いますけど、その辺の見解だけお聞かせください。

○清水副市長

これ、今お話が出ましたように建設水道委員会では話が出ました。経緯については先ほど経済課長が説明したような形で御答弁させていただいておりますけれども、いずれにしてもこれが幾らぐらいの価格で購入できるのかわかりませんが、いずれにしても税金をこれだけ単独で投入することになりますので、やはり今の現状ですと年間12カ月分のうちの12分の2ぐらいです、使用期間として予想されるのが。ですから、あとの10カ月間をうまく使って価値を見出さなければ、これはまた皆さんの御理解を得られないところかなという部分もございますので、前に建設水道委員会ではテニスコートというようなことの話も出ましたけども、いずれにしても何らかの知恵を出して活用するというを前提に考えていく必要があるというふうに理解しております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

308ページですけれども、国の国庫負担金が国法が改正されて前も一般質問の中で議論させていただいたわけですが、34%から32%という形になりました。どこまでの範囲かということは私もしっかりと把握してはいるわけじゃないですが、それとこの予算では国の調整交付金が増額にはなってますけれども、そうした関係の中で34%が32%になり、そして県の調整交付金がたしか7%から9%になったかというふうに思いますけれども、トータルで見るともちろん被保険者の数だとか給付費の伸びの見通しとか、そんな関係で数字は違って来るかというふうに思いますけれども、県の調整交付金がかような形でふえておりますけれどもトータルにするとちょっと減ったような感じ、調整交付金の分だけとの関係で見ると減ったのかなと、こんな感じにも見受けられる予算に

なってますけども、その辺の見解だけ1つはお示し願いたいなというふうに思います。

○国保医療課長

ちょっと細かいところまで私も十分お答えできるか不安なんですけど、先ほど佐藤委員が言われましたように国の負担金につきましては34%から32%に減額されました。その2%分については県の調整交付金で補填されてくるということですけども、ただ、今回それがそのまま移動させただけではありませんので、療養給付費等の見込み、そういったものも含めての話になりますので結果としてこういう形になったということなんですけど。

ちょっと不十分かも知れませんが。

○佐藤委員

もちろん国保医療課長の言われてるとおり給付の見通しやそういうことで被保険者のことも含めて変わってくるのは承知してますけど、ただ単純に考えると国庫負担金の定率だったものが調整交付金という形で、例えばそれが県のものだとするならば愛知県かで財政的な条件に応じて押しなべて調整する仕組みの中でこれが運用されるという意味合いにおいて、実際に国庫負担金が減って調整交付金がふえたことで実際にはどうだったのかなという疑問が私自身は生じたのでお聞きいたしました。

それともう1点、313ページですけれども、平成23年度の基金残高が5億5,000万円ぐらいですか、そんなことだということを前の議会でも確認いたしましたけれども、今回は一般会計からの繰り入れ検討という点では予算の説明の中で法定外繰り上げはないよということも言われたので、一遍その点だけ確認させていただいておきたいなというふうに思います。

○国保医療課長

基金につきましては、今年度末残高が現在の予算でいきますと5億3,300万円。平成25年度末で取り崩しがございますので4億4,680万円という数字になる見込みでございます。今回その他繰り入れと言いますか、財政支援の繰り入れがないということにつきましては、この基金残高が5億円

の基金があるということで財政当局との相談の上、これがおおむね3億円程度になるまではこちらでやってほしいという話もありましたので、我々のほうとしてはちょっと一般会計からの支援も受けていたいという思いはあったわけですけども、確かに平成23年に大きな金額を繰り入れしてもらったということがありますので、こういう形で決着したということです。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第33号について、挙手により採決します。議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第33号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 平成25年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

422ページの認定調査等費というところで1つ質問させていただきたいと思います。

ここで認定調査等ということで介護認定調査員報酬2人分。そしてここに臨時職員賃金とありま

すけども何名の方でしょうか。

○長寿介護課長

認定調査員につきましては臨時職員が6名と、あと嘱託員が2名。

以上でございます。

○高木委員

臨時職員7名ではありませんか。

○長寿介護課長

失礼しました。7名でございます。

○高木委員

認定調査のほうは大体何カ月待ちとか、すぐに今は対応できますでしょうか。

○長寿介護課長

何カ月も待っていただくような事態ではないと思います。

○高木委員

この認定調査なんですけども、職員と言うか、正職員という方は入ってみえないんでしょうか。

○長寿介護課長

現状としましては、この今2名と7名、9名の認定調査員で回しておりますけども、訪問件数が多かったですと私どもの保健師が随時そこを補完するような形で対応しております。

○高木委員

保健師1名の方で対応されているということは思うんですけども、この介護認定が多い時期に先年度よりも予算のほうは減額になっております。対応のほうで認定調査の調査結果と言うよりも調査の実態についての苦情等はありませんでしょうか。

○長寿介護課長

認定結果に対する苦情という、どういうお気持ちかまではちょっとわかりませんが、苦情として上がっているものはございません。

○高木委員

先日も、私は認定調査のことで連絡させてもらったんですけども、どうみても言語不良ということで言語障がいということで医者からの認定もおりている方に対して、例えばこれは何ですかと聞かれます。本人は答えられないわけです。その

辺のところをもう少し実態を把握してと言うか、合った調査にさせていただきたいなということで、この認定調査を受けられる方が臨時職員の方と言うか、そういう方が主になってやられるようではいかがかなと思うんですけども、正職員の方が主になってやっていただくというか、そういうことはないんでしょうか。

○長寿介護課長

認定調査員は全員看護師の資格を持った職員を採用しております、臨時職員も含めまして。それで認定調査の研修を受けましてこちらの事務に当たっておりますので、一概に正規職員が対応したからといってよりよくなるものでもないだろうというふうに思います。

○高木委員

マニュアル等がきつとあると思うんですけども、高齢者にとって介護認定というのはとても重要なもので、日ごろ何もできない人が認定調査員の前ではピンシヤンとしてしまうという実態もあります。本当に皆さんどれぐらいの対応と言うか、優しい認定員の言葉遣いにとてもおだやかになれる方もありますけども、逆に家族がそのことに対して憤慨することもあると思いますので、その辺のところはどのように考えてくださいますか。

○長寿介護課長

その辺のところも認定調査員はいろんなケースを対応する中でわかっておりまして、そういうときだけしっかりされるような方もありますので、きちんとマニュアルがございまして聞いたものをソフトに入れ込んでいくわけですけども、そういう偏りがないように十分注意するような形はいつも指導しているところでございます。

○高木委員

均等な認定ができるように、よろしく願いいたします。

次に429ページ、筋力向上トレーニング。

私は毎回この筋力向上トレーニングを聞くんですけども、この内訳の279万9,000円はどのように使われるんですか。

○長寿介護課長

こちらのほうは今、知立老健、光慈会に委託しまして、器具を使った、3クール行っておりますので大体1クール7名の方、この方を対象に今年度の実績でも7名ずつの3回で21名の方に参加していただいておりますけれども、向こうのほうで医学療法士など専門のプロの方をお願いしてこの教室を開催しております。

○高木委員

3クールということは約4カ月でよろしいのでしょうか。

○長寿介護課長

はい、そうです。

○高木委員

このことで特定高齢者、今のその上、特定高齢者宅配給食サービス事業委託料ということがありますけれども、このことについてこれ毎年載ってるんですけども、これはどのように。これも3カ月、4カ月ですか。この事業も4カ月をめぐりにして採決をされるということですか。

○長寿介護課長

特定高齢者宅配給食サービス事業ですね。こちらのほうにつきましては、いつもこれを載せさせていただくんですけども実態としてはここで数字が実績としては最終的には上がってこないということになっておりまして、これは一般任意事業の中で行っております宅配給食事業と中身は一緒でございます、対象者をこちらの特定高齢者の中に絞り込んだ中でこちらのほうに宅配給食に持っていくという形で予算はとってあるんですが、実際そちらに移行する方がみえなくて、現状の宅配給食を利用されている方の中で既にもちろん利用されておったりということで、現状でここには予算をとっておりますけど数字が上がってこないのが実態です。

○高木委員

今、宅配給食が出ました。431ページの宅配給食サービス事業委託料ですけども、去年と見ますと倍の数字になっております。利用負担金です。この430ページのほうを見ていただきますと特定財源のところは1,476万円というのがある。これ

との兼ね合いを教えてください。

○長寿介護課長

平成25年度からにおきまして、これまでと特に本人の自己負担300円で全く変わっていないわけですけども、今後は市のほうで食券を購入していただくという形をとる関係があるので、歳入で、この予算書で言いますと419ページになります。下のほう、宅配給食券代金ということで、こちらのほうが歳入として上げさせておりますけれども、御本人が窓口にお買いに来られてももちろんいいですが、現状で考えているのは事業者が買いに来られて、宅配事業者が、例えばその買ったものをそのまま食べられる利用者に売られる。その時点で業者は買ったお金がそこでチャラになるという言い方は余りよくないのかもしれませんが、というような形にして今までどおり業者からは600円請求していただくと、このような形になります。

○高木委員

今年度、平成25年度から宅配給食業者が2社になるということでこういう形になったのか、それとも、もっときちんとしようじゃないかということで収入が入っているんだと、これは市のほうも補助しているしというようなことでこういうような形をとられるようになったのか、その辺は。

○長寿介護課長

これまでのことがきちんとしていなかったということではなくて複数の業者になったということで、具体的にいきますと例えば今のA事業者が購入されて、市で。それをお客さんに売られるというところでA事業者は例えば10万円そこで市から買って利用者にも10万円で売られればそこはチャラになってしまいますので、これをB事業者がその食券でやられても、これは別にA事業者が損するということがないということで、このような形にするのが一番いいかなという、実を言いますと安城市のやり方をまねさせていただいたと言いますか、各市を調査させていただいた中で一番いい方法かなということで今回こういうような形になっております。

○高木委員

この宅配給食なんですけど、今まで10枚つづりというふうになっておりましたけれども、これは10枚つづりだと3,000円なんです。それちょっと多いわということで、これヘルパーに入っておりますと不思議だなと。オムツを2枚買ってきてくれるというような方がいるんです。結局それだけたくさんお金がまとまって出るのがすごく不安だという方があるんですけど、これですと今までのように10枚つづりじゃなくてもちょっとずつでも買えるということは可能なのでしょうか。

○長寿介護課長

その事業者が利用者に販売される段階で、利用者の希望される枚数を販売されるということになると思います。

○高木委員

要綱のほうがこれでまた変わるのかと思うんですけど、少しこのお金の出し入れのことが変わってくるのかなと思うんですけど、私はいつも思うんですけど、きょう急に病院へ入院されたということで、きょうでなくても明日の食事は何か要りませんよということを言うと、いやいや急にはだめですということをよく言われるんですけど、その辺の対応というのはどんなふうになるのでしょうか。

○長寿介護課長

キャンセルは前日の午後5時までということで、夕方の5時までです。これまでは全て受けさせていただくということで利用者にも御理解をいただいております。

○高木委員

2社となることは以前から願って、2社と云うか、他社と云うか、本当にこれで知立市も300円の出入りがまた手間なことかとも思いますけれども、この300円の中に一体、600円のお弁当なんですけれども300円市からの委託料ということで出すんですけども、この中には安否確認のほかには何かありますでしょうか。

○長寿介護課長

宅配給食、目的が安否確認と、またあと食の健

康と申しますか600キロカロリー程度のもの、1日1食しっかりしたものを食べていただくというような目的がございますので、きちんとカロリー計算されたもの、塩分などの計算されたもの、このようなものをきちんとつくっていただくと、そういうことでございます。

○高木委員

高齢者、声かけがとても喜ばしいということもいつも言われます。いないからということでそこに置いていかれるときも多いんですけども、これで2社ということになりますので極力これからは声かけをしていただくように願いますので、その辺のところを。

○長寿介護課長

もちろんそこは大事な部分だと思いますので、業者にはこれはしっかりお願いして、間違いのないようにやっていただくようお願いしたいと思います。

○高木委員

最後に私、もう1つちょっと上になるんですけども、地域包括支援センターというのが今の上にあります。ここに2,441万7,000円あります。地域包括センター、これだけの費用をかけて、委託をかけて充実していただきたいという願いが込められていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○長寿介護課長

そうですね。地域包括支援センターにつきましては、職員のほうも保健師、社会福祉士、それから主任ケアマネ、この3人は絶対置かなければいけないということになっております。このほかにも普通のケアマネジャー3名みえまして、6名分の人件費をこの包括支援センターのここの委託料の中に全部含めたものでございますので、この体制の中でしっかりやっていただくということでございます。

○高木委員

この体制の中で地域包括支援センターを活用して、きょうも言わせてもらいましたが、さらにサロンの充実を図るためにも国は地域包括支援セ

ンターを充実させてほしいということこれは法律のほうでなっております。御存じだと思うんですけども。これを含めてもう一度サロンの話を、要綱見直しをよろしく願いいたします。

○長寿介護課長

先ほどから御意見いただいております。先ほど包括支援センターのほうには話していないというようなこともちょっと私が言いましたけども、包括支援センターのセンター長のほうには話はさせていただいて、その上で市民ボランティア活動センターのほうにお話をさせていただいたという経緯でございまして、どこまでこの包括支援センターの一番の職員の部分まで浸透しているかということちょっと疑問なんですけども、この辺のところも今後どういう形が一番望ましいのか。私ども、高齢者サロンというますます月1回とはいえ、この月1回がひきこもり防止になって、またそれがどのような形で広がっていくか。そこでお友達ができてまた外出する機会もふえたりだとか、いろんな効果があると思っておりますので、より充実したものになるように努めてまいりたいと思います。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

済みません。言葉の使い方だけちょっと教えてください。

425ページ、上から3段目001居宅介護事業、これで特例というのが上から3行目、それから一番下、それから次の項目の3行目、次の3行目、めぐりまして、また3行目、3行目で出てくるんですが、この特例という意味を教えてください。それだけでいいです。

○長寿介護課長

各項目において特例云々サービス費ということがございますけど、一応これは介護保険法の中で要介護認定の効力が生じるのは新整備以降でございまして、その日より前、緊急、その他、やむを得ない理由で、そういう特別な事情でサービスを受ける場合、この場合に必要と認められれば

これを出していくという規定がございまして、その上で予算上はこれを出ささせていただいておりますけども、現実としましてはこの決まりの中でこのサービスを利用された方はございません。あくまで要介護認定の効力が生じる前に緊急的にサービスを使ったやむを得ない人のためのそれを救うような制度でございます。

○環境課長

先ほど佐藤委員の御質問で資料の数字がわかりましたのでお願いします。

平成23年度のごみの排出量、これにつきましては平成28年の目標が3.8%以上減量だったんですが、もう既に12.3%減量しております。リサイクル率についてははっきりわからないんですが、仮に30%まで平たく1年ずつ減らそうとすると20.6%ぐらいなんですが、今平成23年度で16.3%、これは4%ぐらいちょっと足りないという状況でございます。

失礼します。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号について、挙手により採決します。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第36号 平成25年度知立市介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号について、挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第37号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後9時06分開会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 9月 5日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 明 石 博 門